木と生きる幸福

住友林業

住友林業グループ

CSRレポート2017

Contents

2 **トップコミットメント**

CSR活動ハイライト
5 ハイライト1
木のぬくもりが育くみ、守る社会
8 ハイライト2
木質バイオマス発電が拓く未来
11 ハイライト3
持続可能な森林経営を実践
14 ハイライト4
苗木から始まる地方創生
18 ハイライト5
働き方改革への対応
21 ハイライト6
低炭素社会実現への貢献

25 **住友林業グループのCSR経営**
26 経営理念とCSR経営
34 ステークホルダーエンゲージメント
38 CSR重要課題とCSR中期計画
41 重要課題1
43 重要課題2
47 重要課題3
49 重要課題4
50 重要課題5

51 **経営体制**
52 コーポレートガバナンス
61 リスクマネジメント
65 コンプライアンス
69 人権の尊重
72 事業継続マネジメント
74 情報セキュリティ
76 知的財産管理

78 **社会性報告**
79 **お客様とともに**
81 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン
91 非住宅の安全・品質管理
93 建材の安全・品質管理
96 品質関連認証の取得状況
98 お客様とのコミュニケーション

103 **取引先とともに**
105 公正で責任ある調達活動
108 責任ある木材調達
112 森林認証制度の活用と普及促進
116 国内森林資源の保全と活用
119 海外植林の活用
122 取引先とのコミュニケーション

123 **株主・投資家とともに**
124 情報開示とコミュニケーション
126 株主への利益還元

127 **社員とともに**
129 公平な雇用・処遇
136 労働安全衛生
142 人財育成
146 ワーク・ライフ・バランス
154 社員とのコミュニケーション
156 社員関連データ

162 **地域社会とともに**
164 社会貢献活動の推進
169 国内における社会貢献活動事例
173 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例

180 **環境報告**
環境マネジメント
181 住友林業グループの環境経営
183 環境マネジメント体制
188 環境リスクマネジメント

193 **事業活動に伴う環境負荷**
197 データ集計の範囲と方法について
200 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
208 CO_2排出量集計の範囲と方法について
212 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減
219 事業を通じた温室効果ガス削減貢献

225 **廃棄物の削減・リサイクルと適正処理**

森林経営
235 持続可能な森林経営
239 国内における森林経営
242 海外における森林管理

生物多様性の保全
248 生物多様性保全に関する方針と目標
252 国内社有林・海外植林地における生物多様性
256 事業・サービスを通じた生物多様性保全

259 **有害化学物質の管理**

272 **水資源の有効利用**

274 **環境会計**

277 **グループ主要製造会社の環境データ**

284 **会社概要**

286 **編集方針**

287 **社外からの評価**

291 **GRIガイドライン対照表**

322 **第三者保証報告書**

【報告範囲・発行日】

報告対象組織：
住友林業株式会社を基本としていますが、住友林業グループ全体の報告を行うことが重要と考え、グループ会社の情報開示の拡大に努めています。

発行日：
2017年8月

報告対象期間：
2016年4月～2017年3月
（報告の一部に、2017年4月以降の活動と将来の見通しを含んでいます）

お問い合わせ先：

住友林業株式会社 CSR推進室
TEL 03-3214-3980
URL http://sfc.jp

トップコミットメント

住友精神に支えられたESG企業のあるべき姿

社会と企業の持続可能性に対しこれまで以上に関心が高まっています。企業は財務諸表だけでなく、長期成長の指標となる環境・社会・ガバナンス（ESG）への取り組みとその開示が、機関投資家は企業のESG情報の確認が求められるようになってきました。2017年7月には、世界最大の資産を保有する日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、ESGに積極的な日本企業を構成銘柄とする新しい3つのインデックスを公表しました。

当社は、財務・非財務の両面で実績を示し、開示していくことが市場評価につながるという認識のもと、2020年をターゲットにした「住友林業グループCSR中期計画」の策定・SDGsとの紐付け・実行などさまざまなESGへの取り組みを行ってきましたが、GPIFが公表した3つのESGインデックスすべての構成銘柄として選定されています。

この「CSRレポート2017」は、非財務面での取り組みに絞り、株主やお客様、お取引先、そして社員や地域コミュニティといった多様なステークホルダーの皆様との対話の一助とすることを目的にしていますが、2017年はESGへの取り組みと企業業績を総合的にとらえた「統合報告書」を初めて発行します。併せてご覧いただくことで、当社のCSRの取り組みが業績とトレードオフすることなく密接に関連している点をご理解いただけると考えています。

住友精神のひとつに「自利利他 公私一如」の考え方があります。住友林業グループは1691年の創業以来、先人が100年かけて育てた「木」を通して世の中に新しい価値を提案することで事業を拡大してきました。次の100年を見据え、木を植え森を育んでいくことは、企業としての持続可能性を担保するためには必要不可欠です。同時に、森林の土砂災害防止や生物多様性保全などの公的機能を維持することは社会的責任を果たすことにもつながっています。

「住友林業グループCSR中期計画」では、「持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続」を重要課題のひとつとして認識し、2016年度は「住友林業グループ調達方針」に基づいた仕入先審査を継続的に実施したほか、2017年5月20日に施行された日本のクリーンウッド法への対応を着実に進めました。

また住宅事業においても、建築後の数十年にわたるメンテナンスプログラムや、リフォーム・リノベーションによる優良な社会資産の形成など、長期的な責任や役割が期待されています。こうした責任や期待に応え続けるためには、当社自らが持続可能で安定した経営を続けていくことが非常に重要です。ESGインデックスへの組み入れは当社のこうした企業姿勢が評価されたと考えています。

自然を活かし、自然と共生する事業を

2016年11月のパリ協定発効を受け、各国政府や企業が温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを加速しています。「事業活動における環境負荷低減の推進」は当社の重要課題のひとつであり、新築住宅におけるネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の普及を推進しています。2016年度の普及率は21.3%（着工ベース）と目標を大幅に達成したことを受け、2020年度目標を80%という高い水準に引き上げました。2030年までにZEHを新築住宅の標準とすることが国の目標として掲げられていますが、その実現に向けての貢献につながります。太陽光や風など自然の力を活かし、過度に冷暖房機器に頼らない「涼温房」の設計思想が基礎にあることで、当社らしい提案が可能になっています。

商品を通じた貢献に加え、森林減少を抑制することも重要な使命です。世界の温室効果ガス総排出量の15%から20%は森林減少が原因とされています。成長の過程でCO_2を吸収し大量の炭素を固定する木が火災や違法伐採などで失われることがないよう、持続可能な森林経営こそ温暖化対策の要のひとつになると考えています。

自然の力を活かす再生可能エネルギーへの取り組みでは、バイオマス発電や太陽光発電の事業化を進めています。2016年12月には、木質バイオマス発電としては国内最大級となる紋別バイオマス発電所が営業運転を開始しました。同年5月には再生可能エネルギーのリーディングカンパニーである株式会社レノバに資本参入し、業務提携契約を結び、風力や地熱まで含めた幅広い事業の可能性を検討しています。

イノベーションが拓く「木」の可能性。その魅力を発信する

「木」は、森林を適切に管理することで永続的に活用できる自然資源であり、温暖化対策以外の面でもさまざまな社会課題解決の可能性を秘めています。今後世界的に木材需要拡大が予想される中、木の可能性を拓き、その利活用を拡大することで、持続可能な社会の構築に貢献します。

建築材としては当社オリジナルの1時間耐火構造部材「木ぐるみCT」がすでに実用化されており、耐火地域での中大型木造建築物の可能性を広げました。また、木造建築や木質空間が人の情緒や集中力に良い影響を与えることは研究でも証明されており、非住宅の木造化・木質化を進める「木化事業」の健康・医療・福祉分野への展開には大きな期待があります。

2019年3月期を目標年度とする「住友林業グループ中期経営計画2018」では、介護事業を注力分野のひとつに定めています。2017年4月に兵庫県で3つの有料老人ホームを運営する神鋼ケアライフ株式会社の株式を取得。すでに12施設を提供する株式会社フィルケアと合わせて、有料老人ホーム、デイサービスなど介護事業の分野で木の魅力や効用を活かしたサービスを提供していきます。

また、鋼鉄の5分の1の軽さでその7～8倍の強度を有するといわれるセルロースナノファイバーなど新素材の分野でも「木」は大いに注目されています。イノベーションが拓く木の可能性、利活用の拡大を追究すべく、社員一丸となって取り組んでいきます。

チャレンジを恐れない活力あるグローバル企業であるために

企業は人の集合体です。一人ひとり意見や考え方が異なるのは当然であり、自分の持っている能力、実力をいきいきと発揮している社員が集まる企業には活力があります。そのような組織風土、職場環境をつくっていくのが私たち経営陣の使命です。

住友林業グループの事業は、日本国内にとどまらず、17の国や地域に広がっています。例えば住宅事業では、アメリカで2017年1月に株式取得したエッジホームズを加え、6社が12の州で事業を展開。2016年度は、オーストラリアと合わせ約1,500人の社員が7,000棟を超える戸建・集合住宅を供給しました。

グループが成長・拡大していく中で、世界中で活躍する社員が、住友林業グループとしての価値を共有することも重要です。新たに「住友林業グループ倫理規範」を制定し、グローバルスタンダードでの共通言語としてグループ内での浸透・運用を図っていきます。住友林業グループは社会の利益を常に念頭に置き、誠実さをもってチャレンジを続けることで、グローバルに展開する総合生活関連企業集団として「世界に冠たる森林企業」を目指していきます。

活動ハイライト 1

木のぬくもりが育くみ、守る社会

人にやさしい素材「木」が生み出す効果に注目が集まり、教育や医療、介護など幅広い分野で木造建造物へのニーズが高まっています。
住友林業グループは、創業以来、木の可能性を引き出し、その生み出す価値を発見しながら、人や社会に貢献してきました。利用者が安らぎや心地よさを感じながら、健康的な生活を送ることができる木造・木質化の空間を提案する木化事業は、住友林業だからこそ生まれた事業です。
当社では2016年度までに高齢者福祉施設・教育関連施設、商業施設など計36件（引渡しベース）の大小様々な事業の実績があります。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催地である新国立競技場をはじめ、国産材を活用した都市部の木造化が広がっており、環境配慮の面でも加速が見込まれます。現状、年間40億円の受注高を2018年度には100億円に拡大することを目指しています。

受注高推移
（2012～2016年度実績および2017年度見込み）

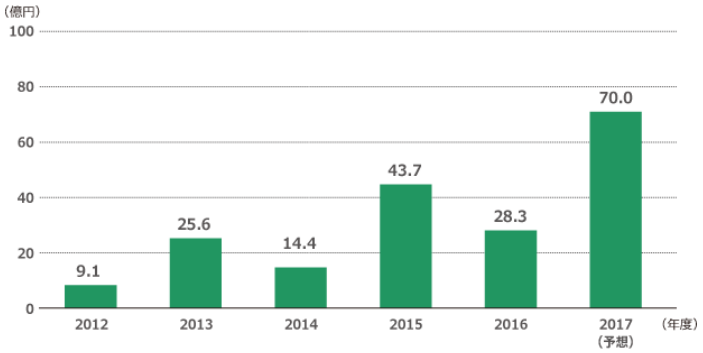

子どもたちを見守り･豊かに育む木造校舎
～宮城県東松島市立宮野森小学校～

東日本大震災で発生した津波により甚大な被害を受けた宮城県東松島市。震災以降、同市野蒜地区の小学生たちは5年以上の時間を被災した野蒜小学校に代わりプレハブの仮設校舎で学んできました。市は新たな生活の拠点となる移転地として高台に街区を造成し、里山と隣接する敷地に小学校の建設を計画しました。

コンセプトは「森の学校」。ナチュラリストのC.W.ニコル氏らの支援のもと、市民の皆さんと意見交換を行いながら、恵まれた自然環境のなかで心身ともに豊かな子供たちを育む学び舎の建設を進めてきました。

2016年12月、同市の復興のシンボルとして、また震災後、宮城県初となる校舎・屋内運動場ともに木造建築で構成された宮城県東松島市立宮野森小学校は竣工されたのです。これは当社にとって初めて手掛けた小学校校舎でしたが、建設業界をはじめとした地元事業者の皆様の協力を受けることで予定工期どおり完成、お引渡しすることができました。

同校舎は木の香りに包まれ木の美しさが際立つ学び舎であり、構造材には東北の杉を中心に地産の無垢材を約5,000本用いることで地域林業の活性化にも貢献しています。内装にも木をふんだんに用いたデザインにしたので、直接手で触れ、床に座ることで、木の暖かさ・優しさを感じることができます。また年月を経るごとに味わいを増すことから、児童たちの校舎への愛着、ひいては地域への愛着がもちやすくなることも期待されています。

さらには「木が持つ効能」として、吸湿作用や高い断熱性があり、湿度や室温を均一にすることができるといわれています。そのため、木造建築物ではインフルエンザのまん延が抑制されるという調査結果も出ています※1。また、木造建築物の中で過ごすことで、集中力の向上や精神の安定が見込まれます※2。

同市では、このすばらしい小学校から世界で活躍する人材を一人でも多く輩出したい。そしてまた東松島市に戻ってきてもらい、地域振興の場でも活躍して欲しい、と願っています。

※1 文部科学省「木の学校づくり－木造3階建て校舎の手引き」参照
※2 住友林業ニュースリリース「第5回キッズデザイン賞受賞　フューチャーアクション部門で『木目の空間はリラックス＆集中できる！を実証』」(2011.7.15）参照

宮城県東松島市立宮野森小学校の校舎

高齢者に寄り添い、健康を支える ～グランフォレスト学芸大学～

鉄筋コンクリート造で建てられることが多かった高齢者施設でも、健康の側面からの効能が認められ、木造建築が増えています。例えば、「フィトンチッド」と呼ばれる木の香りの成分には、血圧を下げる、脈拍を落ち着かせる、精神を安定させる、ストレスを解消させるなど、高齢者施設に適した効果があります。

その中で、当社グループ会社である株式会社フィルケアは、2017年2月に介護付きホーム「グランフォレスト学芸大学」（東京都目黒区）を開設しました。本施設では、入居者の心身の健康を向上させるため、当社筑波研究所の研究成果である「睡眠の質を向上する室内空間」と「認知機能改善を意識した庭」を取り入れています。

室内空間では、「木の内装と間接照明の組み合わせが副交感神経の働きを高めてリラックス状態を導き、睡眠の質の改善や疲労の軽減につながる効果がある」という研究成果を全室に反映。壁をはじめ、内装に木質部材を有効に配置すると共に、室内の照明の明るさや色、点灯･消灯の時間などの調整を行うことで、入居者がリラックスし、入眠できる環境を整えています。

また、庭については、木や緑に触れることで過去の記憶や出来事を思い出したり、植物に触れながら手先を動かすなどの刺激を受けることで認知機能を改善し、認知症の進行を遅らせる効果が期待できるという研究内容を導入。いきいきと笑顔で毎日を過ごせるよう｢花笑み（はなえみ）の庭｣と題し、外に出やすい動線の工夫や、植栽の種類や配置を考慮した外構計画としています。

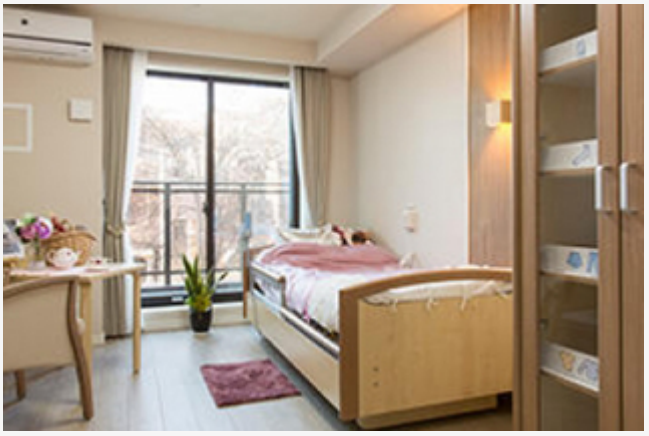

グランフォレスト学芸大学

- 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン
- 非住宅の安全・品質管理
- 建材の安全・品質管理

木質バイオマス発電が拓く未来

再生可能でクリーンなエネルギーの開発・普及は、世界全体で取り組むべき社会問題です。
住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を軸とした事業でのノウハウを活かし、木質バイオマス発電事業に参画。木の利用用途拡大とその資産価値を高めながら、社会課題解決に貢献していきます。

再生可能エネルギーをめぐる社会動向

将来的な化石燃料の枯渇や価格の高騰への懸念、世界的な課題であるCO_2排出削減などの観点から、世界各国が再生可能エネルギーの導入を進めています。一方、日本国内における再生可能エネルギーの導入状況は、全体の約11%（2013年度実績）と、主要先進国に比べて低水準となっています。

こうした状況を背景に、政府は2015年に「長期エネルギー需給見通し（エネルギー・ミックス）」を発表。再生可能エネルギーの比率を2030年までに22%～24%程度に高めることを見込んでおり、今後同分野のさらなる市場拡大が期待されています。その中でも、他の再生可能エネルギーに比べて安定的に電力を供給できる木質バイオマス発電は、ベース電源として注目されています。

長期エネルギー需給見通し

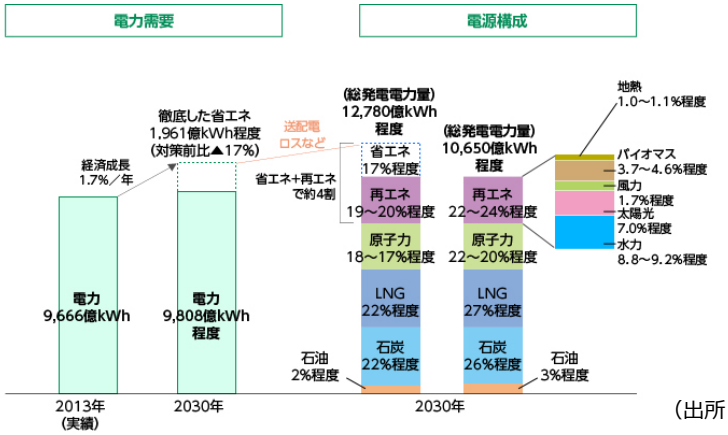

（出所：経済産業省資源エネルギー庁資料）

当社グループの強みを活かした木質バイオマス発電事業への取り組み

当社グループの強みは、既存の林業・木材建材事業の集荷・流通網を活かして、バイオマス発電事業に不可欠な燃料用原木やチップ等の燃料を安定供給できることです。

例えば、2011年に運転開始した川崎バイオマス発電所では、関東一円から集められる住宅の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップを主な燃料としています。また、2016年に営業運転を開始した紋別バイオマス発電所では、地域の林産業関係者や自治体の協力も得て、オホーツク地域から集荷される林地の未利用木材を主な燃料として利用しています。

紋別バイオマス発電所におけるバイオマス燃料の供給フロー

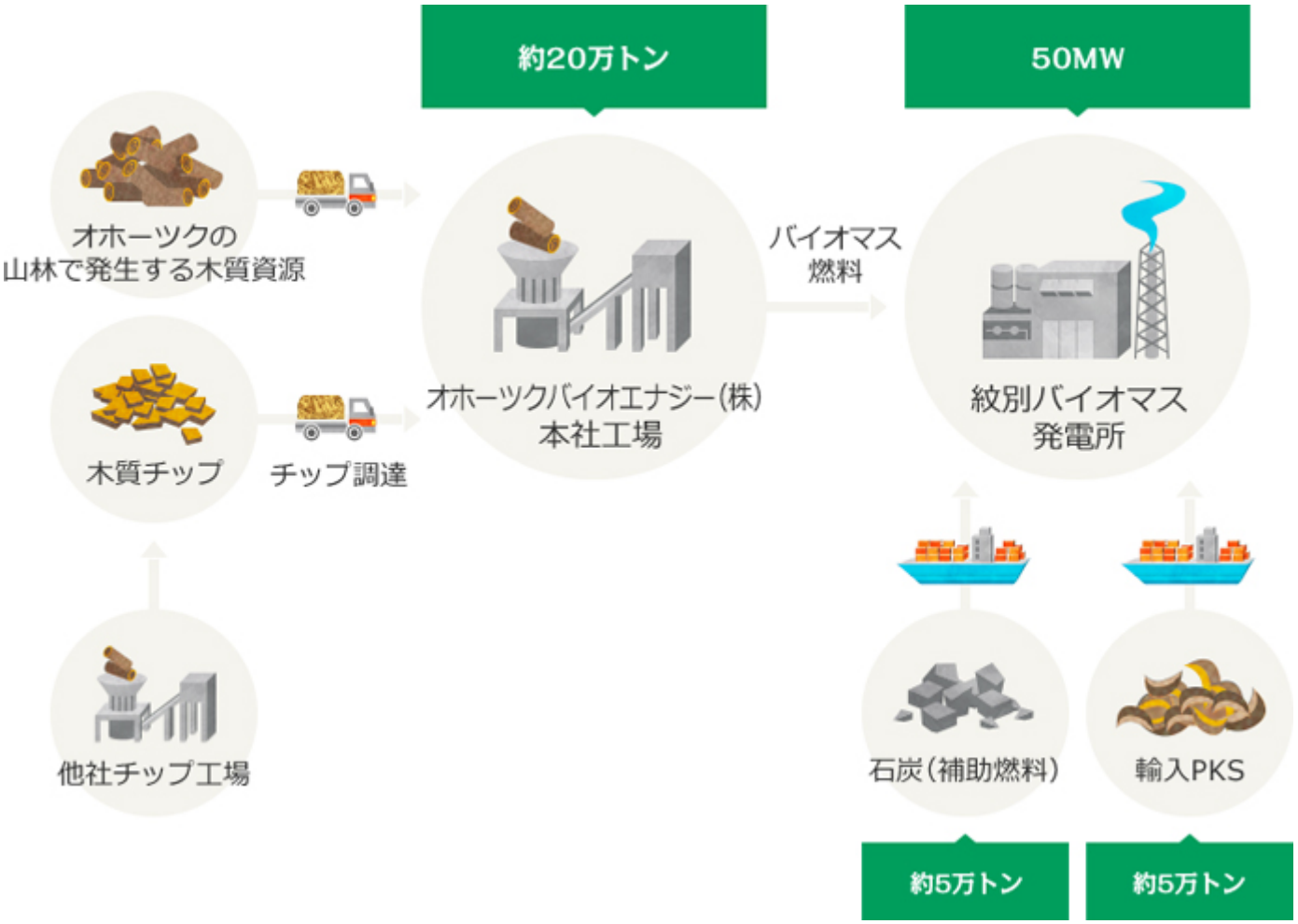

200MW体制構築に向けて ～紋別バイオマス発電所が営業運転開始

住友林業グループでは、2019年までに木質バイオマス発電事業を主軸とした再生可能エネルギー事業を200MW規模に拡大することを目指しています。その目標達成の柱の一つが、紋別バイオマス発電所です。同発電所は、当社出資比率51%の当社グループの連結会社で、当社が出資するバイオマス発電所としては最大規模となる50MWの大型バイオマス発電施設となっています。

また、同発電所はオホーツク地域の林地未利用木材を主燃料とした発電所で、当社グループで初めての山間地型発電所です。この森林資源の豊かなオホーツクの地に当社は社有林を保有しており、その社有林も含めた地元の森林資源を活用し、その収益を森林や地域に還元していきます。当社では、このような地域との共存共栄ができる循環型の発電事業を目指しています。

さらなるバイオマス発電事業の加速を目指して

当社では、現在稼働中の川崎バイオマス発電所（33MW）、紋別バイオマス発電所（50MW）、苫小牧バイオマス発電所（5.9MW）に加え、2018年4月に八戸バイオマス発電所（12.4MW）の運転開始を目指しています。これらの発電所の発電規模を合計すると、すでに100MW規模の木質バイオマス発電事業に出資参画していることになります。

さらに、将来に向けた投資も進めています。2016年5月には、再生可能エネルギー発電所の開発・運営を行う株式会社レノバに出資すると同時に、業務提携契約を締結しました。同社は、自社の発電所開発実績のほか、累計1,000件以上の環境コンサルティングの実績を持ち、再生可能エネルギー事業開発に関する広範な知見とネットワークを有しています。これらの取り組みにより、今後も木質バイオマス発電をはじめとし、様々な再生可能エネルギー事業を積極的に推進してまいります。

既存の投資

木質バイオマス発電所
(川崎、紋別、苫小牧)の運営

進行形の投資

八戸バイオマス発電事業に参画

未来への投資

レノバ社との業務提携契約

▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献

活動ハイライト 3

持続可能な森林経営を実践

新興国を中心とした人口増加と経済成長に伴う住宅建設や多様なエネルギー資源へのニーズなどを背景に、中長期的に世界での木材需要は拡大することが予想されます。

一方で、現在世界で生産されている産業用原木の半数以上は天然林からの供給です。需要の拡大に対応するためには、今後、持続可能な植林地をいかに増やしていくかが重要です。

住友林業グループは、発祥の地である別子銅山での備林経営をルーツとし、木を植え、森を育みながら、木を活用し続ける「保続林業」の理念を脈々と受け継ぎ、国内外で植林事業を展開。現在では、日本国内外に約27万ヘクタールの持続可能な森林を所有・管理しています。

森を育て、管理することで地域発展に寄与

持続可能な森林とは、森林にかかわる生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、木材に関する多様なニーズに永続的に対応できるように管理された森林です。当社グループでは「植林→育林→伐採→利用→植林」のサイクルにおいて常に環境面でのサステナビリティを意識し、資源の減少を防ぐとともに、経済・環境の両面で地域の発展にも寄与していきたいと考えています。

森林管理と木材利用

ニュージーランドにおける山林取得

住友林業グループは、2016年6月、ニュージーランドにて約3万ヘクタールの山林資産を取得しました。

今回取得した山林資産は、ニュージーランド南島・ネルソン地区に位置するラジアータ・パイン植林地です。ラジアータ・パインは成長が早く25年周期で伐採できるため供給が安定していること、均質で汎用性が高いことなどから価格競争力がある木です。長期にわたり安定した収益が見込めると同時に、計画的に植林することで、永続的に使用できる持続可能な資材となります。

今回取得した山林から産出されるラジアータ・パインは、年間40億円程度の売り上げを見込んでおり、同国内の工場において製材品等に加工され、国内外で住宅の構造材や内装材として活用されます。また、当社グループの流通ネットワークにより、高い需要が見込まれる中国や、人口増加が著しいインドをはじめ、日本を含めた世界各国への輸出を行います。

当社は、持続可能な森林経営のためには、地域住民との共存や地域社会への貢献が不可欠であると考えており、今後、同地のナティ・コアタ（Ngati Koata）財団※をはじめ、地域の方々と協力関係を築きながら、社会に貢献できる持続的な事業として同山林の管理を推進していきます。

※ ニュージーランド政府からマオリ（古くからニュージーランドに住む人々）に返還された土地などの資産を管理する団体

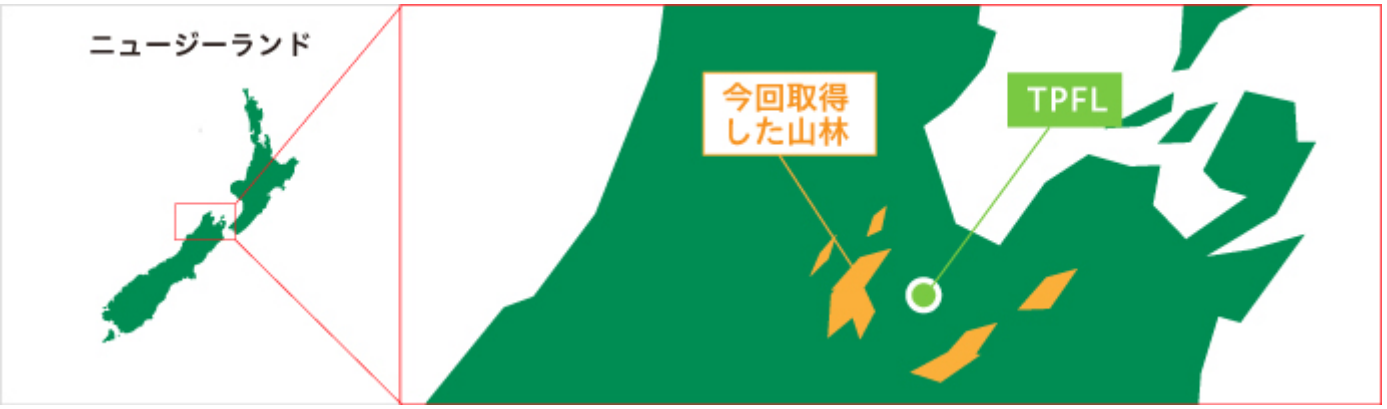

インドネシアにおけるFSC森林認証取得

インドネシアのグループ会社クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）が支援する植林共同組合コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）は、2017年1月、所有する山林206ヘクタールにおいてFSC-FM認証を取得しました。

KTIでは、1999年よりファルカタ等の早生樹の植林に着手。地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木したら木材として同社が買い取る「社会林業」の仕組みにより、環境・社会・経済の両立を目指してきました。2015年12月には、地域住民の協力を得てKBM KTIを設立。地域住民とともに持続的な森林経営体制、法令遵守、環境保全などの仕組みづくりを行ってきました。今回の認証取得においても、長年地域住民とともに植林を行ってきたノウハウが活かされています。

今後KTIは、認証面積の拡大も視野に入れながら、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大に注力します。インドネシアの主要植林樹種「ファルカタ」のFSC-FM認証材を安定供給できるのは、インドネシア国内ではKTI1社のみであり、さらなる競争力強化が期待できます。

- 持続可能な森林経営
- 国内における森林経営
- 海外における森林管理

苗木から始まる地方創生

官民一体で苗木づくりから林業再生を

地方創生施策の一環として、有効活用しきれていない森林資源の整備や林業再生に取り組む自治体が増えています。また、戦後植林されたスギ、ヒノキは収穫期を迎え、今後皆伐面積の増加が見込まれます。皆伐後の再造林面積の増加に伴い、苗木の安定供給が望まれますが、生産者の減少などにより今後、不足することが予想されています。

住友林業では、いち早く苗木生産の近代化に着手。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の建設等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。

具体的には、2012年に宮崎県日向市に環境制御型苗木生産施設を開設したのを皮切りに、北海道紋別市でも生産用のハウスを整備。温度や湿度を制御することで、通年での生産が可能となり、従来の露地育苗に比べて単位面積当たりの生産量を飛躍的に増やしています。2016年度は新たに岐阜県下呂市、2017年5月には高知県本山町に生産施設を開設し、全国で年間130万本の苗木を生産できる体制を整えました。

また、生産施設の整備以外に、苗木生産にかかる人材の雇用や新たな技術の開発・普及などの分野でも地域の自治体と連携し、地方の活性化に寄与していきます。

全国の苗木の生産量の推移

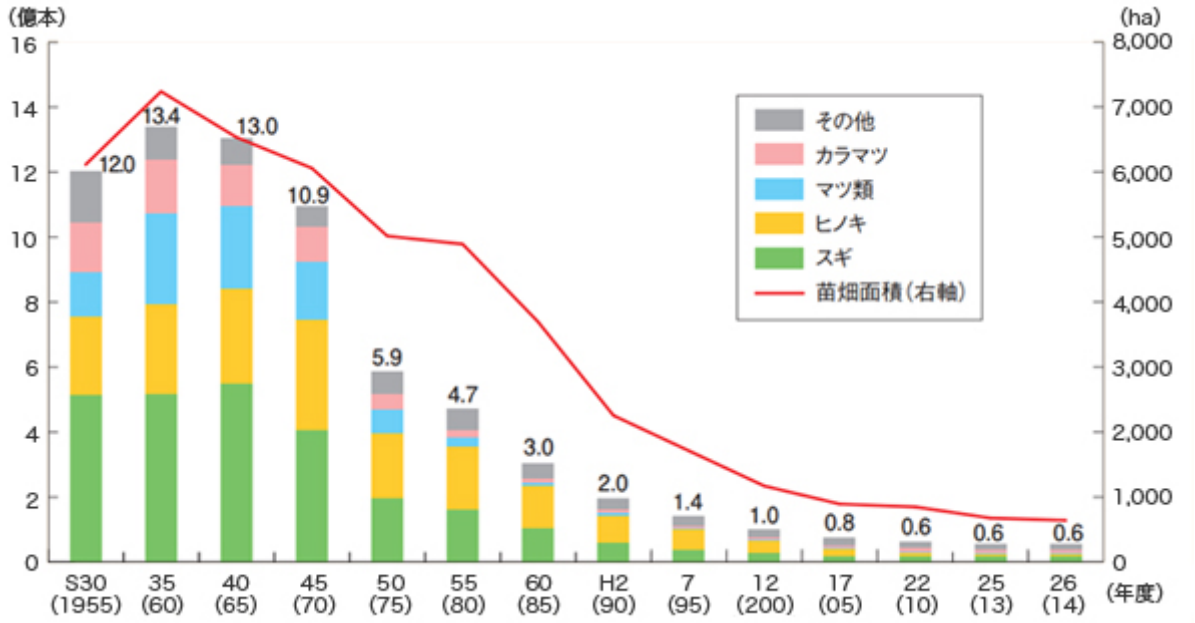

※出典：平成28年度 森林・林業白書

全国に広がる住友林業の苗木づくり

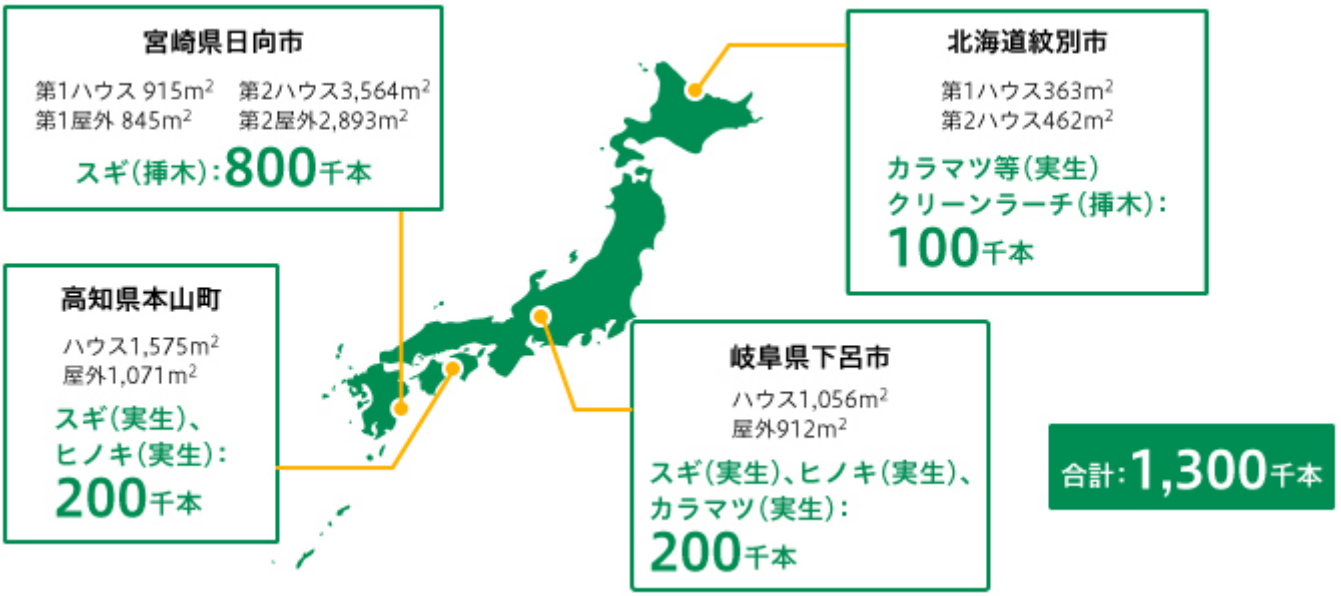

森林情報の活用促進へ情報を標準化

国内林業活性化のためには、地方自治体や林業事業体、森林所有者、木材需要者等が、森林の資源量や所有者、地形、路網、施業の履歴といったさまざまな森林情報を共有し、有効かつ高度に利活用する必要があります。林野庁では、その課題解決のために、森林情報に関するデータやシステムの標準化を行う「森林情報高度利活用技術開発事業」のうち「森林クラウドシステム標準化事業」を推進。住友林業は、2013年度より同事業の補助事業者として一般財団法人日本情報経済社会推進協会とともに、「森林クラウドシステム標準仕様」の作成並びに修正を行い、最新のバージョン3.1を2016年8月に公開しました。標準仕様は2017年3月末時点で、2つの都道府県、15の市町村で採用されています。

今後とも地方自治体や林業事業体、木材需要者等がこの標準仕様を採用し、森林管理の効率化・高度化を実現することで、地域の森林整備や林業振興が推進されることを期待しています。

▶ 森林の未来を導く森林クラウド～羅森盤～（外部サイトへリンク）

福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成

住友林業は、永きに渡る社有林経営で培った森林管理に関する豊富な知見を活かし、地方自治体などが行う森林整備や林業振興の計画作成にかかるコンサルティングを行っています。その一環として、2016年1月より、地域の森林資源活用に取り組む福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援を行いました。

同プランは、糸島市における適正な森林整備と市産材の有効活用に関する施策の根幹となるものであり、同市が推進する「ICTを活用した木材の市内活用型サプライチェーンの構築事業」の基本計画として位置づけられています。

マスタープランの作成方法としては、まず航空レーザ測量により市域の森林資源量を把握した後、森林が有する成長力や利便性、環境保全機能等に着目したゾーニングを実施。ゾーニング毎に森林の取扱い方針を定め、伐採計画や産出された木材を運び出すための最適な路網計画を策定しました。さらにマスタープランに沿った施策を実行するための体制づくりを併せて検討しました。

今後糸島市が今回作成した「森林・林業マスタープラン」を基に、森林を活かした地域再生を実現することを期待しています。

国内における森林経営

働き方改革への対応

長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められる中、社員がいきいきと活躍できる職場づくりは人財確保の面からも非常に重要な課題です。住友林業グループでは、CSR中期計画においてワーク・ライフ・バランスの推進に関する具体的な目標を設定し取り組みを進めることで、多様な人財が活躍できる活気ある職場づくりを実践しています。

ワーク･ライフ･バランスの実現に向けて

住友林業グループは「人間尊重：多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」を行動指針の1つに掲げ、ダイバーシティ経営を推進しています。また、社員が自身と家族を大切にし、豊かな未来を築けるよう、社員一人ひとりの健康保持増進に努め、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進しています。

2017年度には、人事制度の改定を行い、社員がより働きやすい仕組みづくりを進めています。具体的には、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行、フレックスタイム制や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、社員が時間によるコスト意識を持ち仕事の質を高めることで長時間労働を削減し、生産性の向上と社員の健康保持増進を目的としています。

また、フレックスタイム制では、一ヶ月の総労働時間を定め、1日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化や、育児・介護中の社員の働きやすい仕組みづくりにも取り組んでいます。

さらに、インターバル制では、前日の終業時間から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間を確保することとしています。11時間の休息時間が始業時間またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなし、これにより過重労働の防止や社員の心身の負担軽減を図っています。

健康経営優良企業2017に選出

住友林業は、2017年2月「健康経営優良法人2017～ホワイト500～」に選定されました。健康経営優良法人認定制度は、経済産業省と日本健康会議が進める健康増進の取り組みの一環として2016年度に創設され、初回となる今回は「大規模法人」の中から235法人が認定されています。

認定には、「経営理念・方針」、「組織体制」、「制度・施策実行」、「評価・改善」、「法令遵守・リスクマネジメント」の5つの基準が設けられ、当社は特に「経営理念・方針」が高く評価されました。

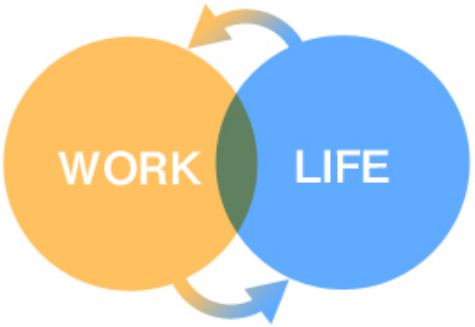

当社による健康経営への取り組み事例

- フレックスタイム制やインターバル制の導入による長時間労働の削減への取り組み
- 健康診断の受診徹底
- 社内カウンセラー（臨床心理士）による相談窓口の設置や管理職向け研修
- 社内イントラを活用した「こころの健康診断（ストレスチェック）」の定期的実施

平成28年度「準なでしこ」に選定

住友林業では女性活躍推進にも力を入れており、平成28年度「準なでしこ」に選定されました。「準なでしこ」は女性活躍推進に優れた「なでしこ銘柄」に準ずる企業として2016年度から創設されており、経済産業省が東京証券取引所と共同で女性活躍の推進状況を重視して選定します。

CSR中期目標では、管理職の女性社員比率を2020年までに5%以上にすることを掲げ、女性管理職の活躍と登用を促進しています。

2016年度から女性社員をメンティー、男性管理職をメンターとした「メンター制度」を導入し、女性社員の活躍を支える仕組みを展開しています。

当社グループは、2013年に「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を策定し、育児中の働き方支援・教育研修制度などを充実させるなど積極的に推進しています。

住友林業グループ女性活躍推進宣言

1. 女性が働きやすい環境を創出する
2. 女性ならではの発想力を活かす
3. 女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す

イクボスセミナーの開催

住友林業グループでは、働き方改革を実現するために、組織を牽引する管理職の意識改革が重要であることから、管理職を対象とした「イクボスセミナー」を開催しました。当日は、外部講師を招き、長時間労働を抑制し、それぞれの事情に合わせた働き方を実現しながらも業績を上げ続けていくための意識改革をテーマに、本社や近隣事務所の管理職およびグループ会社の人事担当者などが参加しました。

イクボスセミナー参加者の声

Q：イクボスセミナーに参加した感想・考え方の変化などがあれば教えてください。
A：「ワーク・ライフ・バランスを実現しながらも業績を上げる実践的な秘訣を」というセミナー概要にワクワクしながら、エントリーしました。
セミナーは、具体的かつ分かりやすい内容で、イクボスの定義や重要性を知ることができました。グループやチームのメンバーには、子育て中で時間的に制約のある部下や、責任感が強く長時間労働体質の部下、健康面が心配な部下と、一人ひとり異なる事情があります。個別に声がけし、それぞれの事情を把握し、働きやすくやりがいのある職場環境を整えていきたいと思います。

岩亀 守正
住宅事業本部 池袋支店
チームリーダー

Q：今後実践したこと・したいこと、言動の変化などがあれば教えてください。
A：セミナーの終わりに、イクボス行動宣言として、「部下の私生活を充実させるために、自らの人生を充実させるために、互いの仕事をサポートし合える雰囲気を作ります」と、宣言しました。
具体的に、業務の効率化、時短を進める取り組みとして、チームメンバー全員で行う集合型ミーティングの回数と時間を半分以下にしました。必要に応じて、自分から部下のデスクを回り、業務の進捗確認や、指導、悩み相談等を行い、部下の時間的制約を減らすためのフォローをしています。
今後は、チームメンバー全員が、相手の立場に立って考え、そして行動することができるように、まずは私自身がお手本になり、自ら実践し、気づきを与えていきたいと思います。

▶ 公平な雇用・処遇
▶ ワーク・ライフ・バランス

活動ハイライト 6

低炭素社会実現への貢献

ハウスメーカーにとってもっとも影響の大きい環境負荷は、供給する住宅の居住時にかかる環境負荷です。日本における家庭部門のCO_2排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあり、新築住宅についても、段階的基準への適合が義務化されています。

住友林業グループは、家庭での一次エネルギー消費量をゼロ以下にするネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を実現する普及に取り組んでいます。

お客様の期待に応えることで環境負荷低減につなげる

住友林業グループでは、お客様のご要望やご期待に応えることで、品質を向上させ、省エネルギー住宅や環境配慮設備の充実した住宅を提供し、環境負荷低減につなげてきました。

例えば、国土交通省が実施した「2013年住生活総合調査」によると、住宅に対して重要だと思う要素として「地震時の安全性」や「住宅の広さや間取り」「防犯性」などが挙げられています。

これらの期待に応えるべく、住友林業では2005年に、日本初の木質梁勝ちラーメン構造であるビッグフレーム構法（BF構法）を発売するなど、木造注文住宅の技術向上に努めてきました。

そして、2017年4月、BF構法をさらに進化させた「The Forest BF」を全国（沖縄を除く）で発売しました。

自由度のある天井高やさらに増した開口部のほか、構造材を必要としない可変性のある間仕切り壁を採用することで、お子さまの独立や親御さまの同居など、間取りを変更する際にも廃棄物が少なくなる構造となっています。

また、地域の基準値を上回る断熱性能を持たせたほか、高効率給湯器と太陽光発電システムを組み合わせることでZEHも実現できます。

今後もこれらの開発を通じて、お客様と環境の双方にプラスとなる高品質な住まいを提供し続けていきます。

2020年ZEH普及80%、そしてLCCMへ

当社は2020年までのZEH普及目標を80%としており、2016年度には32%という実績を達成しています※。国の目標では、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現することになっており、当社はこの国家目標の実現にも貢献していきます。

さらに当社では、太陽光発電システムなど環境配慮機器の利用によって、建設から廃棄まで住宅のライフサイクル全体で排出されるCO_2収支をマイナスにしようとするLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅の開発に取り組んでいます。

再生可能な資源である木を活かした木造注文住宅は、鉄骨造やRC造に比べて建築時のCO_2を大幅に削減できます。家を建てる前から建てた後のことまで視野に入れると、LCCM住宅に適した住まいといえます。家そのものが排出するCO_2量と、日々の生活の中で排出するCO_2量を減らすとともに、快適なLCCM住宅の実現を目指していきます。

▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減

ZEH普及目標・実績（Nearly ZEH含む）※

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
全国（北海道・沖縄を除く）	目標	5%	35%	45%	60%	80%
	実績	32%	—	—	—	—
北海道	目標	1%	3%	5%	10%	51%
	実績	0%	—	—	—	—

※ 受注ベース

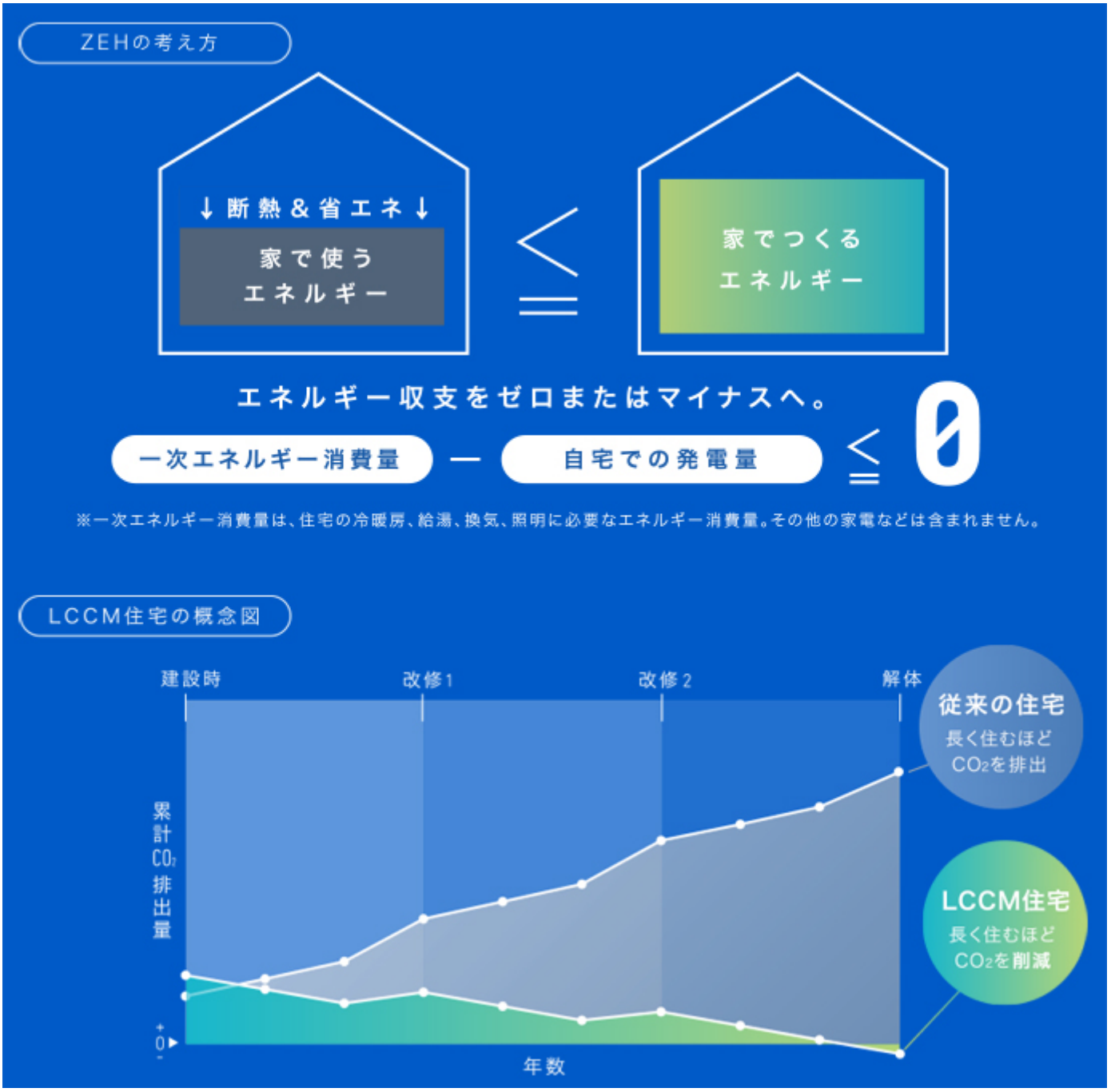
ZEHの考え方
↓断熱＆省エネ↓
家で使う
エネルギー
家でつくる
エネルギー
エネルギー収支をゼロまたはマイナスへ。
一次エネルギー消費量
自宅での発電量
0
※一次エネルギー消費量は、住宅の冷暖房、給湯、換気、照明に必要なエネルギー消費量。その他の家電などは含まれません。
LCCM住宅の概念図
建設時
改修1
改修2
解体
累計CO2排出量
年数
従来の住宅
長く住むほど
CO2を排出
LCCM住宅
長く住むほど
CO2を削減

LCCM住宅開発担当者のコメント

筑波研究所では、LCCM住宅開発の取り組みとして2013年に研究所内に実験棟を建設し検証を進めています。様々な材料に木材を用いて建てられた実験棟では、木材の利用促進が建物自身のCO_2排出量の削減に繋がることをLCA評価により確認できました。また、涼温房の考え方に基づき、夏の夜間など屋外の気温が低いときには空調運転を止めて外気の取り入れ量を増やす外気冷房機能をもった「エアドリーム・ハイブリッド」や、開口部の断熱性能強化と室内の明るさの確保を両立することのできる「インテリア断熱障子」など、実験棟へ導入した新しい技術のいくつかはお客様にご提供することができるようになりました。2016年度からはNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の実証事業に協力しながら、太陽光発電システムにより作られた電気を自らの住戸内で利用するなど、より積極的なエネルギーの活用に係わる技術開発を進めています。

根本 孝明
筑波研究所　建築住まいグループ
チームマネージャー

木材を積極的に利用した実験棟

貯湯式給湯器および定置型蓄電池

住友林業グループのCSR経営

経営理念とCSR経営

ステークホルダーエンゲージメント

CSR重要課題とCSR中期計画

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進

重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

経営理念とCSR経営

CSR経営

住友林業グループの経営理念とCSR経営

住友林業グループは、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念や、行動指針に基づき、「環境方針」や「調達方針」などの方針、各種ガイドラインを制定するとともに、2017年7月には、近年における国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請に準拠した「住友林業グループ 倫理規範」を改めて策定し、事業活動を行っています。

また、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を踏まえ、あらゆるステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

住友林業グループの共通価値を「木と生きる幸福。」というブランドメッセージに込めて、これからも一層のCSR経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

経営理念

住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

住友精神

公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める。

人間尊重

多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる。

環境共生

持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取組む。

お客様最優先

お客様満足に徹し、高品質の商品・サービスを提供する。

住友林業グループ　倫理規範

目的ならびに適用範囲

住友林業グループは、経営理念ならびに行動指針に基づき、サプライチェーンも含め、本倫理規範に則った企業運営を行います。

公正かつ透明性のある企業活動

1. 法令・規則の遵守

国内外の法令ならびに社内規則を遵守し、国際行動規範を尊重します。

2. 腐敗防止

贈収賄、横領、マネーロンダリングを含む腐敗行為には一切関与しません。

3. 公正な取引

カルテルや談合などの疑いのある行為は一切関わらず、公正な取引を行います。

4. 公正な会計処理

正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行います。

5. ステークホルダーとのコミュニケーション

株主をはじめとするステークホルダーの関心に配慮し、必要な情報を適時かつ公正に開示し、対話を行います。

6. 機密保持

自社ならびに第三者の機密情報の保護を確実なものとします。

7. 情報セキュリティ

情報の漏洩などを防止するため、適切な情報セキュリティの確保を行います。

8. 取引先との関係

優越的な地位の乱用などの不適切な行為は行わず、取引先との建設的な関係を構築・維持します。

9. 知的財産の保護

自社の知的財産を保全するとともに、他者の権利の侵害は行いません。

10.個人情報の保護

個人情報は適切に管理し、目的外の使用は行わず、漏えいを防止します。

11.責任ある広告宣伝

誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告宣伝を行います。

12.健全な政治との関係

法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。

13.反社会的勢力の遮断

反社会的勢力には、一切関与しません。

14.通報窓口の設置

法令や本倫理規範の違反が疑われる場合に利用可能な通報窓口を設置します。通報は匿名の受付も可能とし、通報者に対する制裁は固く禁止するなど、積極的な利用を促します。

良識ある行動

15.利益相反の回避

公私の区別を明確にし、会社との利害が対立するような行為は行いません。

16.会社資産の流用禁止

個人的な目的で、会社の経費や資産を使用しません。

17.インサイダー取引の禁止

インサイダー取引には、他者への加担を含めて一切関与しません。

18.節度ある贈答、接待

社会通念上妥当でない贈答・接待の授受は行いません。

19.政治・宗教活動の禁止

就業時間内に、個人の信条に基づく、他人への勧誘などの政治・宗教活動は行いません。

人間尊重と健全な職場の実現

20.人権の尊重

人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重します。

21.差別の禁止と多様性の確保

人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別は一切しません。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努めます。

22.強制労働、児童労働の禁止

強制労働、児童労働は、一切容認しません。

23.結社の自由と団体交渉権

労働者の権利として、法令に基づき、結社の自由と団体交渉権を確保します。

24.適切な労働時間と賃金

法令に基づく適切な労働時間と賃金を確保します。

25.ワークライフバランスの確保

育児や介護などの個人的な事情と業務との適切なバランスを確保します。

26.労働安全衛生

安全で健康的な職場環境の維持に努めます。また、災害、事故等に備えた教育・訓練を定期的に実施します。

27.人財の育成

能力、技能の向上を目指し、研修などの機会を提供し、人財の育成に努めます。

28.ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、非人道的な懲罰などの行為は、決して行わず、見過ごしません。

29.プライバシーの保護

個人のプライバシーを尊重し、保護します。

社会や環境に配慮した事業活動

30.顧客満足と安全

お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。

31.環境共生

商品とサービスのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止、資源循環、汚染の防止、生物多様性の保全に取り組みます。

32.地域社会への貢献

地域の文化や慣習を尊重し、対話を通じて地域社会の持続的な発展に貢献します。

- 住友林業グループ環境方針
- 住友林業グループ調達方針

国連グローバル・コンパクトへの参加

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

UN GLOBAL COMPACT
WE SUPPORT

SDGsへの賛同

2015年、国連総会において「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)が採択されました。より良い国際社会の実現を目指して2000年に採択され、2015年を達成期限としたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の成果を土台としながら、SDGsは、新興国だけではなく先進国などあらゆる国と地域が、貧困や不平等、教育、環境など、17の目標と169のターゲットの達成を目指すものです。住友林業グループは、グローバルに事業を展開する企業としてこの目標を支持し、住友林業グループのCSR重要課題との関連性を考慮したさまざまな活動を中心に貢献していきます。住友林業グループのCSR重要課題とSDGsとの関連性については、重要課題のページにてご紹介します。

- 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- 重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
- 重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

ステークホルダーエンゲージメント

CSR経営

基本的な考え方

住友林業グループは、木を軸として川上から川下まで幅広い領域でグローバルに事業活動を行っているため、さまざまなステークホルダーと関わりがあります。直接的・間接的に影響しあう関係性を考慮しながら事業活動を行うことはもとより、常にコミュニケーションを重視し、その期待や要請に誠実に応えていくことが基本的な考え方です。

住友林業グループのステークホルダー

住友林業グループのステークホルダーは、以下のように整理・分類されます。日々の事業活動のみならず、さまざまな機会を捉えて良好なコミュニケーションを図るとともに、それぞれのステークホルダーからの多種多様な期待や要請に応える手段を講じています。

主な責任とコミュニケーション方法

主な責任とコミュニケーション方法

ステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
お客様	■ 安全で高品質な製品・サービスの提供 ■ 適時・適切な情報開示と説明責任 ■ コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上	■ 住友林業コールセンター ■ お客様満足度調査 ■ ホームページやメディア等 ■ 展示会や各種イベント等
社員・その家族	■ 人権が尊重され、差別なく、安全で健康に働ける職場環境の提供・整備 ■ 公平・公正な人事評価 ■ 能力を発揮・向上できる教育体制の整備 ■ ワークライフバランスを充実させるための諸施策・制度等の整備	■ 定期的な面談・業績レビューの実施 ■ 社員意識調査の実施 ■ コンプライアンス・カウンターの設置 ■ こころの健康相談室 ■ 社長と社員の対話（カジュアルフリーディスカッション）の実施 ■ 家族の職場参観日 ■ 労使双方の委員で構成する「経営懇談会」の設置 ■ 社内報の発行、社内イントラネットの整備

ステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
株主・投資家	■ 適時・適切な情報開示 ■ 情報の透明性や説明責任の追求 ■ 適切な株主還元	■ 株主総会、決算説明会、投資家説明会、アナリスト説明会等の実施 ■ ホームページや、株主通信、説明会資料、関連資料等の情報発信 ■ SRI等に関連する評価・調査機関からのアンケート対応
政府・監督官庁	■ 各種関連法令の遵守および報告・届出	■ 専門・関係部署を通じた対応
業界・同業他社	■ 適切な市場や競争環境の構築 ■ 同業界の発展・振興に向けた協力	■ 業界団体等への参画
取引先	■ 公正で公平な取引関係の構築 ■ 安全衛生環境の向上 ■ 各種関連法令の遵守	■ 購買・調達活動 ■ 安全大会・安全パトロール、工務店会議の開催 ■ 研究会や情報交換会の開催 ■ サプライヤー評価（アンケートや訪問）等の実施
学生	■ 公平・公正な採用活動 ■ 積極的な情報発信	■ 各種説明会やイベント等への参加 ■ 学校訪問

ステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
NPO／NGO	■ 社会課題解決に向けた協働 ■ 事業ノウハウの提供	■ 社員のボランティア参加 ■ 社会貢献活動を通じた協働
地球環境	■ 自然環境や生物多様性の保全 ■ 事業活動における環境負荷の低減 ■ 環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供	■ 事業における環境配慮 ■ 環境配慮住宅の供給・普及 ■ 植林など森林づくりボランティア ■ NPO／NGOとの対話 ■ NPO／NGOと連携した環境・社会貢献活動
国際社会・地域社会	■ 地球規模または地域の社会課題解決への貢献	■ 社員のボランティア参加 ■ 社会貢献活動を通じたコミュニティ形成支援

CSR重要課題とCSR中期計画

CSR経営

「住友林業グループCSR重要課題」の特定

住友林業グループは、経済・環境・社会情勢の変化に伴い、2008年に設定したCSR重要課題に代わり、2015年3月、新たにCSR重要課題の特定を行いました。

社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象にアンケート調査を実施し、約2,700名から回答を得ました。アンケート作成にあたっては、住友林業グループの経営理念・行動指針をもとに、社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」や社会的責任投資による企業評価項目などを踏まえ、住友林業グループにもっとも関わりのある27項目を予め設定しています。

そのうえで、経営層からの視点を織り込み、「経営」と「ステークホルダー」の2つの軸でアンケート結果をマッピングし重要性判断を行いました。その中で重要性が高い12項目を整理し、5つの項目を「住友林業グループCSR重要課題」として特定しました。

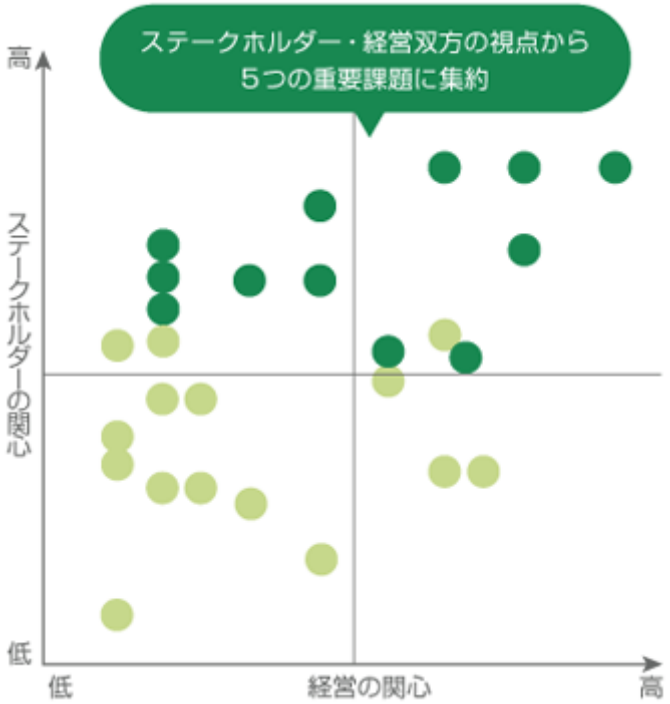

住友林業グループCSR重要課題

- 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 事業活動における環境負荷低減の推進
- 多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
- 安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

「住友林業グループCSR中期計画」の策定

2015年3月、住友林業グループは2020年度を目標年度とする「住友林業グループCSR中期計画」を策定しました。

「経営」と「ステークホルダー」の視点からマッピングされた5つの「住友林業グループCSR重要課題」について、その課題の解決に向けた基本戦略と具体的な目標を「住友林業グループCSR中期計画」として設定。2020年度までに達成すべき社会・環境両面の課題について、グループ内の各社・各部門では、年度ごとに策定する数値目標「CSR予算」に従って、2015年度より達成に向けた取り組みを開始しています。

「住友林業グループCSR中期計画」に基づく年度ごとの進捗や達成状況については、執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席する経営会議にて年2回定期的に確認することで、PDCAサイクルを着実に回します。

住友林業グループは、CSR経営のより一層の推進をめざします。

- 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 重要課題2： 事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- 重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
- 重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

CSR経営

基本的な考え方

世界の森林面積は、違法伐採や過度な焼畑農業などによって減少し続けており、各国で違法伐採木材を市場から排除する法令の導入や規制の強化が進められています。一方、日本の森林、特に人工林は、林業従事者の減少や高齢化などにより整備が進まず、一部では荒廃が懸念されています。
こうした中、住友林業グループでは、「木」を軸に事業を展開しており、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進しています。
また、生物多様性を育む森林を直接的な事業フィールドとしているため、当社グループでは、生物多様性保全をCSR重要テーマのひとつとして位置付けています。

CSR中期計画の進捗とSDGs

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
環境共生社会 SDGs 12 SDGs 13 SDGs 15	持続可能な木材の取扱い増加と合法性確認を通じた持続的な森林資源の活用	輸入材における森林認証材販売比率	9%	10.9%	○	11.0%	12%
		国産材原木の輸出量	158千m³	70千m³	×	100千m³	200千m³
		植林木・森林認証材・国産材（日本）の取扱量（海外流通拠点の取扱材）	781千m³	812千m³	○	964千m³	783千m³
		燃料用チップの取扱量	773千m³	812千m³	○	861千m³	800千m³
		森林認証材（SGEC材）取扱量（国内流通拠点の取扱材）	55千m³	68千m³	○	60千m³	85千m³
		国産材における未利用木材の取扱量	181千トン	191千トン	○	200千トン	185千トン

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
	新築戸建注文住宅における国産材使用比率（住宅事業）	マルチバランス構法	72%	71%	△	72%	75%
		ビッグフレーム構法	51%	50%	△	51%	55%
	合法性を確認した直輸入材・木材製品の取扱いのための木材製品仕入先の審査実施率（木材・木製品調達部門）		100%	100%	○	100%	100%
生物多様性の保全と両立する山林経営の確立と自然資本としての価値評価	新規取得等による経営管理山林のSGEC森林管理認証カバー率		100%	100%	○	100%	100%
	新築戸建住宅における自生種植栽本数		40,000本	30,614本	△	35,000本	210,000本／6年

達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▶ （第三者保証マーク）について

▶ ハイライト1 木のぬくもりが育くみ、守る社会

▶ ハイライト3 持続可能な森林経営を実践

▶ ハイライト4 苗木から始まる地方創生

重要課題2：事業活動における環境負荷低減の推進

CSR経営

基本的な考え方

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。
住友林業グループでは、住宅事業や木材建材製造事業を営んでおり、環境への影響を考慮し、事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。

CSR中期計画の進捗とSDGs

現状の課題認識および基本戦略		評価指標		2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
低炭素社会 SDGs 7 SDGs 11 SDGs 12 SDGs 13 SDGs 15	自社グループにおけるCO2排出削減	オフィス部門（国内外連結会社）	CO2総排出量2013年度比増減率	4.8%削減 総排出量 33,746 t-CO2	7.8%削減 総排出量 32,660 t-CO2	○	7.2%削減 総排出量 32,887 t-CO2	7%削減 総排出量 32,959 t-CO2
		住友林業（国内オフィス）		8.1% 削減	13.9% 削減	○	13.3% 削減	―
		国内関係会社（オフィス）		3.1% 削減	0.9% 削減	×	1.3% 削減	―
		海外関係会社（オフィス）		5.6% 増加	0.7% 削減	○	3.4% 増加	―
		クタイ・ティンバー・インドネシア（インドネシア）	生産量原単位前年度比増減率	1.9% 削減	3.1% 増加	×	0.9% 削減	2015～2020年度平均原単位年1%以上削減

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
	ヴィナ・エコ・ボード（ベトナム）	2.2%増加	5.4%削減	○	7.4%削減	
	アスト・インドネシア（インドネシア）	0.9%増加	16%増加	×	8.5%削減	
	アルパインMDF・インダストリーズ（オーストラリア）	4.6%増加	10.6%削減	○	3.3%増加	
	ネルソン・パイン・インダストリーズ（ニュージーランド）	0.4%削減	0.7%削減	○	2.7%増加	
	リンバ・パーティクル・インドネシア（インドネシア）	18.3%削減	15.8%増加	×	10.1%削減	
自社グループ以外（製品・サービス提供先）におけるCO_2排出削減	太陽光発電システム（kW）（国内流通拠点の取扱数）	6,371 kW（1,356セット）	3,717 kW（791セット）	×	3,355 kW（714セット）	10,951 kW（2,330セット）
	新築戸建注文住宅におけるグリーンスマート対象棟数率（受注時グリーンスマート対象棟数／受注棟数）	70.0%	61.6%	△	70.0%	80.0%
	新築戸建注文住宅におけるグリーンスマート・ZEH仕様対象棟数率※（着工時グリーンスマート・ZEH仕様対象棟数／着工棟数）	6.0%	21.3%	○	35.0%	80.0%以上

※ 2015年度および2016年度目標までは補助金対応ZEH物件のみ対象としていた（補助金申請の予定がない物件は、ZEH適合判定を行っていない）。2016年度の期中より、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）でZEH物件の登録管理が可能となったため、全棟の実績値をSII基準で把握することに変更した。なお、2020年目標もこの基準に基づき見直している。
達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▶ ハイライト2 木質バイオマス発電が拓く未来
▶ ハイライト6 低炭素社会実現への貢献

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
循環型社会 SDGs 11 SDGs 12	ゼロエミッションの達成	新築現場におけるリサイクル率	91.5%	92.5%	○	92.0%	98.0%
		リフォーム工事等におけるリサイクル率	74.1%	76.2%	○	79.4%	80.0%
	産業廃棄物の発生量の削減	新築現場から発生する産業廃棄物の削減率（2013年度比）	17.6%削減	8.8%削減	×	26%削減	30%削減
		売上原価※原単位 2014年度比増減率	3.7%増加	2.6%削減	○	3.5%削減	2%以上削減

※ 国内製造工場における社内売上の原価
達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

「事業活動における環境負荷低減の推進」取り組みによる経済効果

効果の内容		効果（百万円）
収益	有価売却費	35
費用節減	省エネルギー取り組みに伴うコスト削減額 ※ガソリン価格の変動分を含む	544
	廃棄物削減取り組みに伴うコスト削減額	65
合計		644

達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

（第三者保証マーク）について

重要課題3：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

CSR経営

基本的な考え方

住友林業グループでは、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、意欲を持った社員が安全で健康に活躍できる職場環境を目指しています。 中でも多様性の象徴として、女性社員の活躍に向けて「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信し、取り組みを進めています。

CSR中期計画の進捗とSDGs

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
公平な雇用・処遇の推進 SDGs 3 SDGs 5 SDGs 8	女性管理職比率	住友林業	2.9%	3.2%※1	○	3.3%	5%以上
		国内子会社	—	5%※1	—	—	—
	女性従業員比率	住友林業	19.5%	20.1%※1	○	20.0%	20%以上
		国内子会社	—	25.4%※1	—	—	—
	障がい者雇用率	住友林業	2%以上	2.12%	△	2.2%	2%以上
		国内子会社		1.45%※2		2.0%	
ワーク・ライフ・バランスの推進	有給休暇取得日数	住友林業	8日	6.9日	△	10日	10日以上

現状の課題認識および基本戦略	評価指標		2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
		国内子会社	各社目標	40%	ー	各社目標	50%
労働安全衛生の強化	所定外労働時間（2013年度平均所定外労働時間からの減少割合）	住友林業	▲14.8%	▲7.5%	×	▲14.8%	▲30%
	社有林作業現場での労働災害件数※3	住友林業	0件	3件	×	0件	ゼロ
	新築施工現場での労働災害件数※4	住友林業	0件	12件	×	0件	ゼロ
	その他労働災害件数※4	国内子会社	各社目標	8件	ー	各社目標	ゼロ

※1 2017年4月1日現在の数値
※2 2016年6月現在の数値
※3 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数
※4 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数
達成度評価について
目標達成：○　目標未達成であるものの前年度から改善：△　横ばいまたは前年度から悪化：×

▶ （第三者保証マーク）について

▶ ハイライト5 働き方改革への対応

重要課題4：リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

CSR経営

基本的な考え方

住友林業は、CSR・リスク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理によるグループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図っています。

CSR中期計画の進捗

現状の課題認識および基本戦略	2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
リスク管理体制の強化	重点管理リスク36項目について、四半期ごとに開催するリスク管理委員会で進捗状況等を確認	目標項目の実施および毎月の執行役員会においてリスク顕在化事例を共有	○	重点管理リスク41項目について、四半期ごとに開催するＣＳＲ・リスク管理委員会で進捗状況等を確認	ＣＳＲ・リスク管理委員会による重点管理リスクの項目で管理

達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

重要課題5：安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

CSR経営

基本的な考え方

住友林業では、優良な「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。また、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の利用を積極的に推進しています。

CSR中期計画の進捗とSDGs

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2016年度目標	2016年度成果	評価	2017年度目標	2020年度目標数値
安全・品質の向上 SDGs 3 SDGs 11 SDGs 12	新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率	90%以上	98.8%	○	90%以上	90%以上
	新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率	90%以上	97.8%	○	90%以上	90%以上
	新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率	90%以上	93.3%	○	90%以上	90%以上
お客様とのコミュニケーションの向上	アフターメンテナンスアドバイザー・住まいの診断士の合格率（住友林業ホームテック株式会社メンテナンス担当配属者全員）	100%	100%	○	100%	100%
	新築戸建注文住宅における竣工図の早期お渡し完了率	80%	77%	△	83%	90%

達成度評価について
目標達成：○　目標比70%以上：△　目標比70%未満：×

▶ ハイライト6：低炭素社会実現への貢献

経営体制

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

人権の尊重

事業継続マネジメント

情報セキュリティ

知的財産管理

コーポレートガバナンス

経営体制

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献」する旨の経営理念のもと、「公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める」ことを行動指針のひとつとし、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実、および強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待にこたえる経営を行っていきます。

- アニュアルレポート

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む10名（男性9名、女性1名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者および執行役員の選任ならびに取締役および執行役員の報酬等に関して意見の答申を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性および公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2017年6月23日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役2名および社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンス報告書
- 役員一覧（企業情報へリンク）

コーポレートガバナンス体制

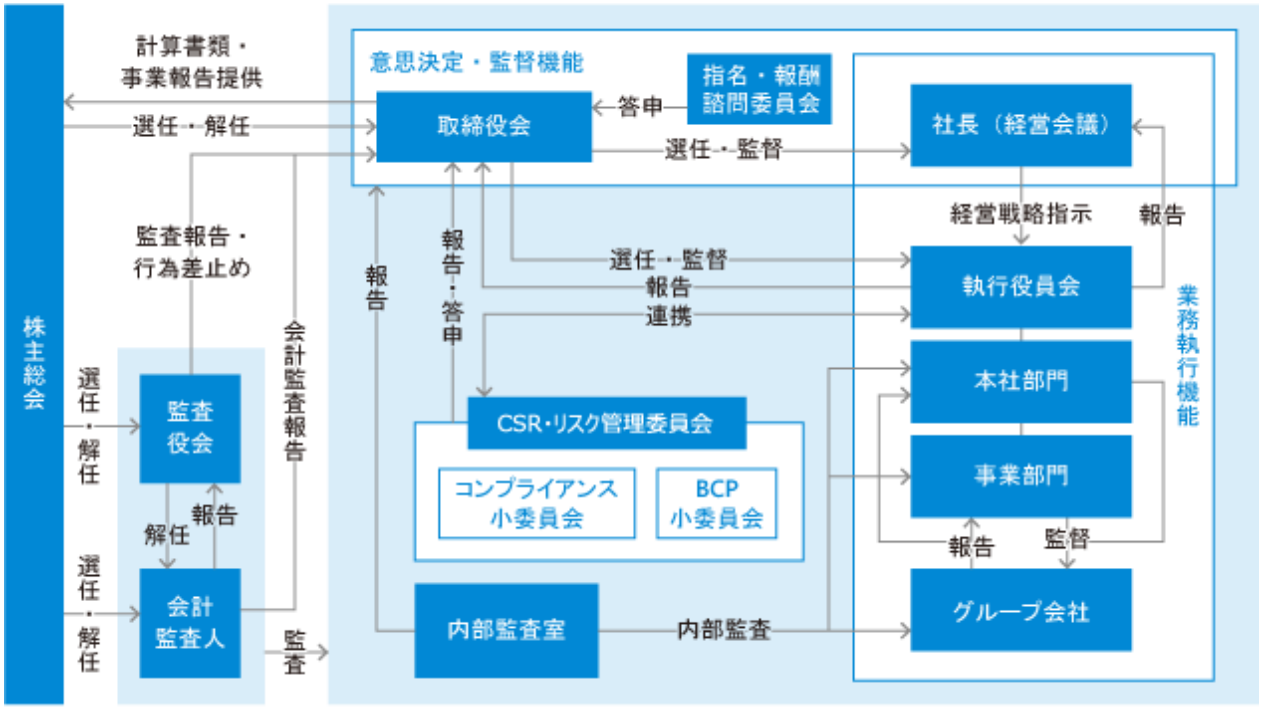

■ 取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2016年度は、取締役会を15回、経営会議を24回開催しました。

全取締役の取締役会への出席状況（2016年度）

氏名および担当または専門分野			取締役会	
			出席回数	出席率
代表取締役 会長	**矢野 龍**	—	14回	93%
代表取締役 社長	**市川 晃**	執行役員社長	15回	100%
代表取締役	**早野 均**	執行役員副社長 秘書・コーポレート･コミュニケーション・CSR推進 担当	15回	100%

氏名および担当または専門分野			取締役会	
			出席回数	出席率
代表取締役	**笹部 茂**	執行役員副社長 海外事業本部長 委嘱	15回	100%
取締役	**和田 賢**	専務執行役員 資源環境本部・生活サービス本部 統轄、TOP2020推進 担当	14回	93%
取締役	**佐藤 建**	専務執行役員 経営企画・財務 統轄、総務・人事・情報システム・知的財産･内部監査･筑波研究所 担当	15回	100%
取締役	**福田 晃久**	常務執行役員 木材建材事業本部長 委嘱	15回	100%
取締役	**光吉 敏郎**	常務執行役員 東北復興支援 担当、住宅事業本部長 委嘱	15回	100%
取締役(社外)	**平川 純子**	弁護士 シティユーワ法律事務所 パートナー	15回	100%
取締役(社外)	**山下 泉**		12回	100%

※1 担当または専門分野は2017年4月1日現在
※2 上記のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づく、いわゆる「書面によるみなし取締役会決議」を1回行っています（2016年4月19日付）
※3 山下 泉氏は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において取締役に就任して以降、すべての取締役会に出席

■取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識･経験･能力等において専門性、多様性および独立性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

■取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見および当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会から具申される意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

社外取締役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1．会社の業務執行者

当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2．コンサルタント等

（1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
（2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
（3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

3．大株主（被所有）

当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4．大株主（所有）

総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者

5．取引先

（1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
（2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者

6．借入先

当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7．寄附先

当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者又はその業務執行者

8．親族

本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族

9．過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10．社外役員の相互就任関係

当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

なお、社外取締役2名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

▶ 役員一覧

■ 監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2016年度は14回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役および主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2016年度は6回開催しました。

社外監査役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1．会社の業務執行者

当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2．コンサルタント等

（1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
（2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
（3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

3．大株主（被所有）

当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4．大株主（所有）

総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者

5．取引先

（1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
（2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者

6．借入先

当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7．寄附先

当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者又はその業務執行者

8．親族

本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族

9．過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10．社外役員の相互就任関係

当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

なお、社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2016年度）

氏名および専門分野			取締役会		監査役会	
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役（常勤）	田中 秀和		15回	100%	14回	100%
監査役（常勤）	東井 憲彰		15回	100%	14回	100%
社外監査役	寺本 哲	公認会計士	15回	100%	14回	100%
社外監査役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問	15回	100%	14回	100%
社外監査役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長	12回	100%	11回	100%

※1 専門分野は2017年4月1日現在
※2 皆川 芳嗣氏は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において監査役に就任して以降、すべての取締役会および監査役会に出席

■ 指名・報酬諮問委員会

取締役・監査役候補者および執行役員の選任、ならびに取締役および執行役員の報酬などの決定を行うにあたり、透明性・公正性を確保するため、それらの決定を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は、会長、社長およびすべての社外役員（社外取締役2名および社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの具申事項を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの具申を踏まえ、取締役会で決定しています。

■ ＣＳＲ・リスク管理委員会

ＣＳＲ・リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2016年度は、リスク管理委員会※を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

※ ＣＳＲ・リスク管理委員会は、2017年度より、従来のリスク管理の観点にとどまらず、ＣＳＲ取組み課題の進捗管理などＣＳＲ的な観点からも協議・共有する場とし、ＣＳＲ経営の推進をはかるべく、従来のリスク管理委員会を改組したものです。

▶ リスク管理体制

内部監査

住友林業の内部監査室では、子会社を含む約200拠点を対象に、年間約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を取締役社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象拠点の責任者と拠点を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、遵守すべき法令や社内規程に則って、文書や四半期ごとのフォローアップなどで拠点における改善の取り組みを確認するとともに、社長と担当役員に報告しています。

▶ アニュアルレポート

役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員の報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額（2016年度）

区分	人員	総額
取締役	10名	537百万円
監査役	6名	76百万円
合計	16名	612百万円

※1 上記には、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます
※2 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません
※3 取締役の報酬等の総額には、2017年6月23日開催の第77期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億46百万円を含んでいます
※4 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与したストックオプションの割当にかかる費用33百万円を含んでいます
※5 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです
（1）取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています
（2）取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、2015年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています
（3）監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています
※6 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおりです

社外役員の報酬等の総額（2016年度）

人員	総額
6名	52百万円

※ 上記には、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます

■ 取締役の報酬額の算定方法

取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬および株式報酬型ストックオプション並びに業績連動報酬部分としての賞与の3種類で構成されます。

（例月報酬）
取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、連結経常利益の水準やその他の経営指標を考慮し、決定しております。2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議でされており、毎月定額で支給しています。
（株式報酬型ストックオプション）
社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を割り当てることとしています。当該新株予約権は、一定の権利行使期間が経過した後に権利行使することができることとしています。株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、2015年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
（賞与）
毎年、定時株主総会における承認決議を経た上で、社外取締役を除く取締役に対し、支給しています。

リスクマネジメント

経営体制

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「CSR・リスク管理基本規程」※を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者に選任しています。同規程においては、社会・環境・経済面のリスクを包括的に対象としています。

また、執行役員社長を委員長とし、その他すべての執行役員で構成される「CSR・リスク管理委員会」を設置、各執行役員は、それぞれの担当分野で対応すべき管理対象リスクの洗い出しおよび分析、ならびに対応計画の策定を行い、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。委員会には、執行役員兼務の取締役も出席するとともに、これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。

さらに、同委員会の配下には、総務部長を委員長とし、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置し、グループ横断的なリスクとして位置付けるコンプライアンスリスクおよび事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

「住友林業グループ 倫理規範」に記載される社会・環境・経済面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。

2016年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回およびBCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

2017年度は、住友林業グループを取り巻くリスクの変容に適切に対応するため、管理対象リスクの棚卸しと、期初に選定した重点的に取り組むリスクについて、PDCAサイクルによる継続的改善を図り、リスク管理体制の強化をしていきます。

※2017年度より、従来の「リスク管理基本規程」を「CSR・リスク管理基本規程」に改定し、従来のリスク管理の観点にとどまらず、CSR的な観点からも体制を強化し、CSR経営の推進を図っています。これに伴い、従来の「リスク管理委員会」も「CSR・リスク管理委員会」に改組いたしました。

住友林業グループのリスク管理体制図

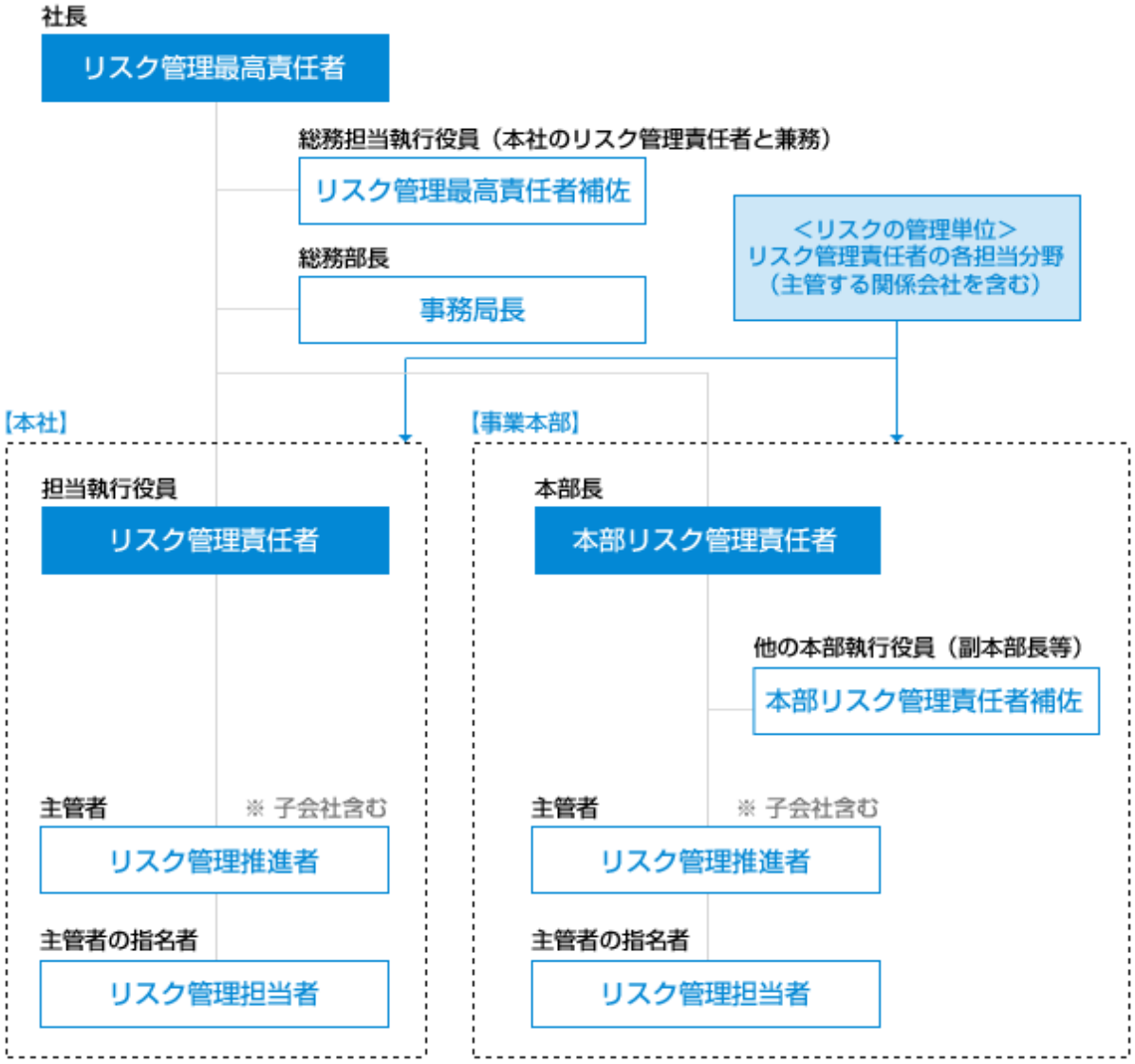

■事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

（1）住宅市場の動向
（2）法的規制の変更
（3）他社との競合
（4）資本・投資戦略
（5）木材・建材およびその他原材料市況
（6）為替レートの変動
（7）品質保証
（8）海外での事業活動
（9）退職給付債務
（10）株式市場
（11）自然災害
（12）情報セキュリティ
（13）環境関連
（14）保有資産の価値下落
（15）取引先の信用供与
（16）訴訟リスク
（17）資金調達リスク

▶ 有価証券報告書・内部統制報告書
▶ コンプライアンス
▶ 事業継続マネジメント

■ 森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。違法伐採に対する取り締まりの強化に対応していくことは、世の中の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を行っていく上で大変重要なことです。

住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した責任ある調達活動を行っています。

リスク感度を高め文化として定着させる取り組み

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させる取り組みとして、入社時に行うリスク管理に関する研修やグループ役職員向けに毎年実施するe-ラーニングに加え、2016年度は、当社およびグループ各社のリスク管理担当者向けに、会議の場で、過去のリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して「注意すべき事例」を紹介・共有しました。

リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用

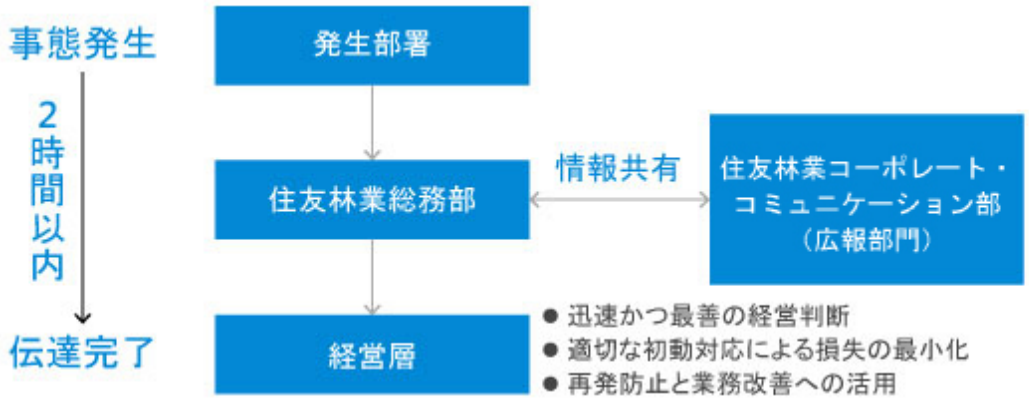

コンプライアンス

経営体制

基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規定の具体的な礎として「住友林業グループ　倫理規範」を新たに策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく当社サプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めていきます。

コンプライアンス推進体制

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「CSR・リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ当社グループにとって法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2016年度は同委員会を2回開催し、グループ共通の取り組みとして、前年度に続き、許認可事業をはじめとする法令の要求事項についてリスクの一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、子会社を含むコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、合わせて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門も毎月、活動報告をしているほか、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2016年度は新卒採用者326名、中途採用者68名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を社内WEBサイトを利用できるグループ全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講することを義務付けているほか、国内外のグループにおける各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ 倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。住友林業グループの社員のみならず、協力工事店の従業員など継続的に労務を提供する立場にある者なら誰でも利用できます。また、相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、子会社を含む全社員に配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2016年度は、職場環境や労働時間管理など10件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。

リスク・コンプライアンス

リスク・コンプライアンスの様々な情報を集めました。

コンプライアンス・カウンター

1・はじめに

最近の企業不祥事を振り返ってみますと、消費者の健康・安全にかかわる不正行為について、会社側が事実を隠蔽したにも拘わらず、内部告発によって情報が外部に流出し、それによって企業の経営姿勢に厳しい批判が集中し、ひいてはその企業の存続すら危うくなり兼ねない状況が続いています。

ところで、そもそも「内部告発」は何故生じるのでしょうか。不正を発見したときに、その事実を上司に伝え、その不正行為が是正されるならば、何ら問題はありません。一方、我々は人間ですから、「この件が知れたら、処分されるのではないだろうか。」と考え、見て見ぬ ふりをして、何事もなく事が収まって欲しいと考えることも当然だと言えます。

しかし、現在の社会において、消費者・投資家を欺き、信頼を損ねることは、即企業の存立問題にまで発展してしまいます。その意味で、企業活動の違法性や倫理性に対し、企業自らがこれを改め、コンプライアンス（法令遵守）を徹底させることが強く求められています。

そこで、今般、通常の業務プロセスのなかにおいて発見、解決し難い違法行為、企業倫理に反する行為について、当社自ら解決するための体制を整え、当社をコンプライアンスの徹底された優良企業とすることを目的に、「コンプライアンス・カウンター」を設けています。

2・利用方法

(1) 受付窓口

コンプライアンス・カウンターの利用マニュアル

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、公務員等に対して金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。基本原則としてファシリテーション・ペイメント※への留意や政治献金などの寄付についての条件や事前決裁についても定めています。

また、グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職の防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しました。海外の連結子会社に対しては、リスクベース・アプローチの観点から規程の整備を推進させることとし、中国の子会社で規程の整備・運用を開始しました。また、2015年度は、インドネシアおよびベトナムの連結子会社において規程を制定する取り組みを進め、2016年度は、2015年度に設立されたインドの連結子会社において規程を制定しました。

さらに、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認することとしているとともに、他社との合弁にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

2016年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

※ 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払

公正な競争および適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイトや新任主管者研修などを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2016年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における当社の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が当社株式の売買等を行う場合、当社総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知しているほか、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。なお、2016年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。 総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、当社および国内子会社各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

2013年度からは、さらに取り組みを強化するため、すでに契約書を締結している取引先も含め、すべての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務または通勤に使用する車輌が約7,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書※の取得などに加え、運転者および車輌に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要な子会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、本社および事業部門の安全運転管理担当者からなる「安全運転ワーキング」を毎月開催し、交通事故や違反発生状況を共有･分析し、防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、国土交通省認定の運転適性診断を実施し、自己の運転適性を認識し、事故防止のヒントや安全運転への心構えを再確認する研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

コンプライアンス監査

住友林業では、子会社を含む約200拠点を対象として、コンプライアンスをはじめとする管理体制の適切性・有効性を内部監査部門が独立した立場から評価・検証しています。2016年度は約60拠点を選定し、内部監査を実施しました。監査においては単なる不備事項の検出にとどまらず、各拠点のコンプライアンスに係る問題点を指摘し、改善を提言するよう努めています。またコンプライアンス違反を検出した場合は、取締役社長、担当役員、監査役、統括部署へ報告し、必要な是正措置を講じるとともに、関連する部署に対しては問題点の是正・改善に向けた提言を行っています。

人権の尊重

経営体制

人権尊重に関する基本方針

住友林業グループは、2008年12月に国連グローバル・コンパクトに署名しました。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、さまざまな国際規範を参照し、「住友林業グループ 倫理規範」を策定し、研修などで周知啓発に努めています。また、「住友林業グループ 倫理規範」は日本語だけでなく英語にも翻訳したほか、今後海外のグループ会社が存在する国の言語にも翻訳するとともにWEBサイトに掲載して、全社員に周知し、多くのステークホルダーに開示しています。

- 経営理念
- 行動指針
- 住友林業グループ 倫理規範

人権リスクへの対策

住友林業は、2011年度からグループ各社のCSRの取り組みについてCSR実態調査を実施し、人権についても各社の取り組み状況を確認しています。

また、住友林業グループは2008年12月に国連グローバル・コンパクトに署名しており、当社のWEBサイトで日本語と英語で公開しています。さらにグローバル・コンパクトの4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を周知するため、英語・中国語・インドネシア語でポスターを作成し、すべての海外グループ会社に配布し掲示しています。

国連グローバル・コンパクトの周知を図るポスター

- 国連グローバル・コンパクトへの参加

■ 人権に関するイニシアティブへの参加

住友林業グループは、国連グローバル・コンパクトなど、人権に関する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、人権配慮の取り組みを進めています。

- 国連グローバル・コンパクトへの署名

人権デューディリジェンス

住友林業グループは、人権デューディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。2012年からは、毎年実施するCSR実態調査によって、国内外グループ会社52社（国内26社、海外26社）の人権尊重の状況について確認しています。また調達先に対しては、アンケートと対面ヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。さらに2017年6月には、外部講師を招き人権デューディリジェンスに関するワークショップを行い、海外で展開している植林事業、製造事業、木材調達事業の部署や管理部門の社員が参加しました。ワークショップでは、各事業におけるサプライチェーン上のステークホルダーを特定し、その中で人権侵害リスクがあると考えられる地域や業態を抽出しました。また、抽出したリスクのうち、発生する可能性の高いものや人権侵害が発生した場合の影響の大きいものについて議論し分析を行いました。今後も引き続き人権リスクに対する取り組みを強化していきます。

人権デューディリジェンスに関するワークショップ

人権研修

住友林業グループでは、国内の新入社員研修で人権に関する講義を行っています。また、住友林業では、新任主管者研修においても人権の講習を取り入れています。さらに一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」講座の受講を毎年義務付けています。2016年度は9,971名（単体5,078名、グループ4,893名）が受講しました。今後も、ｅ-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。また、2017年7月に策定した「住友林業グループ 倫理規範」についても研修をしていく予定です。

セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止

住友林業では、就業規則の中で、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシュアルハラスメントとパワーハラスメントを禁止する規程や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、「住友林業グループ 倫理規範」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBサイトやリーフレットで周知しているほか、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。

さらに2000年度から、人事部に設置した「セクハラ・パワハラ相談窓口」や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。

▶ 住友林業グループ 倫理規範

海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。

2013年に引き続き、2015年にもステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催するなど、人権に配慮した植林事業を進めています。

CSR調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」に基づき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけ輸入材の調達については、供給品やその原材料の調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないかどうか、またその場合、労働者および地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで確認しています。

今後に向けて

住友林業グループは、今後も国内外でのCSR実態調査や人権に関するリスクの管理、調達先へのアンケート調査を行い、各社の人権に対する取り組みを把握し、さらなる人権尊重の取り組み促進に努めていきます。

事業継続マネジメント

経営体制

事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響をおよぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「CSR・リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社を含むリスク管理担当者で構成される「BCP小委員会」を設置し、事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。

BCP模擬訓練の様子

2016年度は、「BCP小委員会」を4回開催し、首都直下地震などの大規模地震発生時の初動の重要業務の確認、各種訓練の企画・運営を行いました。

社員の安全確保・社内業務の継続

■ リスク対応携行カード、安否確認体制

住友林業グループは、常時携行が可能な「リスク対応携行カード」を国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2016年度の訓練には、総勢12,946名が参加しました。

リスク対応携行カード

■ 防災・減災対策

住友林業グループは、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在および長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災･減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

■ BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、 2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の“危機”を疑似体験し、課題の“気付き”獲得を目指しています。また、同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。この訓練には、これまでに、累計460名以上が参加しています。

さらに、社員の出社が困難な状況で、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、従業員の給料やお取引先への支払いを始めとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、訓練を実施しています。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。

また、建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルートの確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。

お客様へのサービスの維持

東京・福岡にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付ける体制を整備するとともに、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国オーナーの被災状況を共有し、補修などの依頼に迅速に対応しています。

今後に向けて

今後は、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合、サプライヤーから当社への危機管理報告をルール化し、また、この報告の履歴管理を行い、事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいく予定です。

情報セキュリティ

経営体制

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルを向上させています。特にお客様情報の保護については、最重要課題のひとつであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

情報セキュリティに関する教育については、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にe-ラーニングの受講を毎年義務付けています。

一方、技術面に関しては、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限するしくみを導入しています。

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、統括責任者である情報システム担当執行役員のもと、情報システム部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。

また、各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

さらに、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの内容の確認やセキュリティシステムの導入を推進しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2016年度はセキュリティ強化に対する投資を大幅に増やし、多層防御の体制を構築しセキュリティ強化を図りました。合わせて、全従業者に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しました。

また、2016年5月に、住友林業情報システム株式会社に設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ教育の強化を行っています。

今後に向けて

昨今、情報セキュリティに対する脅威が高まる中、昨年度新設した「情報セキュリティ室」を中心に社内への啓発ならびにセキュリティ教育を繰り返し実施し、強化を図っていきます。

知的財産管理

経営体制

知的財産方針

商標や著作物の模倣・盗用などが企業経営のリスクのひとつとなる中、住友林業グループは、独自技術の権利化やノウハウの秘匿など、創出した知的財産の適切な保護に努めています。

また、権利の侵害、被侵害防止にも努めており、研究開発部門や営業企画部門をはじめグループ全社員のコンプライアンス意識の向上を図っています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産管理の責任部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、知的財産の創出支援、知的財産の出願・権利保全、技術関連の各種契約締結支援、社内啓発、社内外の知的財産動向分析と研究開発の方向性の提言などを行っています。

また、権利侵害と被侵害の防止のために知的財産に関する相談・通報窓口「知財110番」を設置し、社員に周知しています。

知的財産に関する取り組み

■ 知的財産教育

知的財産創出の促進と他社権利の侵害防止などを目的に、グループ社員を対象とした座学研修を随時開催しています。また2012年度からは毎年、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員を対象に、コンプライアンス面に重点を置いたe-ラーニングを実施。合わせて、グループ会社を含め研究開発部門の社員から毎年希望者を募り、日本知的財産協会などの社外研修に派遣しています。

筑波研究所における知的財産勉強会

2016年度は、筑波研究所、事業部門と関係会社の研究開発担当の社員を対象に、知的財産勉強会を9回実施し、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図りました。さらに、各事業本部や関係会社の広報担当の社員を対象に、商標に関する研修を4回実施し、商標の重要性や注意点に対する意識の向上を図りました。

■ 知的財産表彰

知的財産表彰は、住友林業グループの事業競争力向上に寄与する発明など、顕著な業績を残したグループまたは個人に対して知的財産表彰規程に基づき表彰を行うもので、毎年実施しています。

2016年度は、本社にて表彰授賞式を実施し、9名の社員に対して表彰状と副賞を授与しました。

■ 社内ウェブサイトによる啓発

住友林業では、社内ウェブサイト「知財Farm」を開設しています。「知財Farm」では、知的財産の基礎知識や営業活動を推進する上で理解しておくべき商標権に関する知識などをグループ社員にわかりやすく解説しているほか、知的財産に関する最新トピックスなどを掲載しています。

今後に向けて

今後は、知的財産教育の体系化ならびに他者権利の調査、営業秘密および知的財産の管理徹底を行うための業務フローの改善により、権利の侵害・被侵害の防止により一層注力していきます。

社会性報告

お客様とともに

取引先とともに

株主・投資家とともに

社員とともに

地域社会とともに

お客様とともに

社会性報告

重要性への認識

近年、大規模災害の頻発や地球温暖化にともなうエネルギー問題、国内における人口減少、高齢化、都市への一極集中や過疎化、健康志向の高まりなど、お客様を取り巻く社会・環境の変化は激しく、同時にお客様のニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、住友林業グループでは、安全性や品質問題に関わる取り組みを徹底しリスク低減を図るのみならず、社会・環境変化へ対応することで新たな事業機会の創出につなげ、お客様満足の向上にもつなげていきたいと考えます。

関連する方針・体制

- 住宅事業における製品安全・品質管理に関する基本方針
- 住友林業クレスト株式会社の品質方針
- お客様とのコミュニケーションの考え方
- 木化事業における製品安全・品質管理に関する基本方針
- 海外木質建材製造事業の製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

関連する目標と実績

住友林業グループでは、お客様にかかわる取り組みを重要課題の一つとして位置づけています。特に、「安全・品質の向上」や「お客様とのコミュニケーションの向上」については、2020年度目標値を設定し、積極的に推進しています。

関連法令の遵守はもとより、独自の基準・指標や仕組み等も設定し、よりよい品質のサービスを常に提供するために、日々の業務の中で実践しています。

新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率 2020年度目標 90%以上	新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率 2016年度成果 98.8%
新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率 2020年度目標 90%以上	新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率 2016年度成果 97.8%
新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率 2020年度目標 90%以上	新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率 2016年度成果 93.3%
コールセンター受付件数（2016年度） 140,046件	入居時アンケートにおける「住友林業の家を薦めたい」割合（2016年度） 86.8%

活動報告

- 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン
- 建材の安全・品質管理
- お客様とのコミュニケーション
- 非住宅の安全・品質管理
- 品質関連認証の取得状況

住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン

社会性報告

住宅事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業では、「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えのもと、住宅事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

- 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
- ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
- 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
- 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住宅事業における製品安全・品質管理体制

住友林業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2をすべて最高等級（「住宅性能表示制度※3」の評価を適用）でクリアすることを設定しています。商品開発から施工、アフターサポートに至る製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。また、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、住宅性能表示制度の利用を積極的に推進しています。 2016年度における住宅性能表示制度の実施率※4は、設計性能評価で98.8%（前年度98.6%）、建設性能評価で97.8%（前年度97.3%）となり、長期優良住宅の認定取得率は93.3%（前年度92.7%）となりました。

※1 長期優良住宅：ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度
※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価
※3 住宅性能表示制度：お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ。評価項目は「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「温熱環境」など10分野
※4 住宅事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2016年4月1日～2017年3月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

住宅性能表示制度の実施率

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
設計性能評価※	98.9%	100.6%	97.7%	98.6%	98.8%
建設性能評価	91.0%	95.4%	94.9%	97.3%	97.8%

※ 設計性能評価について、2014年度までは、期中の「着工棟数」に対する期中の「設計性能評価取得数(期中に着工しなかった物件を含む)」の割合としていましたが、2015年度以降は、期中の「着工棟数」に対する「着工した物件における設計性能評価取得数」の割合としました

長期優良住宅認定取得率

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
長期優良住宅認定取得率	88.4%	90.7%	91.2%	92.7%	93.3%

長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級3に対応
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2以上	最高等級3に対応
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級 3	最高等級3に対応
省エネルギー性	省エネな家であること	断熱等性能等級 4	最高等級4に対応

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

■ 製品安全・品質管理のしくみ

- 消費者ニーズやオーナーアンケートをもとに、新たな技術や部材、住宅商品、ライフスタイル提案などを開発する
- 住宅事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進

- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック

専属の設計士が担当

- すべての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 2カ月に1回開催する「品質向上委員会」において、新規採用部材に関する情報を共有するとともに、既存採用部材の改善策を討議。2016年度は1件のテーマについて、進捗状況を報告・討議

- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎･構造・木工事完了・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック

施工管理

アフターサポート

- 住宅のお引渡し後20年間にわたって定期点検を実施。20年目以降は10年ごとに有料点検を、30年保証システム適用のお客様で20年目に保証を延長した場合は25年目に無料点検を実施
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「ロングサポートシステム」を構築

定期点検

リフォーム

- 「性能評価カルテ」に基づき、既存建物と計画建物における耐震・断熱・バリアフリーの性能等級を数値化し、どのように性能等級がアップしたかをお客様に提示
- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証

性能評価カルテ

リノベーション

- マンションの耐震性や劣化状況を診断するため、建設当時の設計図書を確認し、構造審査や鉄筋確認、コンクリート強度測定などの検査を第三者調査機関と連携して実施。検査結果に基づき、適切な大規模修繕工事を行うことで建物の長寿命化を図るとともに、販売時に検査結果・工事内容をすべて開示
- 独自の保証書発行、「あんしん既存住宅売買瑕疵保険」の付保、お引渡し後1年目の定期巡回など、サポート体制を整備

リノベーション前

リノベーション後

住宅事業における安全性・快適性の向上

住友林業は、耐震・耐火・断熱性能、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、経年劣化対策やユニバーサルデザインなど、さまざまな面から住宅の性能を高めることで、お客様が永く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。

耐震性・耐久性の向上

- 新築住宅では、住宅性能表示制度の「構造の安定（地震などに対する強さ）」において、最高等級の「耐震等級3」を標準仕様に

- リフォームでは、耐震診断を行い耐震評点1.0以上の耐震補強計画を行った上で、「制震ダンパーＳ型」を設置する「耐震・制震ダブル工法」を提案

防犯性の向上

- 住宅性能表示制度の「防犯」に基づき、敷地調査・設計段階から防犯対策を提案

ガラス破り破損状況の比較
（左：防犯積層ガラス窓、右：フロートガラス窓）

火災時の安全性確保

- 木の良さを活かしながら、防耐火性能を確保
- 「省令準耐火構造※1」を標準仕様とした商品を拡充し、適合数を拡大

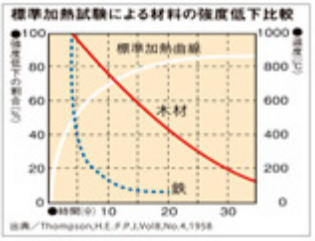

標準加熱試験結果

構造材の表面に形成された炭化層

劣化軽減、設備の維持管理への対応

- 住宅性能表示制度の「劣化軽減」「維持管理」において、それぞれの最高等級を標準仕様に

ユニバーサルデザイン

- 「3次元動作解析装置」「視線追尾解析装置」などを活用し、人間生活工学に基づいた研究を推進。ユニバーサルデザインに配慮した住宅を提案

空気環境の保全

- シックハウス症候群の原因と指摘されているVOC（揮発性有機化合物）について、厚生労働省のガイドラインを下回ることと定め、禁止化学物質についても別途規定
- 木材、建材、断熱材、接着剤などについてはホルムアルデヒドの放散量がもっとも少ない「F☆☆☆☆」の製品を採用。家具、照明、カーテンなどのインテリア提案においても「F☆☆☆☆」の製品を推奨

※1 独立行政法人住宅金融支援機構が定めたもので、建築基準法が定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造

▶ 防犯（商品紹介サイト）

■ 既存のモルタル外壁を利用した耐震補強工法を開発

リフォームにおいて、建物の内部を解体せずに、既存住宅のモルタル外壁を利用して、オリジナル耐震補強技術「既存外壁モルタル耐力壁工法（ReFo.Mo.Wall工法）」を開発。本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています。

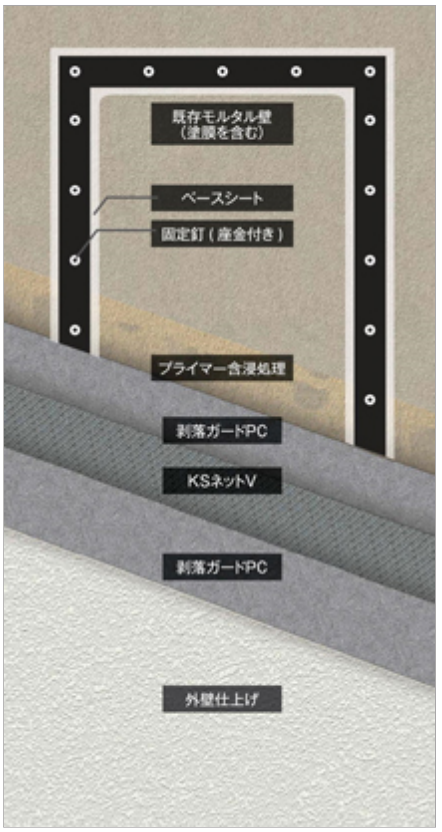

既存外壁モルタル耐力壁工法
（ReFo.Mo.Wall工法）

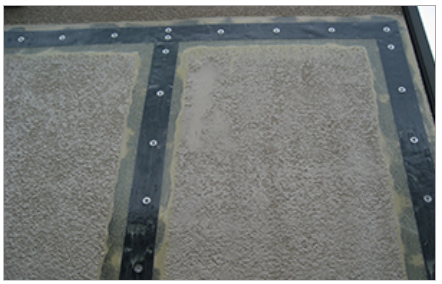

モルタル外壁耐震補強ベースシートの施工後

■進化するビッグフレーム構法

住友林業では、2005年2月に3階建て商品として「ビッグフレーム構法」の販売を開始し、2009年10月には2階建商品に展開しています。その後、お客様の災害などに対する意識向上から、高い耐震性を強みとしてきたBF構法が顧客ニーズとマッチし、今では当社の主力商品となっています。

2017年4月に発売された「The Forest BF」では、天井の高さが選べることに加え、特許を取得した新技術の梁により、これまで以上に開口幅を広げることが可能となり開放的な大空間を実現しています。

天井の高さの設定について、落ち着きのある空間を提案する2.25m、2.4m、伸びやかで開放的な2.6m、2.8mのラインアップで構成し、さらに梁現しの折上天井や床下げで3.52mもの高い天井も可能としています。

さらに、大開口大空間を実現する高強度鋼棒と木製集成梁のハイブリッド構造「プレ ストレスト ティンバー」の開発により、上からの荷重への対応力を強化し、最大開口幅が7.1mまで可能となりました。車2台が余裕で駐車できるスペースを確保し、上階に居住空間をつくることもできます。 また、店舗などの大開口への応用も可能となります。

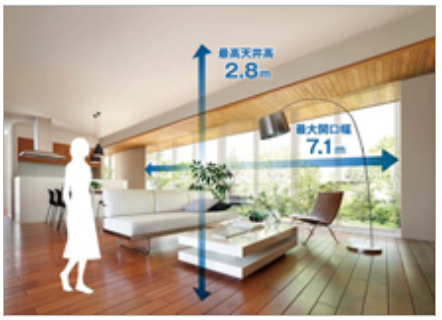

伸びやかな高い天井と大開口により、かつてない大空間を実現

「プレ ストレスト ティンバー」による２台分のビルトインガレージ

▶ ニュースリリース「選べる天井高と新技術で開放的な大空間を実現　戸建注文住宅「The Forest BF」新発売」

社会的ニーズへの対応

高齢化社会を踏まえた住まい設計など社会的ニーズに合致・対応した事業を推進することも、自社の重要な社会的役割であると考えています。

そのために、ユニバーサルデザイン対応や医療介護施設の新設・運営などを推進しています。

■ユニバーサルデザイン対応

住友林業では、住まう方の安全性を高めるための取り組みとして、業界に先駆け引き戸や開き戸といったすべての室内建具にソフトクローザーを設置しています。また、居室やホールまわりの内壁出隅部、腰壁出隅部をＲ形状の仕様とするとともに、フロアに段差をつくらないオールフラット化を標準仕様にしています。将来的に車いすや介助が必要となる場合を想定し、介助車いすが使用できる780mmの廊下幅を標準仕様とし、玄関へのスロープやホームエレベーターの設置など、自由設計によりお客様の要望に柔軟に対応しています。さらに室内と段差の無いルーフバルコニーや、ヒートショックやハウスダストを軽減し温度差の無い快適な空間を実現する全館空調システム「エアドリームハイブリッド」、住友林業ならではの木質内装と間接照明による眠りに適した室内環境で睡眠改善効果を

もたらす快適な寝室空間など、さまざまなお客様のニーズにお応えできるような住まいのデザインに力を入れています。

■ICTや最新の研究成果を活用した介護施設の開設・運営

団塊の世代がすべて後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想され、提供される介護サービスの質の向上と、サービスの担い手である介護職員の確保とその労働環境の向上が、社会的課題となっています。また同時に認知症高齢者の急増も懸念されています。

グランフォレストときわ台

グランフォレスト学芸大学

首都圏と阪神圏で介護事業を展開する株式会社フィルケアでは、2016年度に開設した有料老人ホームにICTを活用した入居者見守りシステム「ライフリズムナビ＋Dr.」を導入しました。従来は単独センサーからの情報で入居者の状態を判断していましたが、このシステムでは、ベッドセンサー、人感センサー、温湿度センサーなど複数のセンサーからの情報を分析することにより、居室内の入居者の状態を詳細にリアルタイムで把握することができるようになりました。

これらの情報は入居者の転倒や健康管理に役立つほか、ナースコールと組み合わせて機能させることにより、入居者からのSOSの一元管理を可能にします。また携帯端末を利用しこれらの情報を入居者のご家族と共有することも可能になり、さらに職員間の情報共有や連携が強化されることにより職員の負担軽減にもつながるものと期待されています。

この新システムは、2016年11月に開設した有料老人ホーム「グランフォレストときわ台」と2017年2月に開設した「グランフォレスト学芸大学」、同年5月に開設した「グランフォレスト鷺宮」に導入されました。

さらに、住友林業筑波研究所での研究成果を活用した新しい試みを導入しました。まず「快眠システム」では、木質内装と間接照明を組み合わせコントロールしリラックス効果のある寝室環境を提供することにより、入居者の睡眠の質の改善を図りました。夜間の深い快適な睡眠が生活リズムの乱れを調整し、昼間の健康的な活動をもたらすことが期待されています。

また、ADL（日常生活動作）の改善や認知症の予防効果が認められている四季の変化が豊かな庭「花笑みの庭」を設置し、入居者により身近に触れていただけるよう、庭の花を利用したレクリエーションプログラム「木の花レク」も準備しました。

さらに「安全配慮床」は、衝撃吸収材と組み合わせた特殊な床構造を採用することにより、入居者を転倒時の衝撃から守ることを目指します。

これらは「グランフォレスト学芸大学」に導入されています。

今後に向けて

お客様が安全かつ安心して暮らすことの出来る技術開発や、さまざまなニーズにあった住まい心地の良い住宅の商品開発を行っていきます。

また、耐火・構造を中心として、性能・デザインの価値を高める開発も強化していきます。屋根・外壁の長寿命化、長期優良住宅のリフォーム対応も重要な課題です。さらに、木と緑の心理的・生理的効果の活用を目指した研究にも注力していきます。

フィルケアでは、今後も新しい技術や最新の研究成果を積極的に導入することにより、安心安全な住環境を提供するとともに、入居者にできるだけ長くいきいきとした日常生活を送っていただけるよう「生活の質」の改善に向けたサポートを行っていきたいと考えています。また同時に、それらが介護職員の負担軽減にもつながることを目指しています。

非住宅の安全・品質管理

社会性報告

「木化事業」における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。「木化事業」を推進する木化営業部では、建築物の木造化・木質化を通して、利用者への健康配慮、安全、安心および高品質の建築物を提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。この国際規格に基づき、品質方針を下記のとおり制定しています。各施工現場では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

品質方針

木を愛する組織として、建築物の木造化・木質化を通して、人への健康、安全、安心及び高品質の建築物を一貫して提供することがお客様の期待に応える道であり、以下のことに取り組む。

1.継続的改善とお客様満足の向上

規格要求事項への適合及びお客様の要求事項を満たすことはもとより、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すると共に、品質パフォーマンスを高めてお客様の満足向上に取り組む。

2.法令の順守

建築物の設計及び施工に関係して、適用される法令及び当社が同意するその他の要求事項を熟知し、順守する。

3.方針の取り組み

この品質方針を具体的に推進するために、品質目的・目標を設定し、定期的に達成度を評価して見直しをする。

4.教育・訓練

この品質方針を木化営業部内で働く全従業員及び当社のために働く要員が理解し、行動できるように教育・訓練を行い、周知する。

5.方針の公開

この品質方針は、住宅事業本部木化営業部のウェブサイトを通して外部に公開する。

「木化事業」における製品安全・品質管理体制

住友林業木化営業部では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全施工現場で年に2回実施しています。

■都市ではじまる、木造・木質化の未来　フレーバーライフ社本社ビルの建設

わが国の特に都市部に住まう人々は年々高度化する社会環境のなかで、多くのストレスを感じながら日々を過ごしています。その様な都市の社会背景を映してか、環境配慮面のみならず屋内外で緑や木に囲まれた空間へのニーズが高まってきました。

住友林業は潜在ニーズが高い都市での木造・木質化を積極的に推進するなか、2016年、東京都・国分寺駅前にて従来の鉄骨構造に耐火被服として木を用いた“鉄骨造木質ハイブリッドビル”を受注、着工しました。

建設地は駅前通りに面した狭小地ということもあり、一般的に建設費が高ぶれする場所ですが、木質ハイブリッドビルに用いる構造柱や梁の製造において木材調達から一貫して手がけることで、低いコストでの提案を可能にしました。

7階建てとなるこのビルは、外壁をガラスで囲んだデザインを採用。木で組まれた大きな柱や梁が少し離れた場所からも通行人の視界に入ります。これにより駅前で木の新たな景観を創出する街のシンボルとして地区振興にも貢献すると考えています。
（2017年7月に竣工。）

建材の安全・品質管理

社会性報告

建材の安全・品質管理

住友林業の住宅事業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2を、すべて最高等級（「住宅性能表示制度※3」の評価を適用）でクリアすることを設定しており、使用する国内、海外工場生産の建材製品については、その安全・品質管理が住宅の性能保証と連携しているため重要な管理項目となっています。

※1 長期優良住宅：ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度
※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価
※3 住宅性能表示制度：お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ。評価項目は「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「温熱環境」など10分野

国内木質建材製造事業（住友林業クレスト株式会社）の安全・品質管理

■製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレストでは、ISO9001に基づき、品質方針を下記のとおりに制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

なお2017年度は、品質マネジメントシステムISO9001の2015年版への移行に伴い、規程の更新はもとより品質基準や検査方法も見直すことでさらなる品質とサービスの向上に努めていきます。

住友林業クレストの品質方針

1．商品開発から製造及び配送はもとより、施工のフォローまで、常にお客様の満足を第一と考えた商品を提供する
2．内外のパートナーと協力し、適正なコストを把握し、安全性・性能・品質を確保したもの創りを行う
3．品質目標を定め、全員で継続的改善ができる体制づくりをする

■ 製品安全・品質管理体制

住友林業クレストでは、2010年10月から全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築して高品質な製品を製造。さらに、品質情報管理システムを活用し、市場からのご意見やご要望を生産現場に反映するよう努めています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で毎年2回実施。製品安全を確保するため、重大な製品に関する不具合の情報を入手した場合は、緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えています。

■ 全社目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレストでは、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。

2016年度は、全社で製造現場の管理体制および協力工場の管理体制の強化と維持に努めてきました。2017年度は、その管理体制を維持しつつ、「なぜなぜ分析」やヒューマンエラー対策に取り組み、継続的に改善活動を進めていきます。

工場での品質チェック

■ バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」本格販売開始

住友林業クレストは、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸の販売を2015年5月に開始しました。 本製品は、防火戸の設置が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異なる用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）社が育成した苗木からできた植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。

バルサを活用したオリジナル木製防火炉

海外木質建材製造事業の製品安全・品質管理

■ 製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外で木質建材を製造するグループ各社では、ISO9001や日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）といった品質に関する認証を取得しています。それらの認証要件に沿って、各社では品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、教育訓練などを通じて社員への周知を図っています。また、毎年受審する外部機関による認証監査や定期的に実施する内部監査により、品質管理体制の継続的改善を行っています。

製品安全性や品質については、ユーザーとのコミュニケーション、フィードバックを重視し、特に安全性や品質要求の厳しい日本向け製品を生産する中で、全社的な品質水準のさらなる向上、安定化を図っています。

▶ 品質関連認証の取得状況

■ 作業の標準化とISO9001認証取得の推進

2012年5月からパーティクルボードの商業生産を開始したベトナムのヴィナ・エコ・ボード（VECO）では、2014年4月にISO9001認証を、2015年12月にパーティクルボードのJIS（日本工業規格）マーク表示製品認証を取得しました。ISO認証の取得とともに、製造作業の標準化を進め、品質の安定した製品を提供できる生産システムを構築しています。

VECOの品質検査室

また、競合他社との差別化を図るため、商品梱包ごとに製品仕様書を添付しています。ベトナムではまだ一般化していない取り組みですが、商品スペックを明示することで、高品質なVECOブランドの確立を目指しています。

品質関連認証の取得状況

社会性報告

グループ各社の認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
住友林業株式会社 木化営業部	日本	ISO9001	2015年9月
住友林業クレスト株式会社	日本	ISO9001	1999年3月 ※1
住友林業緑化株式会社 環境緑化事業部	日本	ISO9001	2002年9月
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	日本	ISO9001 JISQ9001	2006年3月
住友林業ホームテック株式会社（本社および関東圏13支店）	日本	ISO9001 JISQ9001	2017年3月
アルパイン・MDF・インダストリーズ（Alpine）※2	オーストラリア	JIS認証（MDF）	2003年5月
		新JIS認証（MDF）	2008年9月
		CARB認証（MDF）※3	2009年1月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	JIS認証（MDF）	2003年3月
		ISO9001（MDF）	2003年7月
		ISO9001（LVL）	2004年7月
		JAS（LVL）	2008年5月
		新JIS認証（MDF）	2008年5月
		CARB認証（MDF）※3	2008年10月
		ISO9001	2011年9月

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	ISO9002	1997年9月
		JAS（合板、LVL、集成材）	2000年7月
		Q-Mark（ドアフラックス）	2010年6月
		ISO9001	2010年8月
		CARB認証（PB）	2012年11月
		CARB認証（合板）	2012年12月
		CE Marking（合板）	2012年12月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	ISO9001	1999年12月
		JIS認証（PB）	2007年3月
		CARB認証（PB）	2009年2月
シナール・リンバ・パシフィック（SRP）	インドネシア	JAS（フローリング集成材）	2012年3月
アスト・インドネシア（ASTI）	インドネシア	ISO9001	2002年10月
ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	インドネシア	木材合法性認証	2013年2月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	ベトナム	CARB認証（PB）	2012年11月
		ISO9001	2014年4月
		JIS認証（PB）	2015年12月
キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CC）	米国	ISO9001	2007年3月

※1 1999年3月に九州工場で初めて、その後、各工場で取得。2010年10月に全工場で統合認証を取得
※2 Alpineは、2017年3月に全持分を売却したため、当社連結対象会社ではなくなりました
※3 アメリカのカリフォルニア大気資源局が定める大気汚染に関する規制で、連邦規制よりも基準が厳しい

お客様とのコミュニケーション

社会性報告

基本的な考え方

住友林業は、経営理念・行動指針にお客様最優先を掲げ、「住友林業グループ 倫理規範」の考えにもとづき、お客様相談室、コールセンターの運営、また、お客様の声を活かした事業・サービスの改善や開発を推進しています。

「お客様の声」の尊重と活用

■ お客様相談室の運営

住友林業は、グループ全体を見据えてお客様満足度向上のための施策を策定するとともに、グループ会社に施策を展開する組織として、2000年にお客様相談室を設置しています。お客様相談室では、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキンググループを設けて情報共有を図り、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。施策については、グループ内に展開するとともに、お客様相談室が定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足のための工夫や心温まる事例の紹介などを、社内WEBサイトを活用し、毎月１回、社内やグループ会社に発信。また、お客様相談室に寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容およびその分析結果、対応や優良事例など定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

■ 「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様対応のライフラインの緊急手配などにも迅速に対応できるよう、全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受けつける「住友林業コールセンター」を設けています。この窓口をお客様に広くご利用頂けるよう、電話番号を記載したマグネットカードやオーナー専用WEBサイト・情報誌などでご紹介しています。

現在、センターは東京と福岡に設置しており、2拠点をネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールで連絡したお客様の待ち時間を短縮するとともに、災害発生時にも対応が可能な体制を整備しています。お客様からのご依頼やご相談には迅速に対応し、お客様満足度の向上を図っています。

住友林業コールセンターへの受付数とその内訳

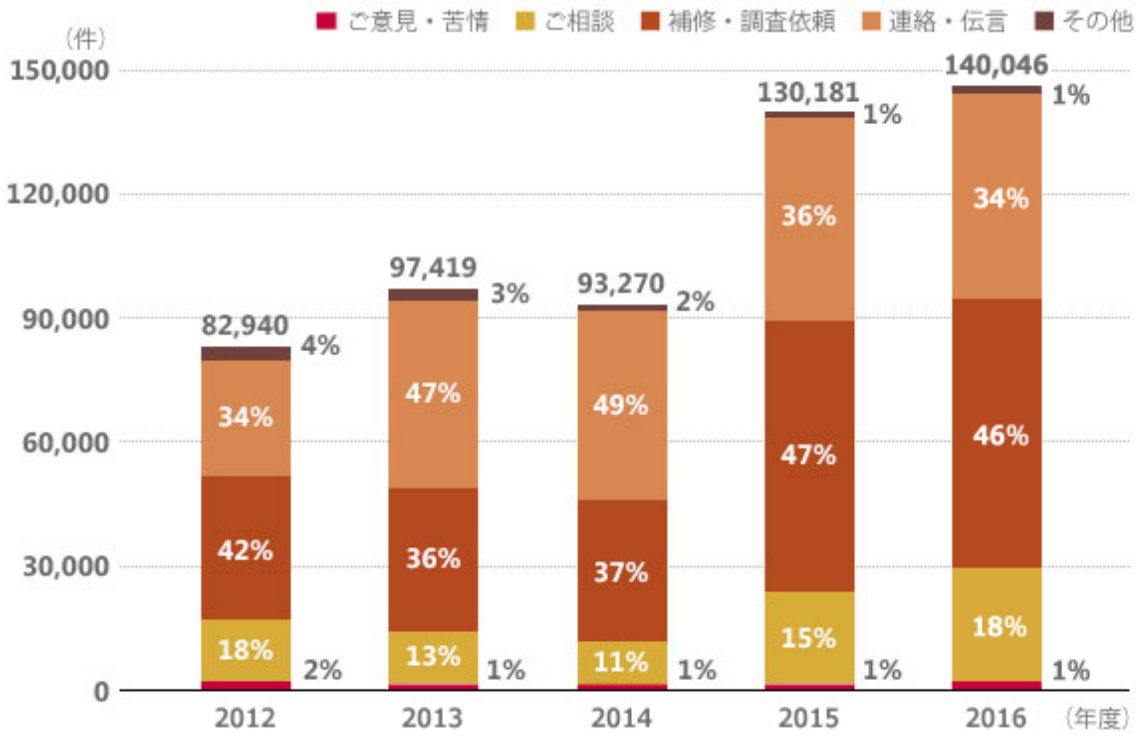

※ 2015年7月より、コールセンターは「住まいに関する総合窓口」となり、受付数が増加

■ お客様アンケートの実施

お客様のご意見やお客様満足度を確実に把握するために、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施しています。

アンケートでは、おもに仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用する取り組みを行っています。また、アフターメンテナンス巡回での補修作業完了時には「巡回時アンケートハガキ」をお渡しし、補修業者のマナー、対応スピード、修理技術などについてご意見をいただいています。

2016年度にお客様満足度の指標としている「住友林業の家を薦めたい」とご回答いただいたお客様の割合は、入居時アンケートでは86.8%、2年目アンケートでは84.1%でした。 お客様満足度の向上は、継続的な取り組みによって初めて効果が現れることから、今後もPDCAサイクルを回して、取り組みの改善を進めていきます。

住宅事業におけるお客様への情報発信

■ 体験参加型のコンサルティングスペースを開設

住友林業は、「体験参加型」の賃貸住宅専用コンサルティングスペース「新宿フォレストメゾンプラザ」を2016年10月に開設しました。土地活用や賃貸経営の相談、構造や設備の展示に加え、初めて賃貸経営を検討される方も参加できるセミナーを定期的に開催。土地活用の情報発信基地としての役割を果たしています。

賃貸経営の相談、展示、セミナーの機能を兼ね備えた施設は大手ハウスメーカーとしては初めてで、2016年度は6カ月で300組の集客目標に対し、445組のご来場を頂きました。

新宿フォレストメゾンプラザ

■ テクノロジー展示場の展開

住友林業は、家づくりにおけるお客様とのコミュニケーションの場である住宅展示場において、「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」を全国の代表的な拠点に展開しています。

日本初の木質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面の特長や木の家の優れた性能をわかりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。

現在、東京、大阪、名古屋で展開しており、2016年度の来場者数は、3,106組でした。

テクノロジー展示場の外観と内観

■ ウェブサイトの運営・情報誌の発行

「住友林業の家」のオーナーとのコミュニケーション、アフターフォローの場として、オーナー専用ウェブサイト「clubforest」を設置し、2017年3月時点で約96,000名のオーナーに会員登録していただいています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発送。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2016年度は各号とも約28万部発行しました。

情報誌「すてきな家族」

■ 住友林業ホームテック株式会社「百年のいえ倶楽部」定期交流会バスツアーの実施

2013年7月、住友林業ホームテック株式会社では安心・安全なリフォーム提案の一環として、先祖代々住み継がれてきた建物を後世に残し繋ぐことを目的とした会員制クラブ「百年のいえ倶楽部」を設立しました。会員は、旧家（1950年以前に建築された建物）を住友林業ホームテックでリフォームしたオーナーだけでなく、現在旧家などにお住まいの方や旧家の購入を検討している方も対象としています。

2016年は第四回定期交流会バスツアーとして、13組28名の方が参加し、住友林業ホームテックが施工した旧家実例物件と、埼玉県さいたま市内にある「浦和くらしの博物館民家園」を訪れ、最古の民家といわれる「旧蓮見家住宅」など伝統的な建造物を見学しました。

定期交流会の様子

適切な情報発信とプライバシーの保護

■ 広告宣伝における法律・基準・規範の遵守

住友林業は、広告を制作するにあたって、宅地建物取引業法、景品表示法、著作権法などの関連法規を遵守しています。コーポレート・コミュニケーション部、知的財産室、総務部法務グループが連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証しています。住友林業では、2016年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止のための必要事項を周知しています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な

ブランドコミュニケーション委員会

情報をお伝えしたり、お客様に誤解を与えたりすることのないよう努めています。

2016年度においては、ブランドコミュニケーション委員会のなかで、景品表示法や商標登録に関する勉強会を社内外の講師を招いて実施し、具体的な事例紹介を含めた説明を受け、広告・表示に関連する法律の内容把握と発生しやすい違反などについての注意喚起を行いました。

また、別途、ウェブ意見交換会を開催、ウェブサイト管理のためのガイドラインを作成し、グループ各社のウェブサイト担当に対して、個人情報の取り扱いや情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。

■ お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備しているほか、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所にいたる保護体制を敷いています。2016年度は、メールアドレスの誤送信による個人情報漏洩についての報告を１件、国土交通省の住宅局・住宅生産課へ行いました。お客様へは事態の報告および謝罪を行い、再発防止策に努めています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏洩事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▶ 情報セキュリティ

▶ 個人情報保護方針

取引先とともに

社会性報告

重要性への認識

「木」を軸に事業を展開している住友林業グループにとって、持続可能な森林経営と木材調達を推進することは、事業の継続と発展において非常に重要な取り組みです。また、違法伐採に関する各国法令や各種規制をはじめとするリスク要素への対応としても、取り組みが必須だと考えます。

取引先とともに森林資源の保全・育成や植林、森林認証材の積極的な活用など限りある地球資源の有効な活用を推進することで、事業基盤の強化につなげていきます。

関連する方針・体制

- 住友林業グループ調達方針
- 木材調達に関する基本的な考え方
- 国内森林資源の保全に関する基本的な考え方
- グリーン調達ガイドライン（抜粋）
- 森林認証制度の活用に関する基本的な考え方
- 海外植林活用に関する基本的な考え方

関連する目標と実績

住友林業グループでは、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進することを重要課題のひとつとして定め、2020年度目標数値を設定し、積極的に推進しています。活動にあたっては、取引先との連携やコミュニケーションを図りながら公正で責任ある調達活動や、資源の持続可能性に配慮した調達などに取り組んでいます。

植林木・森林認証材・国産材(日本)の取扱量 2020年度目標	植林木・森林認証材・国産材(日本)の取扱量 2016年度成果	燃料用チップの取扱量 2020年度目標	燃料用チップの取扱量 2016年度成果
783千m³	812千m³	800千m³	812千m³

国産材における未利用材の取扱量 2020年度目標	国産材における未利用材の取扱量 2016年度成果	合法性を確認した直輸入材・木材製品の取扱いのための木材製品仕入先の審査実施率2020年度目標	合法性を確認した直輸入材・木材製品の取扱いのための木材製品仕入先の審査実施率2016年度成果
185千トン	191千トン	100%	100%

- （第三者保証マーク）について

活動報告

- 公正で責任ある調達活動
- 責任ある木材調達
- 森林認証制度の活用と普及促進
- 国内森林資源の保全と活用
- 海外植林の活用
- 取引先とのコミュニケーション

公正で責任ある調達活動

社会性報告

調達活動に関する基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。

2015年7月には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した責任ある調達活動を行っています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. 合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達

法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。

2. 公正な機会と競争に基づく調達

国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。

3. 持続可能な木材および木材製品の調達

再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。

・持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
・調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
・伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。

4. コミュニケーション

調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

2015年7月改訂

グリーン調達・CSR調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年には「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権への配慮などCSRの取組状況を確認する項目を追加しました。

また、海外から直接輸入している木材および木材製品の仕入先に対して、CSRの取組状況を確認するアンケート調査を個別に実施しています。

グリーン調達ガイドライン（抜粋）

企業活動評価

1. ISO14001の認証取得や環境方針・理念をもっていること
2. 地球温暖化防止、生物多様性保全など地球環境保全に取り組んでいること
3. 労働安全衛生、人権尊重などCSR全般に取り組んでいること

商品評価

1. 環境や健康に影響を与えるような有害物質を使用していないこと
2. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと
3. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと
4. 長寿命化となる処理や材料を使用していること

2013年1月改訂

責任ある木材調達

社会性報告

木材調達に関する基本的な考え方

世界の森林は、違法伐採や過度な焼畑農業、農地転換などによって減少を続けており、地球規模の社会的課題となっています。同時に、再生可能な資源である「木」を軸に事業活動を行う住友林業グループにとって、森林の減少・劣化は経営の持続可能性に関わる重大な問題です。

責任ある木造住宅・建築物の生産者として、また木材建材商社として、仕入先とともに信頼できるサプライチェーン構築を推進し持続可能な社会の実現に貢献しています。

木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業のCSR推進室長を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

木材調達委員会

持続可能な木材調達の取り組み

■調達方針

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働および生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

■合法性の確認

デューディリジェンスでは、まず木材を調達している各調達部門において、仕入先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを情報で確認します。確認すべき情報としては、仕入先の名称、所在地、許認可等の有無や、調達する商品の名称、数量、含まれる樹種、およびその伐採地、主な販売先などです。

これら情報に、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定められた調達基準を照らして、違法伐採のリスク評価を行います。そこで「低リスク」と評価された以外の木材および木材製品については、追加的な情報（確証）の確認・取得、当社スタッフによる現地調査、森林認証材の調達などリスク低減のための対策を実施します。

■人権、労働および生物多様性保全、地域社会への配慮

調達する商品について、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

・供給品やその原材料の調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者および地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

・供給品やその原材料の調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

■レビュー

各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。

木材調達における管理システム

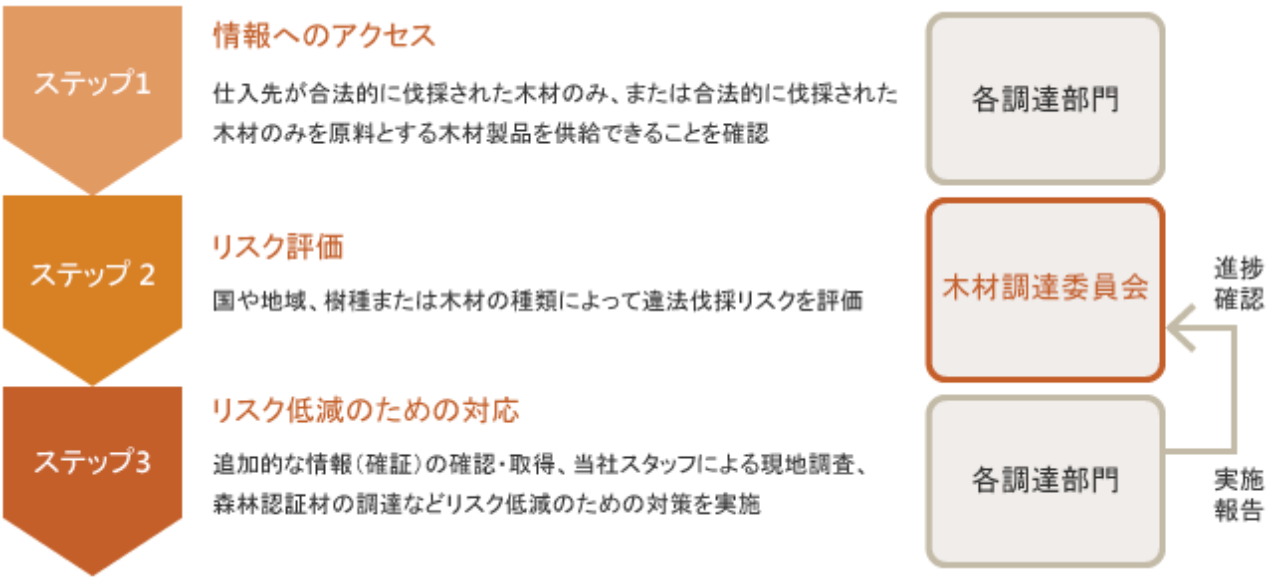

※ 加えてアンケートやヒアリング調査で合法性以外の事項も確認

2016年度は、3回の木材調達委員会を開催し、110社の仕入先について合法性の確認とアンケート調査を実施しました。また2017年4月にはルーマニアにて現地調査を行いました。

ルーマニアでの現地調査

近年ルーマニアの森林管理と木材生産については、複数の環境団体から違法伐採の懸念が指摘されています。今回の現地調査ではサプライヤーの製材工場と実際にその工場に搬入される丸太の代表的な伐採地を視察しました。製材工場では、原料丸太の工場受け入れ時に輸送許可文書とトレーラーに積まれた丸太を適切にチェックしています。例えば許可量を超えて持ち込まれた丸太は使用せずに分別管理を徹底し、林業当局に報告するなどの措置が取られていることを確認しました。伐採地ではフォレストレンジャーから森林管理の説明を受け、実際にフィールドでハンマー打刻印による伐採木管理とトレーラー積載時のプロセスを確認しました。加えてルーマニア政府が管轄する森林保全エリアを視察し、希少な森林生態系を保護する努力が払われていることを確認しました。

まだ雪が残る伐採地の視察

トレーラー積み込み時のチェック

タブレット端末を活用して工場受入時に適切にチェック

許可書に対して過積載だった丸太の分別管理

■ 木材調達の現状

日本では、違法伐採対策の取り組みとして「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2016年5月20日に公布され、2017年5月20日に施行されました。また、2020年に控えた「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」においては、持続可能な調達への関心が高まっています。住友林業グループは、今後も市場のニーズを的確に反映し、引き続き森林認証制度と認証材の普及促進に貢献していきます。

■ 住宅の資材としての木材調達

住友林業グループの主要製品である木造住宅では、多くの木材を使用しており、その資材の総重量のうち、およそ15%を占めています。2016年度は、約125,000トンの木材を使用しました。

住宅一棟あたりの資材総重量

資材の種類	重量
木材	15.46トン
金属	3.66トン
プラスチック類	1.90トン
紙・繊維	0.11トン
ガラス・陶磁器・不燃建材類	13.60トン
コンクリート	53.17トン
砕石	14.30トン
住設機器	1.08トン
合計	**103.28トン**

※ 資材ごとの重量は、2012年BM147プランをもとに住友林業筑波研究所で作成

■ 木材および木材製品の仕入れ販売

住友林業グループは、木材建材商社として海外から年間約1,630千m³の木材や合板などの木材製品を輸入販売しています。

輸入材の内訳

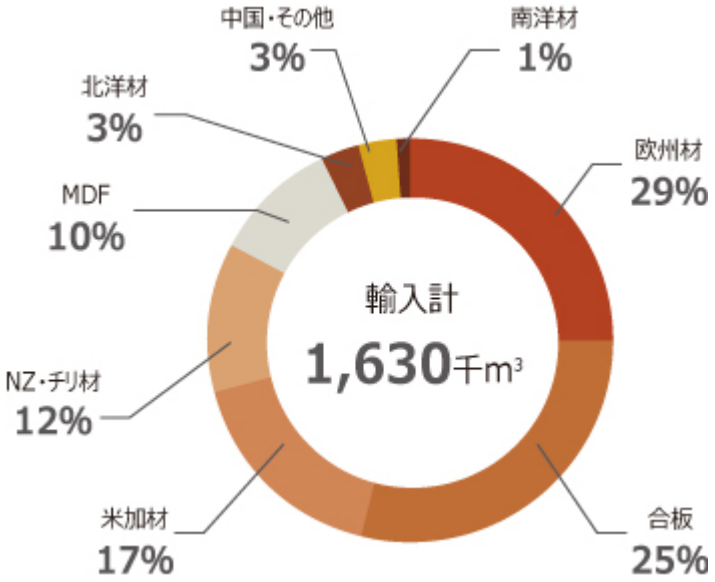

森林認証制度の活用と普及促進

社会性報告

森林認証制度の活用に関する基本的な考え方

住友林業グループは、仕入先とともに信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標として、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に「認証材」を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループの認証状況は、FM（エフエム）認証が219千ヘクタール、CoC（シーオーシー）認証は11組織となっています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／FM（エフエム）認証※1

認証林（植林会社）名	認証面積（ha）	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 社有林	46,213	SGEC	2006/9/25	JAFTA-010	日本森林技術協会（JAFTA）
オープン・ベイ・ティンバー（OBT）（パプアニューギニア）	11,770	FSC®	2011/9/12	SW-FM/COC-005600	Rainforest Alliance
	8,150	FSC	2012/10/11	RA-CW/FM-003093	Rainforest Alliance
OBT計	19,920				
ワナ・スプル・レスタリ（WSL）（インドネシア）	40,750	PHPL※2	2013/6/25	LPPHPL-006-IDN	PT Almasentra Konsulindo
マヤンカラ・タマナニ・インダストリ（MTI）（インドネシア）	74,870	PHPL※2	2013/9/24	015/EQC-PHPL/IX/2013	PT Equality Indonesia
コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ KTI（KAM KTI）（インドネシア）	1,005	FSC	2008/12/22	SA-FM/COC-002083	Woodmark

認証林（植林会社）名	認証面積（ha）	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）（インドネシア）	207	FSC	2017/1/4	SA-FM/COC-005493	Woodmark
タスマン・パイン・フォレスト（TPF）（ニュージーランド）	36,200	FSC	2016/9/7	SGS-FM/COC-010806	SGS South Africa（Pty Ltd

※1 FM（Forest Management）認証では、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることが認証される
※2 PHPL（Pengelolaan Hvtan Produksi Lestari）インドネシアの持続可能な生産林管理認証

住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証※1

組織名	認証制度	取得年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 木材建材事業本部 国際流通営業部、支店部	FSC	2006/3/28	CU-COC-823910／CU-CW-823910	Control Union Certifications
	PEFC	2008/9/22	CEF1201	（財）日本ガス機器検査協会（JIA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 木材建材部、北海道支店 住宅事業本部 木化営業部	SGEC	2017/1/24	JIA－W045	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業株式会社 木材建材事業本部 北海道支店 住宅事業本部 資材物流部	SGEC	2007/10/1	JAFTA-W038※2	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業フォレストサービス株式会社	SGEC	2006/9/25	JAFTA-W017	日本森林技術協会（JAFTA）
住友林業クレスト株式会社	FSC	2009/9/13	SGSHK-COC-006693	SGS
	SGEC	2007/12/26	JAFTA-W041	日本森林技術協会（JAFTA）
アルパイン・MDF・インダストリーズ（Alpine）※3（オーストラリア）	FSC	2004/9/1	RA-COC-001320 / RA-CW-001320	Rainforest Alliance

組織名	認証制度	取得年月日	認証番号	認証機関
	PEFC	2011/2/1	001	Engineered Wood Products Association
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）（ニュージーランド）	FSC	2009/6/22	SAI-COC-001290 / SAI-CW-001290	QMI-SAI CANADA Limited
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）（インドネシア）	FSC	2005/1/10	TT-COC-002009	BM TRADA
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）（インドネシア）	FSC	2012/10/15	TT-COC-004325	BM TRADA
インドネシア住友林業	FSC	2016/4/26	TT-COC-005903	PT. Mutuagung Lestari
シンガポール住友林業	FSC	2008/1/28	RA-COC-005542／RA-CW-005542	Rainforest Alliance
住友林業（大連）商貿有限公司	PEFC	2014/11/17	SGS-PEFC/COC-1730	SGS
	FSC	2016/9/8	SA-COC-005319	Soil Association Certification Limited

※1 CoC（Chain of Custody）認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物（認証材）を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる
※2 統合事業体認証のため、住友林業グループ以外の事業体を含む
※3 Alpineは、2017年3月に全持分を売却したため、当社連結対象会社ではなくなりました

■代表的な森林認証制度

■FSC（エフエスシー）（Forest Stewardship Council®）FSC-C113957

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。

環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則56基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできるしくみができている。

■PEFC（ピーイーエフシー）（Programme for the Endorsement of Forest Certification）

欧州11カ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149カ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名（Pan European Forest Certification Schemes）から「PEFC森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

■SGEC（エスジェック）（Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議）

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準に基づいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

■森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、輸入木材等の販売量に占める認証材の割合を指標とし、2020年までに12%以上とする目標を設定してその拡販に努めています。2016年度実績は10.9%でした。

また、国産材の森林認証制度であるSGEC認証材の販売についても、2020年までの目標販売量を85,000m³以上と設定。2016年度実績は67,800m³でした。

国内森林資源の保全と活用

社会性報告

国内森林資源の保全に関する基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃が懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因です。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2025年までに木材自給率を50%まで高めることを目標にしています。

住友林業グループは、約46,000ヘクタールの社有林でSGEC森林認証※を取得し、持続可能な森林経営を実践すると同時に、各事業分野において国産材を積極的に活用し、国内林業の活性化に貢献していきます。

※ 2003年に一般社団法人「緑の循環」認証会議にて設立された森林認証制度

住友林業社有林内訳

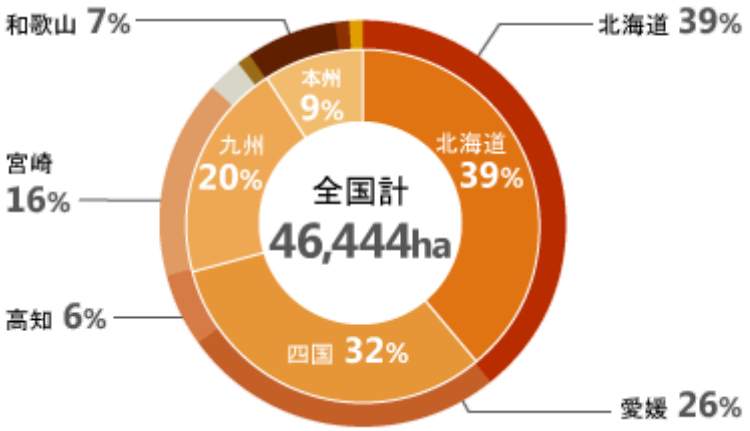

住宅商品における国産材の積極利用

住友林業の家では、さまざまな部材の開発、採用により、国産材の使用比率の向上に努めています。今後も引き続き、主要な住宅商品（構法）ごとに2020年までの目標を設定し、住宅商品における国産材比率の向上に努めています。

MB（マルチバランス）構法における国産材比率(2016年度)
71%

BF（ビッグフレーム）構法における国産材比率(2016年度)
50%

未利用木材の活用促進

未利用木材とは、山林における間伐材や、伐採後、曲がりや小径のため未利用のまま残された木材です。FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電所が稼働しており、木質バイオマスの需要が増加しています。未利用木材を活用することで、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林の価値を高める効果も期待できます。住友林業フォレストサービス株式会社では2020年度までの目標を設定し、未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築を目指しています。

国産材における未利用木材の取扱量(2020年度目標)
185千トン

国産材における未利用木材の取扱量(2016年度)
191千トン

国産材の輸出

日本の木材消費量は減少傾向にありますが、中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうした中で、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、住友林業グループでは2020年度までの目標を設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

国産材原木の輸出量（2020年度目標）
200千m³

国産材の輸出販売量（2016年度）
70千m³

（第三者保証マーク）について

今後に向けて

住友林業グループは、現状の社有林に加え、新たな山林取得などにより、森林経営面積が拡大した場合にも、SGEC森林認証の取得を推進していく予定です。また、引き続き国産材を積極的に活用し、国内林業の活性化に貢献していきます。

海外植林の活用

社会性報告

海外植林活用に関する基本的な考え方

計画的に植栽し、毎年生長した分だけ伐採するという、人の手によって管理された森林は、持続的で安定した木材供給を可能にすると同時に、天然林への資源依存を緩和することが期待されます。

住友林業グループは、日本と比較して樹木の生長速度が速い海外植林地において、地域社会や生態系に配慮した植林事業を展開すると同時に、植林由来の商品を積極的に調達することで持続可能なサプライチェーンを拡大しています。

海外植林データ

国	植林事業名	管理面積	伐採面積	植林面積
インドネシア	マヤンカラ・タマナン・インダストリ（MTI）	104,664ha	2,141ha	1,829ha
	ワナ・スブル・レスタリ（WSL）	40,750ha	3,366ha	2,722ha
	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	10,260ha	114ha	1,932ha
	リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）※1	2,604ha	684ha	127ha
	インドネシアその他※2	3,633ha	0ha	663ha
		161,910ha	6,305ha	7,273ha
パプアニューギニア	オープン・ベイ・ティンバー（OBT）	31,260ha	306ha	429ha
ニュージーランド	ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	5,134ha	78ha	180ha
	タスマン・パイン・フォレスト（TPF）※3	30,966ha	828ha	398ha
合計		229,270 ha	7,517 ha	8,280 ha

※1 RPIでは配布した苗木の本数を植林面積に換算。枯死が判明したものは伐採に含める

※2 インドネシアその他には、社会貢献型の環境植林や他社へのコンサルティング事業分を含みます
※3 TPFの管理森林は、2016年6月に取得を完了

木質ボードにおける植林木、認証材の積極利用

住友林業では、2020年までに合板などの木質ボードの輸入商品の調達のうち、植林木・認証材を使用した製品の割合を目標設定し、その拡販に努めています。植林木やFSC認証またはPEFC認証を受けた森林の木材を製品の50%以上使用している合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上げの一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入しています。

植林由来の木質パネル比率（2020年度目標）
33%以上

植林由来の木質パネル比率（2016年度）
25.1%

「きこりんプライウッド」販売実績

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
31,500m³	36,700m³	31,100m³	31,900m³	28,100m³	30,200m³

苗木無償配布と丸太買い取り保証

KTIとRPI（ともにインドネシア）は、生長後の丸太の原材料として市況価格での買い取りを保証した上で地域住民に苗木を無償配布しています。KTIは2015年11月に、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、インドネシア環境・林業省より大臣賞を受賞しました。

インドネシアにおける苗木の提供本数

企業名	2016年度実績
KTI	329万本
RPI	80万本

地域住民との森林認証取得推進

KTIは、地域住民と植林協同組合であるコペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリKTI（KAM KTI）を組織。2008年に152ヘクタールの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には1,005ヘクタールまで拡大。2017年1月には2件目となる認証を同じく植林共同組合であるコペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）の206ヘクタールにおいて取得しました。認証林面積は合計で1,211ヘクタールとなり、ファルカタ材の供給量も増加することから、環境価値の高い製品の製造・販売をさらに強化していきます。

森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

OBT（パプアニューギニア）が植林事業を展開する約3万ヘクタールの管理面積のうち、およそ3分の2を占める約2万ヘクタールにおいてFSC®森林認証を取得しています。年間500ヘクタールの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2016年度の植林実績は429ヘクタールでした。

また、TPF（ニュージーランド）は、自社で植林事業を展開する約3万ヘクタール、NPIL（ニュージーランド）の所有林約5千ヘクタールを合わせ、ニュージーランドの全所有面積においてFSC®-FM認証を取得しています。年間約600ヘクタールの植林を実施し、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。

今後に向けて

途上国の人口増加・経済成長により原木需要が増加する一方で、持続可能に生産される原木は限られていることから、国際的な木材需給バランスはさらにタイトになると予想されています。住友林業では、海外植林地の価値を最大化するため、育種・育林技術の改善と精英樹開発を推進し、永続的に安定した収益を生み出す植林地をつくり、次世代へ引き継いでいくことを目指しています。

また、KTIは地域住民への苗木の無償配布に加え、自社の直接管理による植林地の拡大を推進しています。これまで培った地域社会・環境に配慮した森林経営を基に、植林木の安定かつ持続的な調達ソースの拡大を図っていきます。

取引先とのコミュニケーション

社会性報告

住宅事業における取引先とのコミュニケーション

全国各地に建築現場を持つ住宅事業は、多くの協力会社との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

住宅事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

名称・規模	内容
「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック 回答率：主要取引先のうち82.4%（2016年）	住宅事業での資材供給先（現場備品メーカー、プレカット工場、建材納材店、サッシセンターを除くサプライヤー）に対し、毎年、企業内容や品質、価格、納期、環境対応、サービス等の項目を評価し、取引先の改善に役立てられるように評価結果をフィードバックしています。また、評価の一環として、定期的にサプライヤーの工場監査を実施しています。今後、品質管理をより強化するために、サプライヤー監査に対する手法の見直しを実施します。

木材・建材事業における取引先とのコミュニケーション

木材・建材事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の仕入先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先とのおもなコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：868社（2017年3月現在）	木材・建材事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などを目指しています。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約4,100部	半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材、住宅業界に関するさまざまな情報やトピックスを、住友林業ならではの視点でタイムリーに発信しています。

株主・投資家とともに

社会性報告

重要性への認識

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されてきています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がってきています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

関連する方針・体制

- 情報開示・コミュニケーションに関する基本方針
- IR基本方針
- 利益還元・内部留保に関する基本方針

関連する目標と実績

住友林業グループは、経営の透明性や説明責任を果たす情報開示に努め、開示・発信にあたっては平等、かつ正確にお伝えし、株式市場で適正に評価される活動を推進しています。

自己資本利益率（ROE）	アナリスト・投資家を対象とする個別ミーティングの実施(国内・海外含め)	株式総数（2017年3月末時点）	通期1株あたり配当 2016年度
13.3%	169件	177,410,239株	35円

活動報告

- 情報開示とコミュニケーション
- 株主への利益還元

情報開示とコミュニケーション

社会性報告

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

毎年6月開催の株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・決算概要説明資料といった決算関連情報や月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、CSRの取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。さらに、「アニュアルレポート」と「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」のほか、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子およびWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。なお、2017年は、ESGなど発信する情報のさらなる充実を図り、これまでの「アニュアルレポート」に代わり「統合報告書」を発行します。

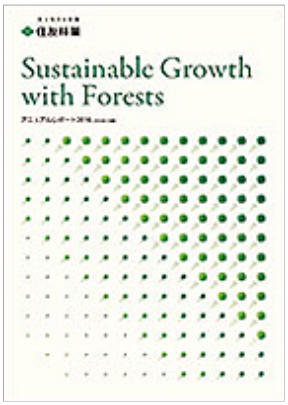

「アニュアルレポート2016」

「株主のみなさまへ（2017年3月期末）」

▶ IR関連資料（IR情報へリンク）

株主・投資家との双方向コミュニケーション

■ 株主総会

住友林業は、毎年6月に定時株主総会を開催しています。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法規に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、株主総会集中日の開催回避、インターネット・携帯電話での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

■ 個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、機関投資家を対象とする個別ミーティングを開催しています。2016年度は国内・海外で169件実施しました。

■ 個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しています。2016年度は大阪、東京で行い、多くの個人投資家の皆様にご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明するほか、会場内に展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォームなどの紹介を行いました。

■ 海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆様に対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っているほか、2016年度は、経営陣が欧州、北米、東南アジアの機関投資家・株主を訪問。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

今後に向けて

今後も株主の皆様はもちろん、国内機関投資家、海外機関投資家、個人投資家など、すべての投資家の皆様に、住友林業グループの事業内容・企業姿勢・将来像などを平等、かつ正確にお伝えし、株式市場で適正に評価されるIR活動を展開していきます。

株主への利益還元

社会性報告

利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主への利益還元を最重要課題のひとつと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況およびキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

2016年度の配当状況

2016年度（2017年3月期）は、期末配当金を1株あたり20円とし、中間配当金1株あたり15円と合わせて、通期1株あたり35円の配当としました。

株主分布（所有者別）（2017年3月末時点）

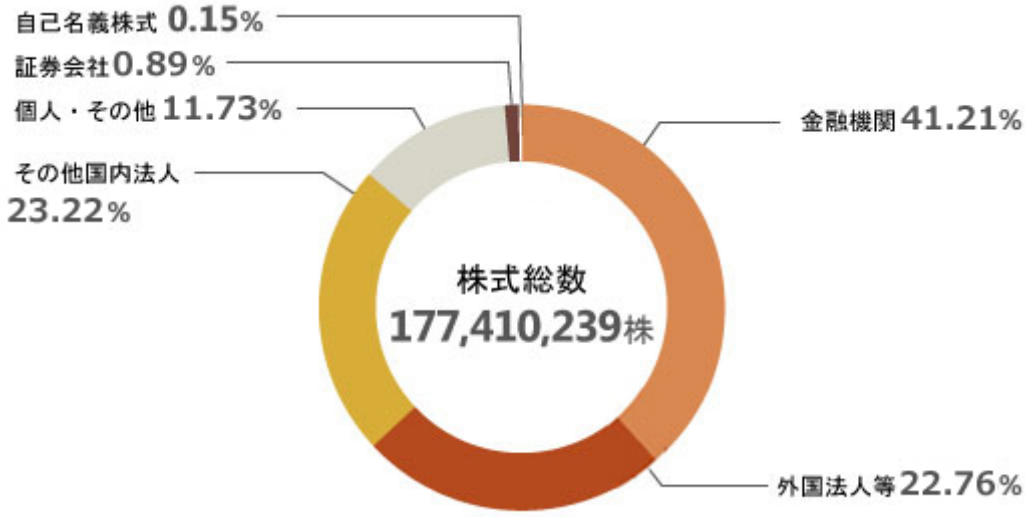

※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

社員とともに

社会性報告

重要性への認識

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、現場における安全性の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や長時間労働の削減など、さまざまなテーマが挙げられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員にかかわるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値の向上や事業推進の原動力につながると考えます。

関連する方針・体制

- 住友林業グループ 倫理規範
- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 人財育成に関する方針
- 次世代法第6期行動計画
- 社員の雇用・処遇に関する基本方針
- 労働安全衛生に関する基本方針
- 社員の働き方に関する基本方針
- コミュニケーションに関する方針

関連する目標と実績

社員に関わる取り組みは、CSR重要課題の一つとしています。特に「公平な雇用・処遇」「ワーク・ライフ・バランス」「労働安全衛生」については、2020年度目標値を設定し、積極的に推進しています。その他、ダイバーシティの推進や人財育成等の事業推進に寄与する取り組み・施策の充実を図っています。

2020年度目標 女性管理職比率 （単体）	女性管理職比率 2017年4月1日現在 （単体）	2020年度目標 所定外労働時間 （2013年度比）（単体）	所定外労働時間 2016年度成果 （2013年度比）（単体）
5%以上	3.2%	30%減	7.5%減

一人当たり年間社内研修のべ参加時間数 （単体）	一人あたり 年間教育費用 （単体）	労働組合加入率 （単体）	労働災害の発生状況 （単体）
9.4時間	10万円	100%	3件

- （第三者保証マーク）について

活動報告

- 公平な雇用・処遇
- 労働安全衛生
- 人財育成
- ワーク・ライフ・バランス
- 社員とのコミュニケーション
- 社員関連データ

公平な雇用・処遇

社会性報告

社員の雇用・処遇に関する基本方針

社員の雇用・処遇に関しては、機会均等や多様性の尊重はもちろん、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無などを理由に差別しないことを、「住友林業グループ 倫理規範」に定めています。また、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則に則り適切に対処し、不当な解雇は認めていません。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題のひとつとなっていますが、当社では、こうした雇用・処遇に関する方針を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

▶ 住友林業グループ 倫理規範

推進体制

2013年4月に人事部内の独立組織として創設された「働きかた支援室」では、女性社員や定年再雇用者、障がいのある社員をはじめとする多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

女性の活躍推進

住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。

ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. 女性が働きやすい環境を創出する
2. 女性ならではの発想力を活かす
3. 女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境をめざしています。中でも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、および育児中の働き方支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて当社グループとして女性活躍推進の意義を3つに集約し、2013年12月に、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針をもとに取り組みを進めています。

2014年12月には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、住友林業では女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上（2017年4月1日現在、3.2%）をめざすことを社内外に発表し、取り組んでいます。なお、2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」にもとづき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定し、公表しています。

2016年7月～2017年3月には、女性管理職のさらなる活躍とサポートを目的とした「メンター制度」を実施しました。「メンター制度」とは、メンター（先輩社員）がメンティ（後輩社員）と定期的に面談し、メンティの抱える仕事上の課題や悩みの解決と、メンティの成長を支援するものです。女性管理職をメンティ、男性管理職をメンターとし、6名のメンティがさらなる活躍と自己変革をめざして参加しました。

女性管理職比率
2020年目標
（単体）
5%以上

女性管理職比率
2017年4月1日現在
（単体）
3.2%

- 社員関連データ
- 社員の育児支援
- 住友林業株式会社 第1期行動計画

女性採用・雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率※	17.7%	18.4%	19.2%	19.9%	20.1%
女性管理職比率※	1.8%	2.2%	2.6%	2.8%	3.2%
女性新卒採用比率	23.6%	28.7%	26.8%	22.8%	18.0%

※ 各年度4月1日在籍人数より算出

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2016年度	2017年度
女性従業員比率※	26.2%	25.4%
女性管理職比率※	3.8%	5.0%
女性新卒採用比率	47.0%	36.7%

※ 各年度4月1日在籍人数より算出

■ 女性目線開発プロジェクト

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」は、住まう方の目線を大切にした住まいづくりをめざし、本部や全国の支店、グループ会社など、幅広い部門から集まった女性社員で構成されています。これまでの成果としては、空間提案「こまま（comama）」の開発や、半年で全9棟が完売した奈良県生駒郡の分譲住宅「イーストヒルズ勢野（せや）」などがあります。

2015年2月には一般女性カスタマーの声を取り入れた住宅商品「konoka（コノカ）」のモデルハウスを東京都内にオープンし、同年4月に商品の発売を開始。発売後もプロジェクトメンバーによるプロモーション活動、社内研修、イベント企画運営などで成果を挙げ、2年間で900棟以上のご契約をいただきました。また、2016年8月には、女性目線で考えた「もっと安心もっと安全もっと快適」な賃貸住宅の新商品「Forest Maison konoka（フォレストメゾン コノカ）」を発売しました。

プロジェクトメンバーによるブレーンストーミング風景

三鷹第二展示場における「konoka」内観

■ 女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

住友林業では、女性社員を対象とした様々な研修を行っています。

2016年度の女性営業職研修は、初回接客力向上のためのスキルを身につけることを目的に実施し、エリアや世代を超えた情報共有により、知識やモチベーション向上につなげています。

また、女性生産職研修では、社外の女性施工技術者の活躍事例を知り、技術およびモチベーションの向上につなげることを目的として、同業他社や工務店との情報交換および女性現場監理者の建築現場見学を行っています。

女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

	セミナーの名称	開催年月	主な参加者
営業職研修	女性営業職研修	2016年12月	37名
	住宅メーカー9社合同の「女性住宅営業職交流会」	2016年11月	5名
生産職研修	女性生産職研修	2017年2月	9名

	セミナーの名称	開催年月	主な参加者
選抜研修	社外マネジメント・リーダーシップ研修	2016年5月～2017年3月	3名
	異業種合同女性管理職研修	2017年2月	1名

■ 平成28年度「準なでしこ」に選定

住友林業は、2017年3月、「準なでしこ」に選定されました。経済産業省が東京証券取引所と共同で、女性活躍の推進状況を重視して女性活躍推進に優れた「なでしこ銘柄」に準ずる企業として、「準なでしこ」を選定します。

「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を策定し、育児支援・教育研修制度を充実させるなどの推進施策が評価され、今回の選定につながったものと考えています。

障がい者雇用の推進

住友林業では、障がい者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障がい者雇用を推進しています。2017年3月末日時点の障がい者雇用率は2.12%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

障がい者雇用率
2017年3月末日時点
（単体）
2.12%

障がい者雇用の状況（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
障がい者雇用率（%）	1.95	2.18	2.24	2.12	2.12

■ 障がい者雇用の積極的な推進をめざして ースミリンウッドピース株式会社設立ー

住友林業は2015年7月、障がいのある方により多くの働く機会を提供することをめざして、愛媛県新居浜市に原木椎茸栽培や、木工製品の製作・加工、印刷などを行うグループ会社を設立しました。2016年10月には、主に知的障がい・精神障がいのある社員を5名採用しました。2017年3月には新社屋が完成、同年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を受けました。今後もさらなる雇用促進と事業の安定を図っていきます。

スミリンウッドピース株式会社
社屋外観

定年退職者の再雇用

住友林業は、勤続10年以上で特定の資格や経験があり、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳となり定年退職した社員を、嘱託社員契約によって満65歳到達時点まで再雇用する制度を設けています。2016年は46名を雇用し、再雇用者はその能力と経験を活かして活躍しています。

過去3年の定年退職者に対する再雇用率は84.8%です。なお、2013年4月1日に高年齢者雇用安定法が改正されたことに伴い、経過措置を適用しながら、再雇用希望者全員を再雇用することとしています。

定年退職者の再雇用者数

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
33名	28名	43名	34名	46名

再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、2017年3月末までに140名の社員が申請を受理されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

非正規雇用社員の直接雇用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、有能な社員を登用するため人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2015年度は19名、2016年度は14名、2017年度は19名を正社員として登用しています。

非正規雇用社員の直接雇用者数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
38名	28名	19名	14名	19名

今後に向けて

今後も、行動指針のひとつである「人間尊重：多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」にもとづき、ダイバーシティ＆インクルージョンを推進し、人事制度の整備・運用や人財の適正かつ効率的な配置、人財の開発・育成、さらには常に前向きにチャレンジする社員集団の構築に取り組み、住生活関連事業分野の“真のエクセレントカンパニー”をめざしていきます。

労働安全衛生

社会性報告

労働安全衛生に関する基本方針

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や安全衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

また、資源環境本部や住宅事業本部などの各事業本部においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保を目指しています。

労働安全衛生のマネジメントシステム

住友林業グループの各社は、活動する各国の法令に準拠して労働安全衛生のマネジメント体制を整備するとともに、OHSAS※などの認証取得を推進しています。会社全体の安全衛生管理に関する事項は人事部の所管とし、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、各社ごとに安全衛生管理体制の確立を図っています。また、人事部長を委員長とする衛生委員会を設置し、毎月1回開催した内容を社内イントラネットに掲示し、情報共有と啓発を図っています。

※ OHSAS：Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略語。労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

労働安全関連認証取得状況

社名	国	認証の種類	取得年月
住友林業クレスト株式会社	日本	OHSAS18001	2013年2月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	インドネシア	OHSAS18001	2013年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	インドネシア	OHSAS18001	2013年10月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ニュージーランド	AS/NZS4801	2012年12月
		ACC WSMP Tertiary	2009年11月

社名	国	認証の種類	取得年月
アルパイン・MDF・インダストリーズ（Alpine）※	オーストラリア	AS/NZS4801	2010年8月

※Alpineは、2017年3月に全持分を売却したため、当社連結対象会社ではなくなりました

■ 労働災害に関する目標と実績

CSR中期計画において、2020年度までの重点目標を「労働災害件数・休業災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。その進捗と結果は、以下のとおりです。

労働災害の発生状況（単体）※1

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
労働災害件数（件）※2	0	6	1	0	3
休業災害度数率※3	0	0.28	0.19	0.19	0.30
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件
※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数×1,000,000

山林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で46,444ヘクタールの社有林と1,106ヘクタールの受託山林を管理しています。これら山林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐および皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。 2016年度は、住友林業社有林の作業現場において請負業者の労働災害が3件※発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認したほか、「労働安全大会」を通じて他の請負業者にも注意を促しています。

安全パトロール

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1件	0件	2件	1件	3件

■ 外部専門家による講習

「労働安全大会」では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野など専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。さらに、作業に慣れて、危険な作業に対する注意力が散漫になることのないように繰り返し安全教育を実施しています。

2016年度に行った各山林事業所での「労働安全大会」では、林業・木材製造業労働災害防止協会などから講師を招き、最近の林業労働災害事例の原因分析を踏まえた災害防止策講習や、現地での安全作業指導を実施しました。

専門家による現地指導（日向山林事業所）

木質建材製造事業における取り組み

■ 国内における取り組み

住友林業クレストは、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その実現に向けて、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の運用を開始し、2013年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。社員が主体的にヒヤリ・ハット報告や、職場の小集団活動を通じて意見を出し合い、PDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動と同時にリスクの低減を進めています。

また、2016年度は、労働災害が1件あり、検証と要因分析に基づく、手順・設備の見直しによる再発防止策を講じました。

国内の木質建材製造事業における労働災害件数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
国内製造会社	4件	5件	0件	0件	1件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

■ 安全パトロール・リスクアセスメント

住友林業クレストの各工場では、「災害ゼロから危険ゼロ」を目指し、定期的に職場の安全パトロールを行っています。パトロールで発見した「危険の芽」については、安全対策を迅速に実施し、リスクの顕在化を防止しています。

また、はさまれ、巻き込まれなどリスクのある作業・設備を洗い出し、重点的にリスク低減を図ることで、職場の安全確保に努めています。

安全パトロール

■ 海外における取り組み

海外製造会社※は、前年度に労働災害件数が増加した会社での安全対策強化、製造拠点が集中するインドネシアの製造会社へのゼロ災害手法（危険予知訓練やリスクアセスメント）の導入、先行するグループ他社の安全推進手法の導入などを実施しました。結果、2016年度の労働災害件数は前年比で微減しました。

※ ネルソン・パイン・インダストリーズ、アルパイン・MDF・インダストリーズ、クタイ・ティンバー・インドネシア、アスト・インドネシア、シナール・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット、ヴィナ・エコ・ボードの7社（連結対象会社）

インドネシア製造会社現地社員による危険予知訓練

海外の木質建材製造事業における労働災害件数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
海外製造会社※	19件	13件	6件	18件	16件

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示、連結対象会社の合計

■ 海外駐在員に対する取り組み

海外駐在員・帯同家族および海外出張者が不慮の傷害を負ったり、感染症を含む疾病にかかった時に適切な治療が受けられるよう、医療機関の紹介や手配を行うサービスを導入しています。

また、エイズ・結核・マラリアなどの感染症対策を含む、海外における社員の安全管理体制を「海外危機管理マニュアル」に定めています。同マニュアルに基づき、住友林業が事業展開する各国のリスクをまとめた「駐在員・出張者心得」を年に1回見直しています。さらに、新たに海外赴任する全駐在員には、同マニュアルを活用した指導を実施しています。

海外アシスタンスカード

住宅事業における取り組み

住宅事業本部では期初に、前期の災害発生状況、安全衛生管理推進状況ならびに関係法令の遵守等、現状を踏まえ、住宅事業本部長名により「安全衛生管理方針」を策定し、通知を行っています。また、当期の基本方針として、「安全文化の浸透」を掲げ、「法令遵守」「安全衛生教育の推進」「労働災害の撲滅」の３つを主要取り組みとしています。

「安全第一」の認識を常に周知・啓発することで、「安全文化の浸透」を図り、支店・工事店が年度の重点管理目標を策定し、「墜転落」「工具」「転倒」「重機」「熱中症」による5大災害の撲滅を図ることとしています。

建築現場の安全確認

住宅事業現場における安全衛生管理体制

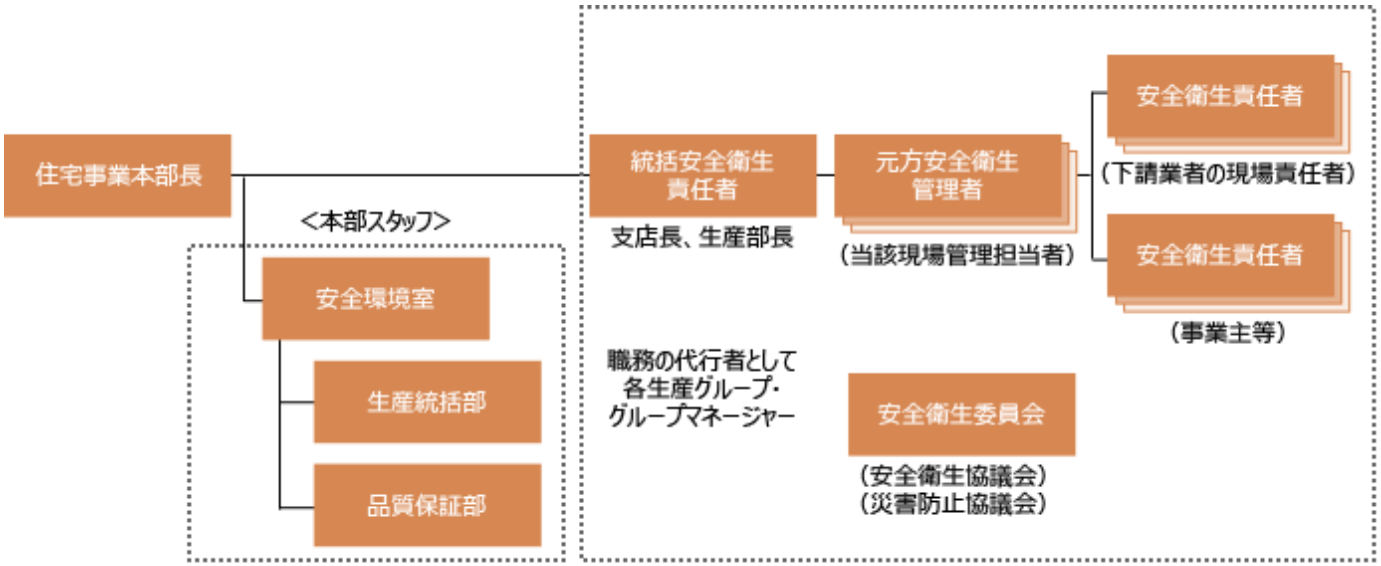

2010年10月1日改正

住宅施工現場における請負業者の労働災害発生状況

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
労働災害件数※1	10件	11件	11件	6件	12件
休業災害度数率※2	2.16	1.98	3.63	2.23	3.35
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※2 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000
2014年度は施工にかかる労働時間を見直した結果、2013年度以前に比べ総労働時間が短縮されている

（第三者保証マーク）について

■ 労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅事業本部では、毎月1回実施している安全パトロールや現場調査の結果に基づき、支店もしくは地域ごとの安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（請負事業者）を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生推進教育を実施しています。

また全国の支店を対象に、大きな危険が伴うグラインダー作業※や、手軽で使いやすい反面、使用法の誤りにより事故につながりやすい丸のこ作業の安全確保を目的とした研修を実施しています。

丸のこ作業研修

※ 電気工具を使用し、研削砥石を回転させることにより加工切断する作業

今後に向けて

国内の木質建材製造事業では、今後も、ヒヤリ・ハット報告による改善提案の吸い上げと実践、安全パトロール・リスクアセスメントによるリスク回避の徹底、教育による安全知識とそのノウハウの継承を繰り返し行い、労働災害撲滅に努めます。

海外の木質建材製造事業では、2017年度も2016年度の取り組みを継続、深化させるとともに、海外事業本部の安全推進機能を強化し、労災情報・再発防止策の共有迅速化、工場安全監査実施、ゼロ災害活動の定着、全社統一の安全基準の策定といった、ゼロ災害のしくみづくりを進めます。

山林事業では、安全作業に対する啓発活動の強化、災害発生の多いチェーンソー作業の負担低減を目指した機械化の推進などを実施し、労働災害の発生原因の撲滅を図り、労働災害ゼロを達成します。

住宅事業では、「安全文化の浸透」を図るために、生産責任者、生産担当者、現場の作業者全員の安全知識と安全意識の指導強化を図ります。生産責任者は、責任をもって作業者全員まで安全に関する重要事項の浸透について確認を行い、繰り返し注意喚起することで、労働災害の撲滅につなげていきます。

人財育成

社会性報告

人財育成に関する方針

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員を育成、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針としています。

推進体制

人事部スミリンビジネスカレッジ
住友林業人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、広くグループ会社や事業部を越えた社員が参加できる、ビジネススキルを身につけるための研修を企画運営しています。
また、住友林業グループ研修担当者会を定期開催し、人財育成に関する情報交換を行っています。

住宅事業本部人財開発部
人財開発部では、住宅事業本部所属員（営業・設計・インテリア・生産・総務・本部スタッフ）を対象に、「お客様視点」と「プロ意識」を基軸とした実践的研修を行っています。
また、住宅事業本部が主管するグループ各社と連携を密にし、各社の研修をサポートしています。

グループ各社、各部門
グループ各社、各部門では、それぞれの分野でのプロフェッショナルを育成する研修を実施しています。

人財育成体系の整備

2011年度に発足した人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、「やる気ある人応援します」をテーマに掲げ、それまで一律に召集していた「階層型」研修から、「自己啓発型」「選抜型」研修へ比重を移し、自主性を重んじた能力開発を図っています。

新入社員研修をはじめとする階層別研修のほか、選抜型や手上げ式の集合研修を、グループ合同で実施しています。SBC・eラーニングは、国内グループ社員が、自由に学べる環境を提供しています。

人事部SBC研修体系（2016年度）

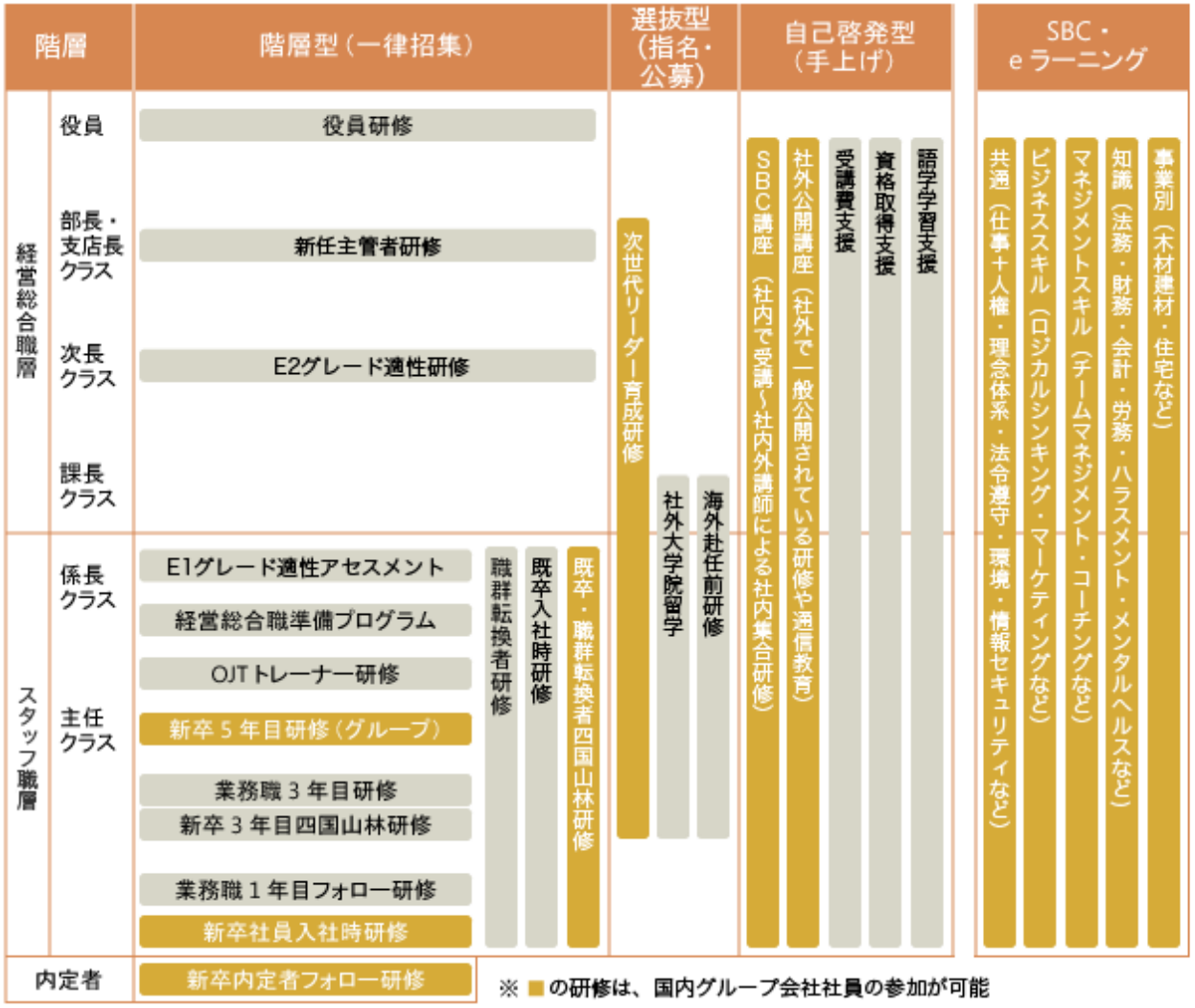

おもな研修プログラム受講者数（2016年度）

研修プログラム	受講者数（単体）	受講者数（グループ会社）
階層別研修（12講座）	903名	207名
選抜型研修（17講座）	65名	30名
自己啓発型研修（62講座）	471名	35名
e-ラーニング（必須6講座）	4,960名	4,876名

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	6.9	7.5	6.8	9.3	9.4
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	103,000	91,000	91,000	91,000	100,000

■ 資格取得・社外教育の支援

住友林業では、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得支援としては、業務において取得が必要なものの他、能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに支援範囲を定めています。

特に１級建築士試験に合格し、１級建築士免許を取得した社員には、一時金を支給しており、2016年度は18名が対象となりました。

また、会社に在籍したまま、国内外の大学院へ入学できる「社外留学規程」を定めており、2016年度はこの制度を1名が利用しました 。

■ 新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」

住友林業は、社員のやる気と能力を活かして新しいビジネスを創出するため、新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」を設けています。これは、国内の住友林業グループに勤務する全ての人が、自らのアイディアをベースに新規事業を提案できる制度で、2006年度に第1回を開催して以来、隔年でこれまでに5回開催しました。

2016年度までに、物流専門会社、デイサービス事業などの6案件が事業化されています。

■ 木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家づくりを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職をめざす住友林業ホームエンジニアリング株式会社の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学び、修了時には2級大工技能士取得を目指しています。また、訓練の修了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修※や1級大工技能士取得準備研修が7～10日間用意されています。

2016年度の入校者は、外部協力会社に勤める大工も含め63名、修了者は61名で、2017年度は67名の入校者を迎えました。

※ 床の間回りの古来の技法を伝承するため、絞り丸太や長押の納まりなどを学ぶ研修

建方の実習の様子

	2013年度（26期生）	2014年度（27期生）	2015年度（28期生）	2016年度（29期生）	2017年度（30期生）	累計
入校者数	37名	58名	64名	63名	67名	1,293名
修了者数	35名	56名	57名	61名	-	1,162名
2級大工技能士取得者	28名	46名	54名	57名	-	365名

今後に向けて

人事部では、研修内容や学習支援制度の見直し改善を繰り返す事で、経営理念の実現に資する人財育成を続けていきます。

伝統的な技術・技能の継承の分野では、若手人員の不足に対応する為に、2014年度より採用枠を拡大しています。事業所配属後のＯＪＴや技術専門校でのフォロー研修などを活用して若い世代に技術を伝承し、後世に受け継いでいく事が当社の使命と考えています。さらに、リフォーム工事・大型木造建築など多方面で活躍できる大工の育成にも注力していきます。

新規事業提案制度においても、時代に合った制度設計や運営方法を考え、社内から新規事業を創出するための仕組みづくりを引き続き推進していきます。

ワーク・ライフ・バランス

社会性報告

社員の働き方に関する基本方針

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実できる職場を目指して、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

2017年度からは、長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などを行いました。

長時間労働による疲労の蓄積で健康を害することを防ぐとともに、時間に対するコスト意識を高め、またワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員の満足感と生産性を向上させることを目的としています。

育児中の働き方支援

住友林業では、子育てをしながら仕事をする社員に対して、さまざまなサポート体制を整えています。

例えば、育児休業取得予定の社員と上司に加え、働きかた支援室担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度を説明し、復職後の働き方についての相談に応じているほか、子育てと仕事を両立しているほかの社員の事例などを紹介しています。

また、育児中で希望する社員は、柔軟な働き方ができるよう、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ制度（2017年度からはフレックスタイム制度に移行）や短時間勤務制度などの利用を申請することができます。

「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

2016年は4拠点で実施し、社員とその家族、計23組63名が参加。朝礼体験、名刺交換、職場での「お仕事インタビュー」、ショールーム見学、3D設計プランづくりなどを体験しました。今年度初めて開催した筑波研究所では、暴風体験やシロアリの見学など、普段なかなか経験できないプログラムも実施しました。2017年もこの取り組みを継続し、より多くの拠点で開催する予定です。

筑波研究所の様子

次世代法第6期（2015～2018年度）行動計画

住友林業は、次世代法に則って社員の子育て支援のための行動計画を策定・実施しています。

2015年度から第6期（2015～2018年度）として、下記3つの目標を掲げ取り組みを進めています。

1．育児中の女性社員が活躍できる職場環境づくりのために、働き方改革をテーマにした管理職層向けのセミナーを実施する
2．誰もが働きやすい職場環境づくりのために「家族の職場参観日」を実施する
3．男性社員の育児参加促進のために、育児中の男性社員とその上司が制度利用について面談する仕組みを作る
また育児関連制度の利用状況をイントラネット上で公開する

この行動計画に沿い、2017年2月に社外の講師を招き、長時間労働を抑制し、それぞれの事情に合わせた働き方を実現しながらも業績を上げ続けていくための意識改革をテーマに「イクボスセミナー」を開催しました。主に本社勤務の管理職を中心に約120名が受講しました。今後も継続して実施していく予定です。

くるみんマーク

イクボスセミナーの様子

イクボスセミナー受講者数
約120名

■男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、さらに希望どおり利用するための指導や配慮についてのコメントも記入し、申請する仕組みです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながっています。

主な育児支援制度（2016年度）

制度	内容
育児休業	子が1歳6カ月または1歳到達直後の3月31日までのいずれか長い期間、休業を取得することが可能
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ（2017年度からはフレックスタイム制へ移行）、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除の利用が可能
子の看護休暇および行事休暇	小学校6学年末までの子が病気やけがをした場合、年10日の休暇を時間単位（2017年度からは30分単位に改定）で取得することが可能（100%給与支給）。年10日のうち5日までは、子の行事のために利用可能（子が2人以上の場合は年5日を追加）

※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満
※2 1歳6カ月または1歳到達直後の3月31日までのいずれか長い期間
※3 勤続1年以上
※4 2017年度からはフレックスタイム制に移行
※5 勤続6カ月以上

介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。2010年度に、対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ（2017年度からは人事制度の改定に伴い、より柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制に移行）、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。また、年10日の休暇を30分単位で取得できる「家族の介護休暇および傷病休暇」も整えています。

おもな介護支援制度（2016年度）

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能	・介護理由の制度利用者：3名（始業・終業時刻の繰り上げ、時間外労働の制限） ・介護休業者：2名
勤務時間短縮等の制度	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ（2017年度からはフレックスタイム制に移行）、短時間勤務、週休3日制の利用が可能	
家族の介護休暇および傷病休暇	家族を介護する社員が年10日の休暇を時間単位（2017年度からは30分単位に改定）で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、傷病のための利用が可能	

介護支援制度利用実績（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
介護休業者数	0名	1名	1名	1名	2名
介護理由の制度利用者数（始業・終業時刻の繰り上げ、時間外労働の制限）	1名	1名	2名	3名	3名

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。職場ごとにリフレッシュ休暇の個人別取得計画の策定を義務付けて、部署ごとの計画策定率や取得率を集計し、社内WEBサイトで公開することにより、取得しやすい環境を整えています。

また、住宅部門の支店では、火・水曜日が定休日となっていますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
リフレッシュ休暇取得率	38.0%	42.0%	50.0%	46.0%	42.3%
ファミリーフレンドリー休暇取得率	23.0%	26.0%	29.5%	26.0%	27.0%

有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間10日以上の計画的な有給休暇取得を推奨しています。各拠点で毎年1月に「年間休暇スケジュール表」を作成し、定期的に人事部へ有給休暇の取得実績を報告。これをもとに、拠点ごとの実績一覧を社内WEBサイトに公開し、有給休暇の取得を促進しています。

有給休暇取得率（2016年度）（単体）
35.9%

2016年度は、勤怠管理システム上で、従業員はもちろん管理者も休暇予定を確認できるようにすることで、より計画的に休暇を取得しやすい環境を整備しました。また、住宅事業本部では、2016年度より全部署が休日となる計画年休を設定しています。（原則年4日、2016年度は3日）

有給休暇の取得率は2013年度が31.6%、2014年度は35.2%、2015年度は32.8%、2016年度は35.9%でした。

引き続き、2017年度も「有給休暇取得10日以上」をCSR予算に掲げ、この取り組みをさらに進めていきます。

▶ 社員関連データ

長時間労働削減の取り組み

住友林業では、毎月、各部署の平均所定外労働時間および部下の所定外労働時間を各部の責任者に通知して、長時間労働削減の意識づけを強化しています。

また、住宅事業本部では、各支店に「働きかた向上委員会」を設置し、それぞれの支店で工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅事業本部内に設置した「長時間労働削減委員会」が中心となって制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。

■ 人事制度の改定

2017年度には、人事制度の改定を行い、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行するとともに、フレックスタイム制や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入し、長時間労働削減と生産性向上を推進しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、時間によるコスト意識を高めて、長時間労働を削減し、仕事の質と生産性を高めることを主な目的としています。

また、フレックスタイム制では、１ヶ月の総労働時間を定め、１日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化に取り組んでいます。

さらに、インターバル制では、前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間をとることとし、休息時間が始業時刻またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなします。これにより過重労働の防止や社員の健康の保持増進を目指します。

メンタルヘルスケア

■メンタルヘルスケアの実践

住友林業では、厚生労働省が2000年8月に策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」にもとづき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

管理職向けのメンタルヘルス教育

2013年4月には、人事部内に育児・介護関連支援やキャリア支援、メンタルヘルス支援を担う「働きかた支援室」を設置。メンタルヘルスケアを充実させるために、同室内に臨床心理士の資格を有する社員を配置し、社外提携EAP※機関「こころの健康相談室」と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

復職にあたっては、リハビリ出社制度を導入し、個々人の状態に合わせて段階的に勤務時間や業務負担を調整し、心身を働く環境に慣らしていけるようリハビリプランを作成し、実行しています。

休業時には「メンタル休業ガイドブック」を本人に配布し、休業中の過ごし方や休業に関する社則等を載せ、休業中の不安軽減を図るとともに、上司に対しても「管理職のためのガイドブック」を配布し、その時々にあった対応方法などの情報を提供しています。

※ EAP：Employee Assistance Programの略語。従業員援助プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスサービス

■メンタルヘルスケアに関する予防対策

2015年12月に労働安全衛生法の改定に伴い義務化されたストレスチェックは、メンタルヘルス不調の予防の一環として、健康保険に加入している社員（産休・疾病療養などによる長期傷病休業中社員を除く）を対象にWEBサイトを利用したストレスチェック「こころの健康診断（セルフチェック）」として、2013年度から継続実施しています。さらに、管理職に就く社員がメンタルヘルスケアの重要性を理解し、各職場で適切に予防対策を講じられるよう、社内カウンセラー（臨床心理士）や外部EAP機関による管理職向け教育も実施しており、2013年度161名、2014年度187名、 2015年度198名が参加しました。2016年度は、若手社員のケアに重点を置き、セルフケア教育を入社１年目社員120名に行いました。

また、技術職の若手社員の育成を担当するトレーナー（32名）に対して、メンタルヘルスの基礎知識とメンタル不調を未然に防ぐ関わり方についての研修を行いました。

「働きかた支援室」には、保健師の資格を有する社員も在籍しており、メンタルヘルスだけでなく様々な健康面談や、新入社員への健康に対する意識啓発、健康診断についての事後フォローなどを行っています。

さらに、海外赴任者については、赴任前及び帰任時に健康診断結果のチェックを行うとともに、本人と面談し、健康状態の聞き取りやアドバイスなどを行っています。

メンタルヘルスケア予防対策の実績

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「こころの健康診断」回答率	85.8%	92.8%	91.6%	88.2%

在宅勤務制度

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

対象者は、管理監督者等を除く全社員とし、利用期間の制限はなく、育児・介護などを理由とする社員や、通勤時間の長い社員を中心に利用されています。2017年度も多様な働き方のさらなる推進のため、育児面談や働き方の相談があった際に、個別に制度の詳細を説明し利用を勧めるなどして、利用の拡大を図っていきます。

▶ 社員関連データ

配偶者居住先への異動希望・介護による異動希望の申告制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しています。

2014年度は、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と介護の両立のために勤務地に制限がある場合に、異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2017年3月末までに累計で29名が異動しました。

今後に向けて

2017年度より導入した、フレックスタイム制や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価等をはじめとする長時間労働の削減および生産性向上の取り組みを確実に根付かせるとともに、今後もあらゆる社員が健康でやりがいを持って、いきいきと働くことができるよう、さまざまな取り組みを推進していきます。

社員とのコミュニケーション

社会性報告

コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事ができるよう、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、ともに成長していくことをめざしています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、すべての社員を対象に評価結果をフィードバックすることとしています。半年に1度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。

多面評価制度（360度評価）については、2016年度は対象社員の範囲を、部下を持つ管理監督者層からプレーイングマネージャー層にまで拡大し実施しました。評価結果のフィードバックを行うことでマネジメント能力の向上を図っています。

勤続年数が10年、20年に達した社員に対しては、長年の会社への貢献を労い、永年勤続表彰を行っています。また、年に1度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展を目指し、2007年より社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

2016年は住友林業グループ内7社から参加者を募り、「住友林業グループをより良くするために」をテーマに多岐にわたるディスカッションを2回開催しました。経営者と社員が直接対話できる場のひとつであり、グループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2017年も継続する予定です。

カジュアルフリーディスカッションの様子

社員意識調査

住友林業は、2015年8月、社員4,823名を対象に7回目の意識調査を実施しました。調査項目としては、仕事のやりがいやキャリア目標、会社満足度など10の指標について聞き取りを行い、回答率は

92.5%で、当社で働くことの満足度は80.6%となり、3回連続で満足度が向上しました。

また、性別でみると、女性の満足度は順調に上昇し、男女の差はほとんどなくなりました。

この調査結果を踏まえ、専門人財のキャリアアップ支援や資格取得支援の拡充など、キャリア支援を充実させるとともに、住宅事業本部内に「働きかた向上委員会」を設置して長時間労働の削減に取り組んでいます。

社員意識調査による社員満足度の推移

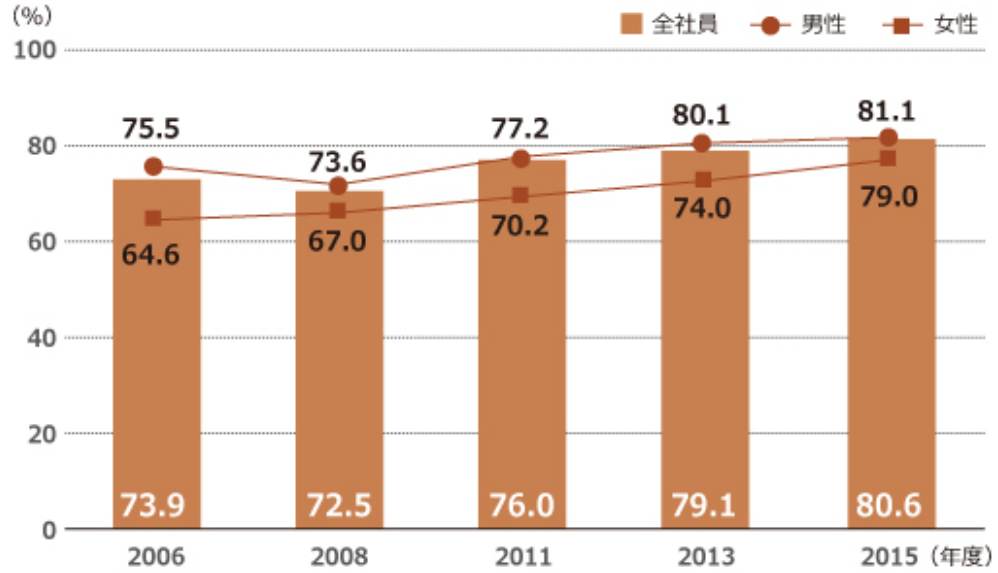

労働組合との関わり

住友林業では、2017年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員の100%（3,481名）が労働組合に加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定を保証すること、労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善を図ることを約束しています。

2016年は労使協議を23回実施し、前年に引き続き長時間労働の削減や働き方の見直しについて対策を検討しました。

今後に向けて

住友林業では、人事評価、社員意識調査、労働組合を通じたコミュニケーションにより、これからも社員が働きやすく活気ある職場作りに努め、会社全体の成長に繋げていきます。また、カジュアルフリーディスカッションについては、経営トップと社員の意見交換の場として定期的に開催するとともに、多様な働き方をする社員の参加による開催等、さらに活発なディスカッションとなるよう工夫改善していきます。

社員関連データ

社会性報告

各種社員関連データの推移

従業員数

（単位：名）	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
単体	4,416	4,486	4,499	4,417	4,485
連結	14,890	17,413	18,137	17,001	17,802

従業員数の内訳（単体）

（単位：名）	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
マネジメント階層	1,983	2,053	2,047	1,995	2,030
スタッフ階層	2,303	2,292	2,297	2,292	2,303
契約社員・嘱託社員	114	111	125	98	92
受入出向	16	30	30	32	60
合計	**4,416**	**4,486**	**4,499**	**4,417**	**4,485**

従業員数の内訳（国内子会社）

（単位：名）	2015年度	2016年度
マネジメント階層	1,509	1,803
スタッフ階層	3,383	3,361
契約社員・嘱託社員	688	799
受入出向	330	263
合計	**5,910**	**6,226**

従業員数の内訳（年齢別・単体）

（単位：名）	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
30歳未満	782	749	707	693	690
30～50歳	3,069	3,084	2,881	2,959	2,817
50歳超	565	653	911	765	978

新卒採用者数※（単体）

（単位：名）		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
住宅営業職	**男性**	55	60	73	80	100
	女性	16	13	17	21	13
建築技術職	**男性**	22	23	22	27	37
	女性	7	8	13	7	9
業務職	**男性**	20	14	17	22	22
	女性	7	6	5	6	6
一般職	**男性**	0	0	0	0	0
	女性	0	13	6	4	7
合計		**127**	**137**	**153**	**167**	**194**

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

女性採用・雇用の状況（単体）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
女性従業員比率（%）※	17.7	18.4	19.2	19.9	20.1
女性管理職比率※（%）	1.8	2.2	2.6	2.8	3.2
女性新卒採用比率（%）	23.6	28.7	26.8	22.8	18.0

※ 各年度4月1日在籍人数より算出

（第三者保証マーク）について

女性採用・雇用の状況（国内子会社）

	2016年度	2017年度
女性従業員比率※（%）	26.2	25.4
女性管理職比率※（%）	3.8	5.0
女性新卒採用比率（%）	47.0	36.7

※ 各年度4月1日在籍人数より算出

平均年間給与（単体）

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
8,165,504円	8,370,867円	8,337,767円	8,483,875円	8,518,404円

平均勤続年数※（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
男性	14年8カ月	15年0カ月	15年5カ月	15年3カ月	15年8カ月
女性	10年11カ月	11年0カ月	11年0カ月	11年1カ月	11年1カ月

※ 年度末で算出（毎年3月31日時点）

離職率※1（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
自己都合離職率（%）	3.3	2.3	2.6	2.1	2.2
離職率※2（%）	4.2	2.9	3.2	3.1	3.3

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出
※2 離職率には自己都合退職を含む

障がい者雇用の状況（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
障がい者雇用率（%）	1.95	2.18	2.24	2.12	2.12

障がい者雇用の状況※（国内子会社）

	2015年度	2016年度
障がい者雇用率（%）	1.45	1.45

※ 各年度6月時点

海外における現地採用率※

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
海外における現地採用率（%）	99.3	99.2	99.3	99.2	99.6

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	6.9	7.5	6.8	9.3	9.4
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	103,000	91,000	91,000	91,000	100,000

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
育児休業取得者数（名）	男性	6	12	7	13	13
	女性	15	29	33	40	43
育児休業取得率※1(%)	男性	3.6	7.2	4.2	7.8	8.5
	女性	78.9	100.0	103.0	105.0	95.7
育児休業取得者の復職率（%）		100	92.8	96.4	96.2	97.6
短時間勤務制度利用者数（名）※2		29	29	32	40	45
在宅勤務制度利用者数（名）※3		15	21	19	19	22

※1　育児休業取得率＝当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数
※2　育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算
※3　育児・介護事由に限定せず利用可

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内子会社）

		2015年度	2016年度
育児休業取得者数（名）	男性	1	3
	女性	68	110
育児休業取得率※（%）	男性	0.6	5
	女性	115.3	102.8

※ 育児休業取得率＝当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

有給休暇取得率（単体）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
有給休暇取得日数（日）	5.9	6.1	6.7	6.3	6.9
有給休暇取得率※（%）	30.4	31.6	35.2	32.8	35.9

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

有給休暇取得率（国内子会社）

	2015年度	2016年度
有給休暇取得日数（日）	7.1	7.3
有給休暇取得率※（%）	39.7	40.0

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

労働災害の発生状況（単体）※1

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
労働災害件数（件）※2	0	6	1	0	3
休業災害度数率※3	0	0.28	0.19	0.19	0.30
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件
※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示
※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数×1,000,000

労働災害の発生状況（国内子会社）

	2015年度	2016年度
労働災害件数（件）※	10	8

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

労働組合の組織率（単体）※

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100	100

※ 2017年度4月1日現在、対象社員3,481名。対象者の範囲は労働協約で定められている

地域社会とともに

社会性報告

重要性への認識

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築きたいと考えています。

関連する方針・体制

- 社会貢献活動の方針
- 事業を展開する地域社会への貢献

関連する目標と実績

森林保全や木材資源の持続的な利用を促進する環境分野や、未来を担う次世代教育分野を中心に寄付活動を推進するとともに、地域貢献や環境保護、さらには福祉・医療分野への貢献などにおける社会貢献活動を積極的に推進しています。

社会貢献活動費 2016年度	社会貢献にかかわる寄付金額 2016年度	「まなびの森」への累計訪問者数 2016年度	「まなびの森」環境教育プログラム参加児童数 2016年度
119.3百万円	263.0百万円	1,468名	794名

活動報告

- 社会貢献活動の推進
- 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例
- 国内における社会貢献活動事例

社会貢献活動の推進

社会性報告

社会貢献活動の方針

住友林業グループは、将来にわたって豊かな森林を守るとともに、木材資源の持続的な利用や地域社会の発展に貢献していくために、環境、地域社会の活動、次世代教育などの分野において社会貢献活動を進めています。

特に、森林保全に関する社会貢献活動は事業との関連性も高く、社会のより多くの人々に森林への理解を深めていただくことが重要です。そのため住友林業では、講演会や森林での体験学習など、小中学生への環境教育に力を入れているほか、災害で被害を受けた森林の再生などの社会貢献活動も積極的に推進しています。

また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

■社会貢献活動計画・KPI

住友林業は、社会貢献活動の方針に基づき、以下の活動を継続して行っています。

ボランティア休暇制度の導入

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。

東日本大震災に対する活動については、一定の期限を定め、希望者には交通費とボランティア保険加入の保険料を会社負担とする特別支援を実施しました。

2014年度は9名、2015年度は6名、2016年度は1名が休暇を取得しました。

社会貢献活動に関わる寄付

社会貢献活動に関わる寄付の分野別割合（2016年度）

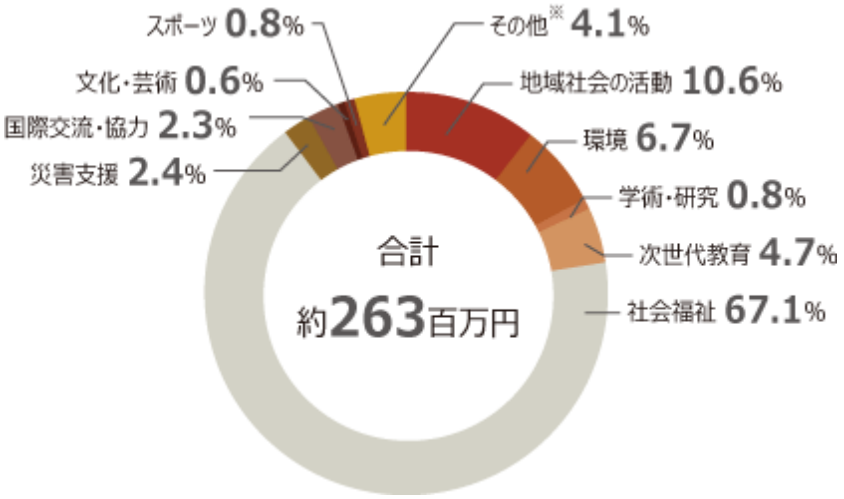

※1 メインビュー・ホームズ（MV)社による90万ドルの小児疾病医療と研究に対する寄付、および海外グループ会社数の増加に伴い、社会福祉に関する寄付金の比率が拡大しています
※2 上記項目には該当しない寄付および政治献金を含む

■ 伊勢志摩サミットへオフセット用クレジット100トンを寄付

2016年5月26日～27日に開催されたG7伊勢志摩サミットについて、日本政府によるカーボン・オフセット協力企業の募集に応募し、J-VERクレジット100トンを寄付しました。このクレジットは、2009年に「持続可能な森林経営促進型プロジェクト」に申請していた、住友林業九州地区社有林を対象としたもので、日本における森林吸収型オフセットクレジットとしては、当時、第1号として登録されたものです。

社会貢献活動費

社会貢献活動費の内訳（2016年度）

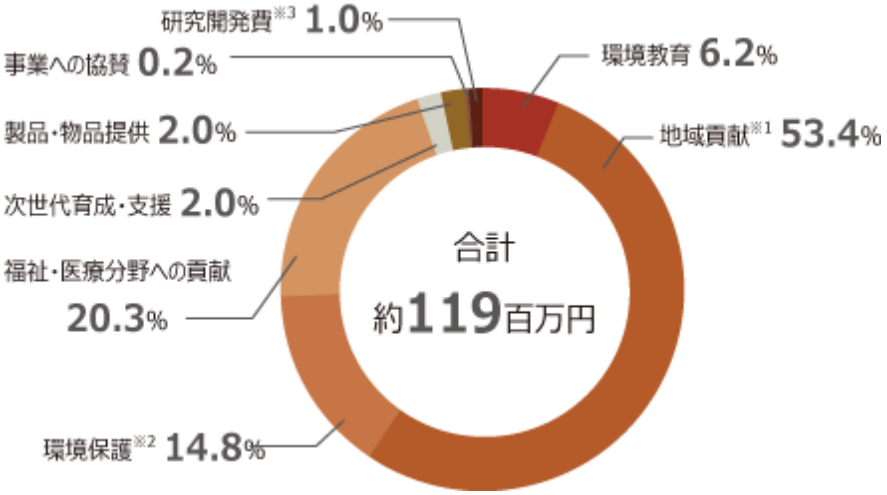

※1 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など
※2 「まなびの森」運営費など
※3 名木・貴重木に関する研究開発費

公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

2016年度の主な公職

団体名	役職	氏名
東京商工会議所	特別顧問・議員	取締役会長　矢野　龍
日本商工会議所	特別顧問	取締役会長　矢野　龍
株式会社　日本建築住宅センター	社外取締役	取締役会長　矢野　龍
日中建築住宅産業協議会	理事・副会長	取締役会長　矢野　龍
林業復活・地域創生を推進する国民会議	副会長	取締役会長　矢野　龍
公益財団法人　都市緑化機構	会長　(代表理事)	取締役会長　矢野　龍
公益社団法人　ゴルフ緑化促進会	会長　(代表理事)	取締役会長　矢野　龍

団体名	役職	氏名
日本・ミャンマー住宅都市産業協議会	会長	取締役会長　矢野　龍
住宅・建築・都市分野国際交流協議会	理事・会長	取締役会長　矢野　龍
国際住宅建設・性能保証会議（IHHWC）	実行委員会　会長	取締役会長　矢野　龍
一般社団法人　日本経済団体連合会　自然保護協議会	副会長	取締役社長　市川　晃
公益社団法人　経済同友会	副代表幹事	取締役社長　市川　晃
一般財団法人　住宅生産振興財団	理事	
日本ニュージーランド経済委員会（東京商工会議所）	副委員長	取締役社長　市川　晃
岐阜県立森林文化アカデミー	客員教授	取締役社長　市川　晃
一般財団法人　日本インドネシア協会	理事	
一般社団法人　日本木造住宅産業協会	会長　（代表理事）	取締役社長　市川　晃
一般社団法人　住宅生産団体連合会	副会長　（代表理事）	取締役社長　市川　晃
一般社団法人　日本プロジェクト産業協議会	会員代表者	取締役副社長　早野 均
一般社団法人　医療みらい創生機構	理事	
日本木材輸入協会	会長	常務執行役員　福田 晃久
一般社団法人　日本ツーバイフォー建築協会	理事	
一般財団法人　サービス付き高齢者向け住宅協会（旧「高専協」）	監事	常務執行役員　高桐 邦彦
日本プリント・カラー合板工業組合	専務理事	執行役員　吉岡　義寛
中日本合板工業組合	理事	
日本複合・防音床板工業会	理事	
一般社団法人　海外産業植林センター	理事	
NPO法人　日本・パプアニューギニア協会	理事	
公益財団法人　国際緑化推進センター	理事長	

団体名	役職	氏名
一般社団法人「緑の循環」認証会議	会長	
一般社団法人　住宅生産団体連合会　環境委員会	委員長	顧問　能勢　秀樹
一般社団法人　住宅生産団体連合会　国際交流委員会	委員長	顧問　能勢　秀樹
一般財団法人　建築環境・省エネルギー機構	理事	
一般社団法人　日本林業経営者協会	理事	
一般財団法人　日本緑化センター	評議員	
公益社団法人　国土緑化推進機構	理事	
公益財団法人　森林文化協会	理事	

国内における社会貢献活動事例

社会性報告

富士山「まなびの森」プロジェクト

1996年、関東南部を襲った台風17号により、富士山麓に広がる国有林が大きな被害を受けました。住友林業は設立50周年の記念事業のひとつとして、約90ヘクタールを「まなびの森」と名づけ、もとの豊かな森の姿を取り戻すために1998年より自然林復元活動をスタートさせました。

自然林復元のための森林づくりボランティア活動や環境教育を実施したほか、NPOなどの団体の活動の場として開放するなど、2016年度は、社内外の延べ1,468名が「まなびの森」を訪れ、1998年～2016年度末までの「まなびの森」への累計訪問者数は23,500名を超えました。

■ 森林づくりボランティア活動

1998年のプロジェクト開始以来、社内外の多くのボランティアの力によって進められてきた復元活動も、植栽が完了し、育林段階に入っています。今後も下草刈りや枝打ち、間伐などの育林活動を継続していきます。

2016年度のボランティア活動回数は7回で、延べ274名が参加しました。

社内ボランティア

森林再生ボランティアの推移

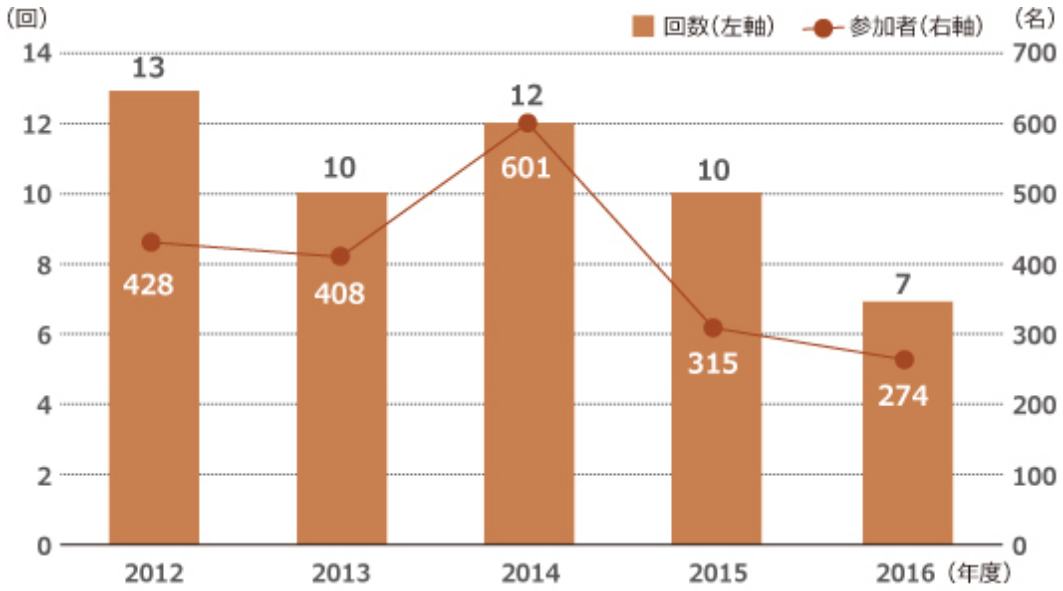

■ 環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2016年度は8校794名の児童を招待しました。

環境学習支援プロジェクト

環境教育プログラムの推移

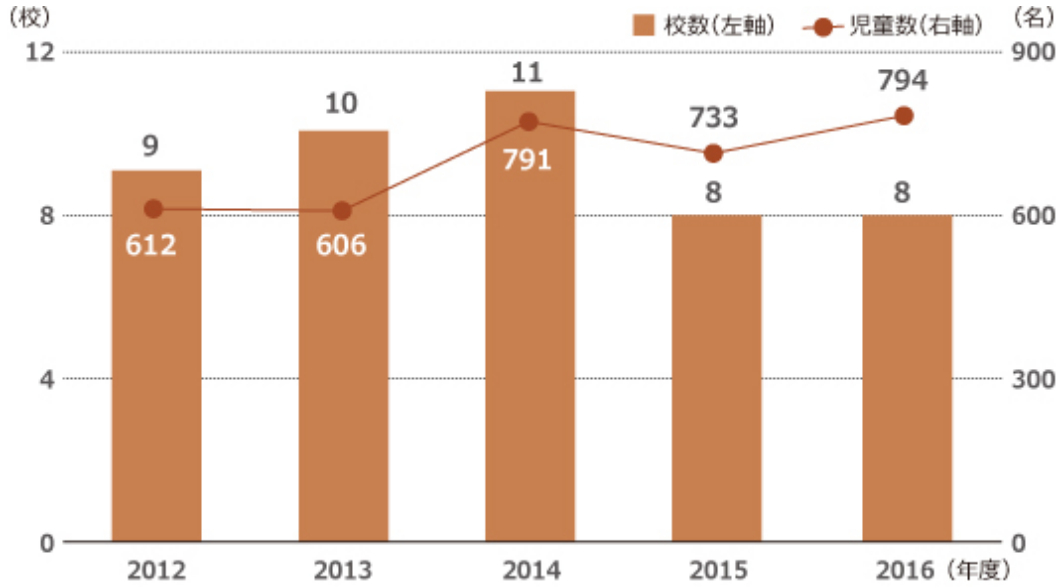

■ 植生モニタリング・鳥獣生息調査

専門家による植生のモニタリング、鳥獣生息などの調査も2000年度より継続しており、地域の生物多様性について把握する貴重なデータとなっています。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続して行っていけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を継続していきます。

▸ 富士山「まなびの森」へリンク

群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と共同で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業群馬支店は2016年度の森林整備活動として「群馬まなびの森」を10月に実施しました。ヒノキの苗木の植樹や地元森林組合の協力のもと間伐などを行い、社員および協力工事店社員とそのご家族など、約50名が参加しました。森林の整備、保全は継続的な手入れが不可欠であり、2017年度は2回の活動を計画しています。昨年8月は台風で開催できなかったため、2017年度は7月に「住友林業の家」のオーナーの皆様のご家族にもご参加いただく予定です。

群馬まなびの森

名木・貴重木を後世に受け継ぐ

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に受け継ぐため、所有者からのご依頼により、従来技術である接ぎ木や挿し木に加え、最新の技術であるバイオテクノロジーを活用し、名木・貴重木の花や葉といった性質をそのまま受け継いだ苗木を増殖し、名木・貴重木を後世に受け継ぐことに力を注いでいます。また、樹木のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別も進めています。

■ 京都・北野天満宮、花の色が白色から桃色に変化する珍しい桜、御神木“北野桜”の増殖

京都・北野天満宮社務所前にあり、開花の進行とともに花の色が変化する珍しい品種である御神木"北野桜"を後世に受け継ぐため、2014年から北野桜の苗木増殖に関する研究開発を進めてきましたが、2016年4月、組織培養の一手法である茎頂培養によりその増殖に成功しました。北野天満宮は梅で有名ですが、実は本宮において807年に開かれた右近の馬場は、右近衛大将であった菅原道真公が好まれた場所であり、桜狩が行われた名所として伝えられています。この右近の馬場を舞台とした謡曲「右近」は、女神を主役として御代を寿ぐ春を代表する曲となっています。

■ 北野天満宮の御神木“紅和魂梅”の培養苗の里帰りとDNA分析

2015年に組織培養による苗の増殖に成功し、その後大切に育ててきた北野天満宮の御神木“紅和魂梅”を、北野天満宮に里帰りさせました。また、樹齢300年以上と推定される「紅和魂梅」の遺伝子を調査した結果、葉と根の遺伝子が異なっていることが判明しました。この結果から、御神木は接ぎ木によって増殖された可能性が高いことが推察されます。梅の増殖については、平安時代後期～鎌倉時代の書物に接ぎ木や挿し木といったクローン増殖の記述があります。今回のDNA分析の結果と推定樹齢から、江戸時代には接ぎ木が行われていたことが科学的に証明できましたが、今後、より樹齢の高い樹木のDNAを調べることにより、接ぎ木の歴史をさらに遡ることが可能と考えられます。

北野天満宮の御神木「紅和魂梅」

オーナー交流会 ふれあいの森 植林ツアーを開催

2016年10月に住友林業発祥の地である愛媛県新居浜社有林において、「住友林業の家」オーナー交流会「ふれあいの森　植林ツアー」を開催しました。このツアーは植林を通して当社グループの持続可能な山林経営を身近に感じていただくこと、また体験交流を通して、オーナーの皆様との良好な関係を構築することを目的としています。

今回は11組28名が参加し、0.3ヘクタールに約900本のヒノキ苗の植林を体験しました。

植林の様子

高校生に「木の新たな可能性、『木の力』再発見」をテーマに講義

2016年7月に開催された「第16回　日経エデュケーションチャレンジ」に協賛し、今後の社会を担う高校生に向けて「木の新たな可能性、『木の力』再発見」をテーマに講義を行いました。

本プログラムに参加することで、高校生に向けて木の素晴らしさ、木の新たな可能性とともに、日本における木材利用の現状や国産材活用の重要性を伝えました。

木の素晴らしさという点では、素材としての機能性や木が時間とともに風合いを変えていく経年美などを紹介し、高校生が興味を持って理解できる講義内容としました。同時に、日本は国土の約7割が森林であるにも関わらず、国産材が十分利用されていない現状を伝えるとともに、国産材を積極的に活用し、森林・林業の再生と地域の活性化を推進する住友林業グループの社会的使命・意義についても訴求しました。

SGH指定校　愛媛県立松山東高校への企業研究セミナー実施

2014年からスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業の一環として、松山東高校の生徒が住友林業グループ発祥の地である愛媛県新居浜市を訪問し、毎年セミナーを受講しています。

2016年6月実施のセミナーは、新居浜事業所での住友林業グループの事業紹介および海外駐在経験者の体験談などの座学と旧別子のフォレスターハウスでのフィールドワークの2部構成で行い、住友林業の325余年に及ぶ歴史と受け継がれる企業精神が、現在の海外での事業展開に寄与していることを学んでいただきました。

また、2014年度と2015年度はジャカルタ事務所に生徒が訪問し、インドネシアでの当社の事業展開を見聞しています。

一連の活動を通して住友林業は、文部科学省「国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するスーパーグローバルハイスクール事業」に賛同・協力しています。

フィールドワークの様子

海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例

社会性報告

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業グループでは、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することを目指し、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの地域社会貢献活動

■「KTI教育財団」を通じた子供たちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）では、2000年、創立30周年事業として教育を通じたインドネシア国民の生活の向上、社会活動の実施を目的に「KTI教育財団」を設立。主に工場が所在する東ジャワ州プロボリンゴ市周辺の貧困家庭の子供たちへ小学校・中学校での学習道具や制服の支援をしています。2016年度は、学生30名への学習道具支援、障がいのある児童への支援金を提供しました。

KTI教育財団が机などを寄付した子供たち

■「プロジェクトEARTH」の取り組みを通したコミュニティ開発

住友林業は、国内の戸建て住宅における主要構造材の伐採・運搬・加工・住宅建設工程で排出される二酸化炭素を、インドネシアの荒廃地や耕作不適地に植林することで、オフセットする取り組み「プロジェクトEARTH」を実施しています。

2009年からプロジェクトでは、植林の際に必要となる道路の整備など地域のインフラ拡充につながる活動も行っており、地域住民の生活向上の一助となっています。また、定期的に地元小学校や幼稚園に学習道具の寄付なども行っています。

今後は補植・育林・火災対策等の植林地管理と苗木配布の拠点となる苗畑の整備を行い、参画した地域住民による植林を引き続き支援していきます。

▶ ニュースリリース「KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得」

植林を開始した
スピットウラン村の幼稚園

スピットウラン村の7年生のバルサ

■苗木の無償配布による地域貢献とインフラ整備支援

パーティクルボードの製造・販売を行うリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）では、地域の住民に苗木を無償配布し、苗木が育ち成木となったあとは原材料として購入することで、地域経済および地域の緑化に貢献しています。また、モスクの修繕支援や道路舗装などにも、継続的に取り組んでいます。

地元ケンダル県への苗木の寄付

■海外植林における伝統文化の尊重

インドネシアの植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、希少な動植物や生態系の保全だけでなく、地域コミュニティの伝統的、文化的アイデンティティにとって重要な森林の保全に努めています。

村落ミーティングの様子

■ 持続的な泥炭地利用の技術開発と修復への貢献

インドネシア・西カリマンタン州で行っている大規模植林事業では、泥炭地における劣化林での持続的な植林技術の開発に努めてきました。大量の炭素を蓄積する泥炭地は、乾燥すると地中に埋蔵された泥炭が分解し二酸化炭素の排出をもたらすだけでなく、大規模な森林火災の原因ともなります。そこで、土地が乾燥しないよう年間を通じて水路の水位を一定に保つことのできる技術開発を、膨大なデータの蓄積を基に行ってきました。成果は、関係省庁や大学などで発表し、一部は新しい政策にも導入されてきました。また、技術概要を積極的に公開することで、低環境影響負荷の技術の普及に努めています。さらに、開発してきた技術は大規模な火災跡地の修復にも応用できると期待されています。

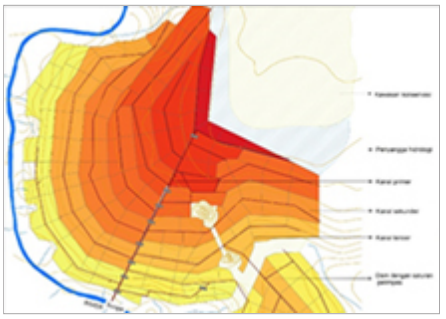

綿密なデータに基づいて設計された植林事業地

泥炭地水位のモニタリングの様子

■ インフラ整備の支援と事業地近隣での小学校建設

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業などの生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

2015年度から事業地近くに位置する村の小学校の校舎建設を行い、ボランティアで子供たちを教える教師へ支援を開始しました。また、地域の生活基盤や自然環境にダメージを与える森林火災を防ぐために、火災リスクを知らせる掲示板の設置や消火訓練を住民とともに実施しています。

事業地内の小学生への文房具の支援

集落に設置した火災リスクの掲示板

■インドネシアにおける「グリーンフォレストリーエキスポ」への出展

2016年5月、インドネシアに拠点を置く住友林業のグループ会社7社※が共同で「インドグリーンフォレストリーエキスポ」に出展し、当展示会の展示内容のわかりやすさを評価するコンテストにおいて民間産業部門3位に選ばれました。

展示会では、インドネシアでの植林による社会貢献、製造事業、ゼロエミッションなど、環境と社会に貢献する、「伐って、使って、また植える」サステナブルな林産業を展開していることを、写真パネル、商品サンプルを用いて来場者に紹介しました。

また、来場者に、アカシアや果樹の苗木を配布するとともに、バルサで作成した積み木を用意し、地元の子供たちやインドネシア環境林業省などの政府関係者をはじめとする来場者の方々に直接木に触れていただく機会を提供。住友林業グループと森や木の大切さに興味を持っていただく貴重な場となりました。

※ クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、インドネシア住友林業、ワナ・スブル・レスタリ、マヤンカラ・タナマン・インダストリ、アスト・インドネシア、シナール・リンバ・パシフィックの7社

多くの来場者でにぎわうブース

バルサの積み木の展示コーナーで遊ぶ子供たち

パプアニューギニアでの社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、カボク地区、モコルコル地区、アリエナンデ地区、メベロ地区の各地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

パプアニューギニアは政府による社会インフラ整備が十分ではないため、OBTで社員や地域住民が利用できるように病院やスーパーマーケットを運営しています。近隣の村々では、OBTの看護師による巡回を定期的に実施し、乳児検診や 病人へのアドバイスを行っています。

2016年度は、近隣集落の教会施設を整備するために資材を供給したり、地域住民を対象にしたエイズ防止の啓発を実施しました。また、大型病院への患者移送用に社有車の四輪駆動車を診療所優先車として配置しました。

診療所用に配置した患者移送用の四輪駆動車

オーストラリアにおける小児病院などへの支援

オーストラリアとアメリカにおいて戸建および集合住宅の建築・分譲販売を行っているヘンリーグループでは、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した1棟の分譲住宅をオークションで販売し、その収益を小児病院などに寄付する「GOOD FRIDAY CHARITY AUCTION」を実施しています。

戸建住宅のオークション

この活動には、土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築など、取引先も合わせ数百名が参加。1993年の開始以来、37棟の住宅のオークションによる寄付総額は13百万豪ドル超にのぼり、難病に苦しむ子供たちの医療費などに使用されています。

23年目となった2016年のオークションは、オーストラリアのビクトリア州で3月に開催。メルボルン北部のミックルハムに建築した2階建て住宅が663千豪ドルで落札されました。

地元のレスキュー活動に対する協力

ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト（TPF）では、レスキューヘリを運営するNelson Marlborough Rescue Helicopter Trustのスポンサーとなっており、2017年度に５万ニュージーランドドルの寄付を実施予定です。

同社は、年間約400回、地域内で発生した自然災害やレジャー中の事故等に対し、緊急ヘリを出動させています。

ヘリコプターにはTasman Pineのロゴが掲載される予定です。

アメリカでの地域住民との協働による次世代支援活動

アメリカでキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CC）では、地元玩具メーカーに製品製造の際に発生する木材の端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなど、地域への貢献を継続して実施しています。

ミャンマーでの寺子屋建築

住友林業は、ミャンマーで“寺子屋”を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人を務めています。2014年に開始したこの活動は、趣旨に賛同いただいた企業や個人の寄付により2016年11月には3校目の寺子屋が完成しました。建て替え前は、簡単な校舎しかなく、特に雨季の大雨の日には授業ができないような環境でした。完成後は、賛同企業からの参加者とともに、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子供たちとの交流の機会を持っています。

今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として毎年1校建築することを目標に継続して支援していきます。

建て替え前の授業風景

建て替えた寺子屋の外観

「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

寺子屋名	完成時期	建築地域	児童数	賛同者
ウィチュエー トゥピイ 寺子屋小・中学校	2014年10月末	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約260名	18社4個人
ピィンニャー ティンギー 尼寺子屋小学校	2015年11月末	ヤンゴン市ミンガラドーン区	約120名	18社4個人
ミィッター・ヤウンチー 尼寺子屋小学校	2016年11月	ヤンゴン市南ダゴン区	約180名	19社5個人

ネパール・マナスル森林再生プロジェクトに支援、植林・植栽分野で技術協力

住友林業は、アルピニストの野口健氏が代表を務めるNPO法人ピーク・エイドがネパールで実施する「マナスル森林再生プロジェクト」において、植林・植栽に関する技術支援・協力を行っています。

マナスルはヒマラヤ山脈の一角を成す 8,000 メートル級の峰で、かつてはうっそうとした原生林が広がる緑豊かな土地でしたが、昨今の村の人口増加や、生活のための無秩序な伐採等により森林が荒廃しています。また、森林荒廃による土砂崩れが発生し住民の生活を脅かすようになってきています。

そこで住友林業は、野口氏が立ち上げた森林再生のプロジェクトに対し、育苗や育林に詳しい技術者の現地派遣などを通じて技術側面からアドバイスを行っていくことにしました。2016年度は、3年をめどとした2年目の活動で、現地における苗木生産や植林候補地、植林方法に関するアドバイスを行いました。

環境報告

環境マネジメント

事業活動に伴う環境負荷

廃棄物の削減・リサイクルと適正処理

森林経営

生物多様性の保全

有害化学物質の管理

水資源の有効利用

環境会計

グループ主要製造会社の環境データ

住友林業グループの環境経営

環境報告

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念における行動指針の一つに「環境共生」を掲げ、「持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取り組む」ことを定めています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせています。

なお、2015年7月からは、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。この「環境方針」は、住友林業グループの全事業における商品開発、設計・生産、資材調達・物流、廃棄物管理、サービスなど商品ライフサイクルや事業の全過程を対象としており、持続可能な社会の貢献に資する事業を推進しています。また、「環境方針」は、社員手帳に掲載し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。

住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. 木や森を軸とした事業展開
豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。

2. 環境に配慮した商品・サービスの開発と提供
商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。

3. 環境への負荷低減と改善
環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。

4. コンプライアンス
環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。

5. 環境マネジメントシステム
事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。

6. 環境教育
当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。

7. コミュニケーション
環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

▶ 住友林業グループの経営理念とCSR経営

環境マネジメント体制

環境報告

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築を目指す「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

当社の代表取締役社長の下には、CSR推進担当執行役員、CSR推進室長を置き、当社グループの各部門が進める環境活動の進捗状況や課題を年度単位の数値目標「CSR予算」などで定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

環境マネジメント体制（2017年4月現在）

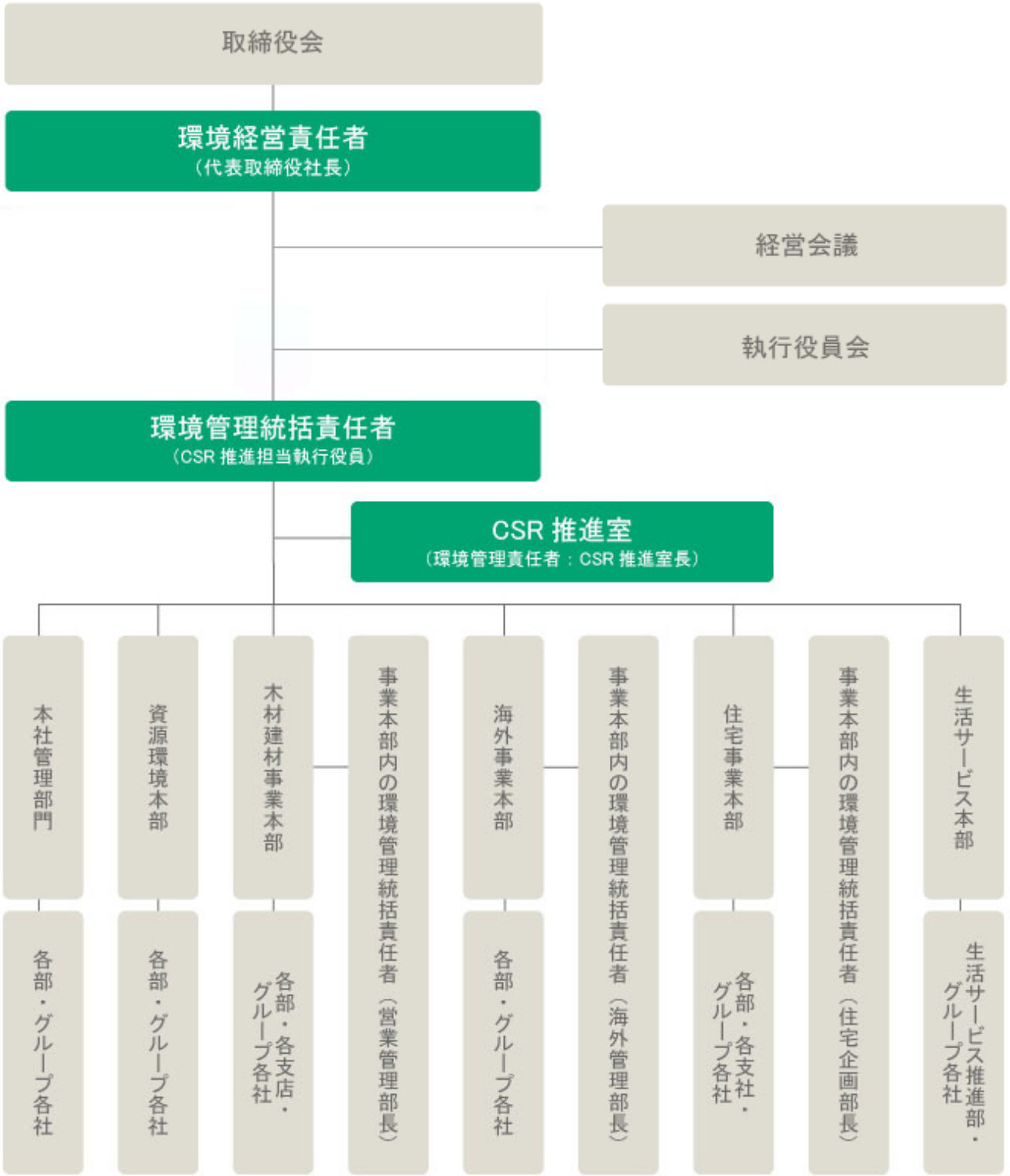

■環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者　…代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者　…CSR推進担当執行役員
- グループ全社の環境管理責任者　…CSR推進室長
- 事業本部内の環境管理統括責任者　…営業管理部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅事業本部）、海外管理部長（海外事業本部）
- 各部署の環境管理責任者　…部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者　…環境推進担当者

ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早く部門全体でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社全部門で認証を取得しました。

また、環境影響の大きい事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社4社を当社の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、2017年4月現在における連結対象組織の認証取得割合は87.3%（売上高ベース）です。

ISO14001認証取得割合（売上高ベース）
87.3%

住友林業グループのISO14001認証取得状況

会社名		取得年月
国内グループ拡大認証	住友林業（海外を除く）	2002年8月※1
	住友林業緑化株式会社	2002年11月※2
	住友林業クレスト株式会社	2003年9月※2
	住友林業ホームテック株式会社	2013年3月※2
	ジャパンバイオエナジー株式会社	2014年8月※2

会社名	取得年月
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	2001年7月
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	2003年7月
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	2005年10月
アスト・インドネシア（ASTI）	2007年1月
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	2014年3月
パン・アジア・パッキング（PAP）	2017年4月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得
※2 住友林業の登録範囲として拡大認証取得

外部認証機関による審査

国内ISO14001認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2016年度は、5月～6月に5社55部署が新しい規格となるISO14001:2015（JISQ14001:2015）の移行審査兼更新審査を受審しました。

審査の結果、73件の改善アドバイスがあり、1件軽微な不適合が観察されました。

1件検出された軽微な不適合は、新しい規格で追加された要求事項で「力量の決定、適切な教育・訓練に関するプロセスの有効性」に関するものでした。マニュアルの改訂など修正処置を実施かつ是正処置確認書を審査登録機関に提出し、2016年8月6日に新規格への移行登録が承認されました。

観察事項に対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題となる軽微な不適合等についてはCSR推進室からの通知で共有し、内部環境監査で改善実施状況などを確認しました。

海外の製造工場においても、国内同様、新規格への移行を進めています。

内部環境監査

ISO14001統合認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、社内の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

2016年度国内で実施した内部監査員養成講習会は、2015年9月の国際標準規格改正を反映し、旧規格取得者向けコースと新規取得者コースの2コースを設定しました。全12回の講習会実施により、新規格に対応できる内部環境監査員を316名認定しました。

2016年度は新規格への移行状況を早期に確認するため、被監査部署数を132部署（前年比1.8倍）に拡大した内部環境監査を実施しました。改正部分において検出された不適合や改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果はCSR推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。

環境関連法令の遵守・違反状況

過去4年間において環境関連法規の重大な違反事例※はありません。

※ 100万円以上の罰金・罰則を伴う違反

過去4年間の
重大な違反事例
0件

環境リスクマネジメント

環境報告

環境リスクへの対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、事業活動が地球環境および地域社会に与えるリスクや影響の低減・顕在化の防止に努めています。

2016年度は環境関連法規の重大な違反事例はありませんでした。

■ 産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物でもっとも高い割合を占めるのが建設系廃棄物です。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法および関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続きを定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内当社グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2016年度は、住宅事業本部の担当者が処理委託先約340社の約470カ所の処理場に対して、約570回の現地確認を行いました。あわせて、住宅事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅事業本部の支店および新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者は全て導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2016年度の導入率は98%となりました。

これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2016年度は、国内グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者など訓練生の合計142名が研修を受講しました。また、工務店、解体業者、産廃処理業者に対しても同様に研修を行っています。

▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理

■ 土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。

■ 水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト株式会社伊万里工場（旧第二九州工場）では、工場内の排水処理施設から出る排水について、外部測定機関に委託した検査を月2回、自社での水質検査を日次にて行い、検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。

特に、自社での水質検査については、2016年1月、市による採水・検査において、化学的酸素要求量（COD値）の高い廃水の混入に伴う、COD値の急変動への抑制（稀釈）不足により、市との公害防止協定の基準値を超過したため、変化を早期に把握し、対応が図れるよう、頻度を週2回から日次に改めました。

この対策により、県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けておりますが、いずれの検査においても、排水基準値を満たした状態であることを確認しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部更新や新規設置等に関する届出をしました。また外部測定機関に委託して月１回の水質検査を実施し、その結果を監視するとともに半年毎につくば市に報告しています。

▶ 有害化学物質の管理

■ 有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

また、日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレストでボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

▶ 有害化学物質の管理

■ 騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレストでは、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2016年度は、近隣の方々からの環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による苦情はありませんでした。

■ 地球温暖化（改正フロン法への対応）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、住宅の施工・販売や木材加工品の製造・流通を主な事業としているため、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器の定期的な簡易点検の実施や、圧縮機の定格出力7.5ＫＷ以上の機器を対象とした法的な定期点検の実施を行っています。2016年度は、住宅事業本部宇都宮支店（小山営業所）のロードサイド型店舗（自社ビル）の事務所およびショールームの改装工事に合わせて、環境に配慮して空調機器設備の入れ替え工事を行いました。

環境リスクの把握

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価に役立てています。また、リスクの度合いに応じて、具体的な対応策やその評価指標を取り決め、重要なリスクについては、その進捗を四半期毎に「CSR・リスク管理委員会」に報告しています。

■ 気候変動に関するリスク

■ 自然災害

大規模な地震や風水害などの自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡し済みの住宅に対する安全確認および建築請負物件などの完工引渡しの遅延などにより多額の費用が発生し、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

■ 排出量削減義務化などカーボンプライシングの設定

国際的に温室効果ガス排出削減への動きが具体化するなか、当社グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。当該国に拠点を置くグループ会社が削減義務を満たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるため、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、排出権を含むカーボンプライシングの国内制度が創設、変更され、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。

■ 商品やサービスの環境対応

2013年度の省エネルギー基準改正（2020年度より省エネルギー基準適合化住宅が義務化）を受け、住宅のライフサイクルを通じてCO_2排出量をゼロ以下にすることが可能なLCCM住宅の需要が高まると予想されています。住友林業グループがいち早く対応できなかった場合、自社のシェア縮小につながるリスクがあります。また、気候が大きく変動した場合、それに備えた住宅の仕様の変更やアフターサービスが求められるリスクがあります。

■調達先の変更や社有林の施業への影響

住友林業は、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクがあります。また、当社の社有林においても、平均気温や年間降水量など気象の変化、風水害、生態系の変化などにより、森林の保全や木の成長や植生に影響が及ぶおそれがあります。

■エネルギー供給の不足

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

■生物多様性に関連するリスク

■木材の質や量の変化

住友林業グループが森林から調達する木材の量は国内企業有数です。木は、生物多様性の恵みそのものであり、その恵みが失われれば事業の基盤を失うリスクがあります。また、その質や量が変化すると、それに対応する必要性が生じ、大きなコスト増加要因となります。

■関係法令や規制の強化

生物多様性の減少を防止する法令や規制の整備・強化が進んでおり、社有林における施業への影響や、木材調達における調達地域、樹種、数量などへの対応、住宅建築においては建築地域、規模、周辺緑化などへの対応が想定されます。これら関係法令や規制に対応しなければ、コンプライアンス上のリスクが生じます。

■企業イメージ低下

生物多様性保全への対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

■資金調達への影響

金融機関などが、環境アセスメントの実施や生物多様性への取り組みを融資の条件にしたり、企業格付機関や投資家などが、企業格付けやSRI（社会的責任投資）において生物多様性への取り組みの詳細について評価を実施する傾向が強まっていることから、資金調達に影響する可能性があります。

■ 森林の違法伐採に関連するリスク

■ 関係法令や規制の強化

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。住友林業グループが伐採や調達においてそれらの法令や規制に適切に対応できなかった場合、コンプライアンス上のリスクや損害賠償などが発生する可能性があります。

■ 企業イメージの低下

住友林業グループが適切な注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受ける可能性があります。

事業活動に伴う環境負荷

環境報告

マテリアルバランス

住友林業グループでは、事業活動における環境への影響を正しく把握した上で、適切に評価・管理することで環境経営を実践しています。そのため、各工場や事業ごとに、エネルギーや原材料の投入から製造・廃棄にいたるまでの各段階の環境負荷データを集計し、低減に向けた取り組みに活かしています。

住友林業グループのマテリアルバランス

インプット

エネルギー投入量	**6,754 TJ**
購入電力	317 千MWh
熱	4.3 TJ
石油類	15 千KL
ガス類	3,797 千m³
その他	165 千トン
原材料	**2,988 千トン**
木材等	2,830 千トン
金属	4.8 千トン
プラスチック類	2.9 千トン
紙類	1.7 千トン
接着剤・塗料	117 千トン
その他	32 千トン
水使用量	**2,008 千m³**

アウトプット

温室効果ガス	**336 千t-CO2**
製品	
合板ボード他	1,140 千m³
建材住宅部材	55 千トン
燃料チップ	129 千トン
農業用培土	21.0 千トン
住宅完工	**8,098 棟**
電力	**178 千MWh**
廃棄物等	**497 千トン**
排水量	**1,033 千m³**

国内工場・発電事業他※のマテリアルバランス

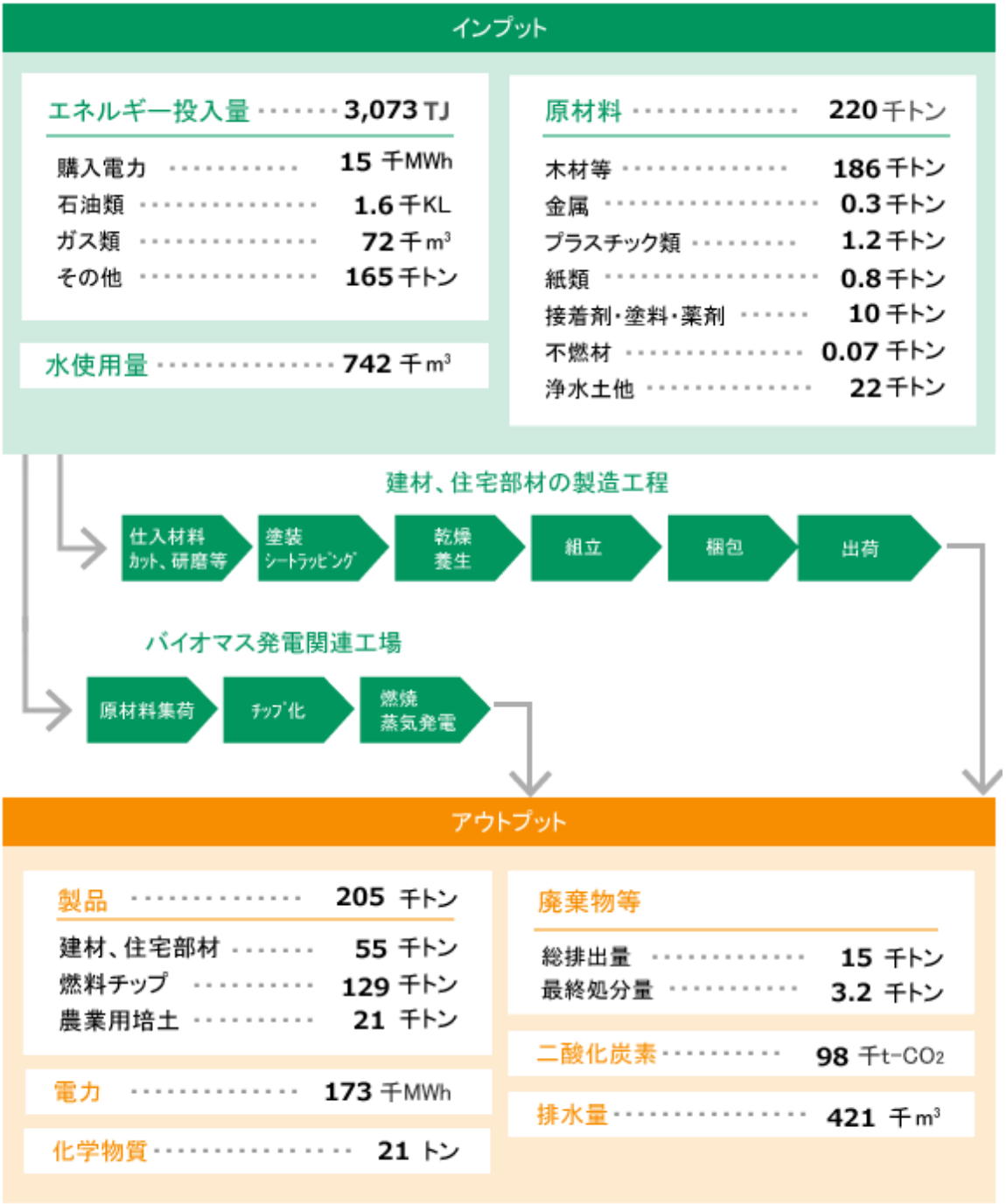

※ 対象：筑波研究所、住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、紋別バイオマス発電、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、スミリン農産工業とする

海外工場※のマテリアルバランス

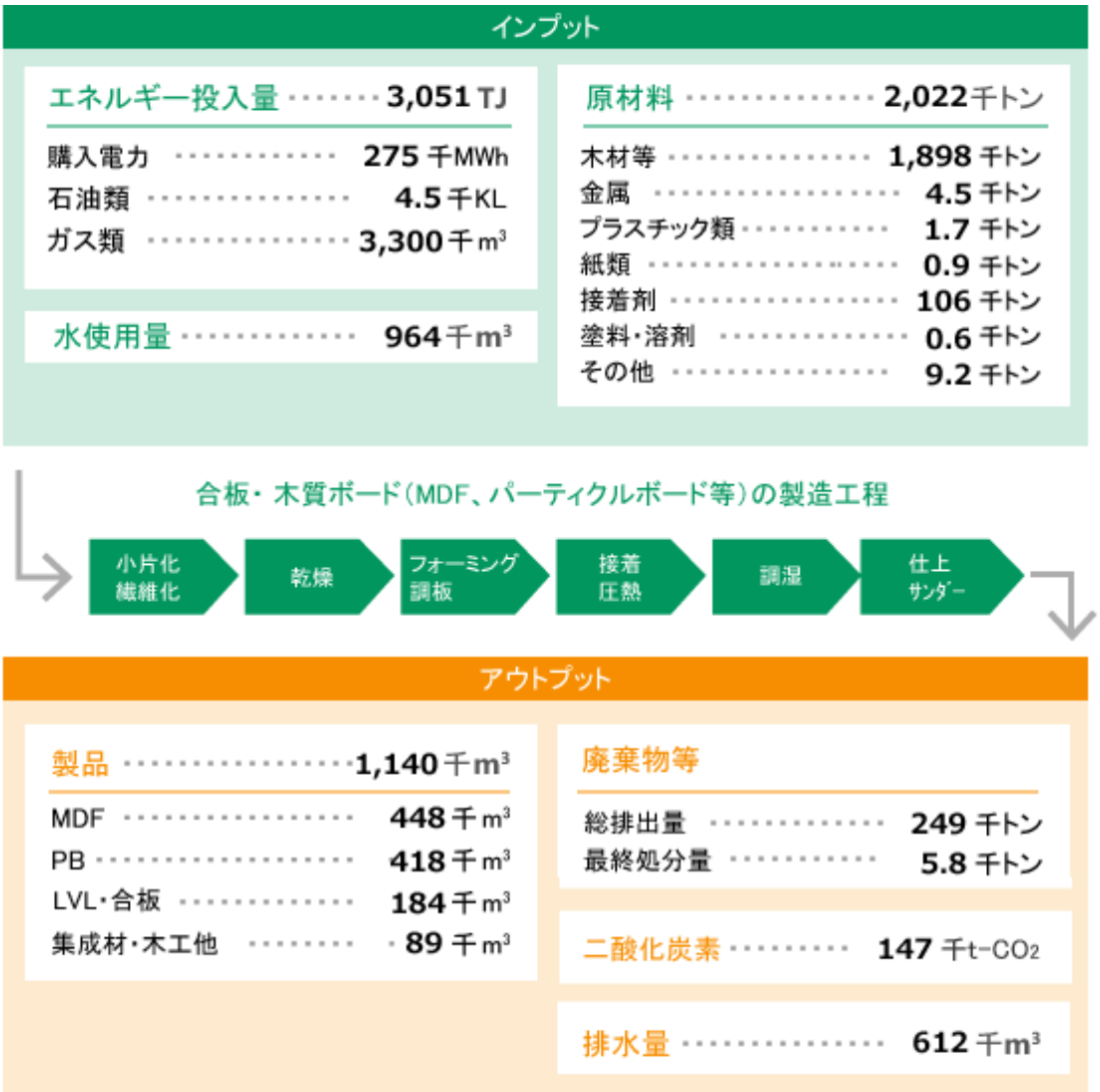

※ 対象：クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI、インドネシア）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI、同）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP、同）、アスト・インドネシア（ASTI、同）、アルパイン（Alpine、オーストラリア）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL、ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO、ベトナム）、キャニオンクリーク（CanyonCreek、アメリカ）

国内住宅関連事業※のフローとマテリアルバランス

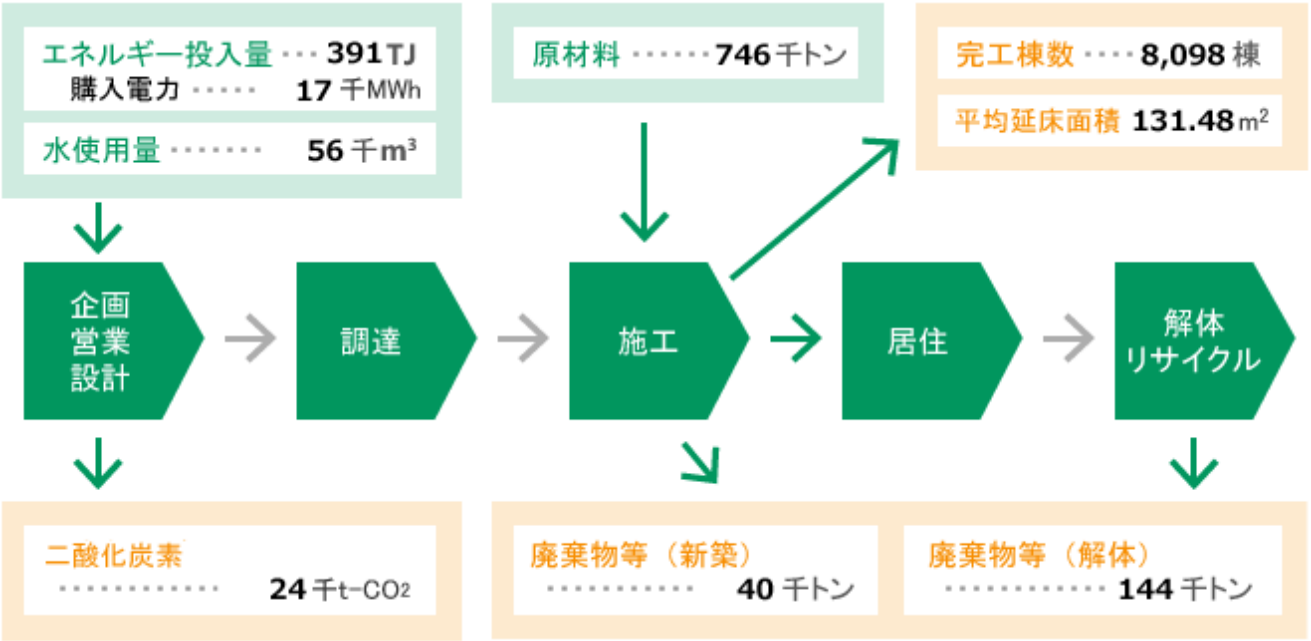

※ 対象：住友林業住宅事業本部、住友林業アーキテクノ（設計）、住友林業ホームエンジニアリング（施工）、住友林業ホームテック（リフォーム）、住友林業緑化（造園緑化）

- （第三者保証マーク）について
- データ集計の範囲と方法について

データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

環境報告

バウンダリー（対象組織範囲）について

開示区分		バウンダリー
事業活動全体		住友林業グループ全社
事業活動別	国内工場・発電事業	住友林業クレスト［鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場］、スミリン農産工業［新城工場、飛島工場］、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、筑波研究所、紋別バイオマス発電
	海外工場	リンバ・パーティクル・インドネシア、アルパインMDF・インダストリーズ、アスト・インドネシア、クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード
	国内住宅関連事業	住友林業［住宅事業本部］、住友林業ホームテック、住友林業ホームエンジニアリング、住友林業緑化、住友林業アーキテクノ
	オフィス・その他	上記以外の住友林業およびグループ各社

▶ 住友林業グループ全社

前提条件

開示区分	前提条件	
国内工場・発電事業	エネルギー・CO_2	各工場のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	建材・培養土などに使用した原材料
	水	建材・培養土などの生産における水使用量
	廃棄物	建材・培養土などの生産における廃棄物量
海外工場	エネルギー・CO_2	各工場のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	木材製品などに使用した原材料
	水	木材製品などの生産における水使用量

開示区分	前提条件	
	廃棄物	木材製品などの生産における廃棄物量
国内住宅関連事業	エネルギー・CO_2	住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	原材料	住宅施工に投入した資材
	水	住宅事業に関わる事業所の水使用量
	廃棄物	住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量
オフィス・その他	エネルギー・CO_2	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所のエネルギー使用量およびCO_2排出量
	水	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所の水使用量
	廃棄物	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所で排出された廃棄物量

集計方法

CO_2：下記ページ参照

▶ CO_2排出量集計の範囲と方法について

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

ライフサイクルアセスメントの推進

住友林業グループは、商品の環境負荷の把握を目的に、東京農工大学の協力のもと、2006年度に各事業におけるライフサイクルアセスメント（LCA）※1評価を実施しました。その後、個別商品のカーボンフットプリント（CFP）※2表示や、戸建住宅のLCA評価などに取り組んでいます。

例えば、インドネシアのグループ会社であるリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）では、自社で製造・販売するパーティクルボード（PB）について、原材料の製造・輸送から製品の製造に至るまでのLCA評価を実施し、その結果をもとに、PBにCFPを自主表示しています。

2015年度には、築26年の当社住宅、および築300年の旧家のリフォーム現場における施工・廃棄物の調査を実施しました。リフォーム（省エネ改修を含む）を実施した場合と、建て替えした場合とでLCA評価による比較を行い、省エネ改修を含むリフォームにより利便性向上と環境負荷削減を両立できることがわかりました。

リンバ・パーティクル・インドネシアは2009年からパーティクルボードのCFP表示を開始（木材製品ではインドネシア企業初）

▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減

※1 製品のライフサイクル（原材料調達、製造、輸送、販売、使用、再利用、廃棄までの全段階）における環境負荷を総合して評価する方法
※2 製品・サービスのライフサイクル全般で排出する温室効果ガスをCO_2に換算して表示するしくみ

■ HWP（伐採木材製品）による炭素固定の方法論の検討

住友林業はITTO（国際熱帯木材機関）が企画・実施するHWP関連の調査プログラムに賛同し、HWP炭素固定の方法論の確立に寄与するため、協働しています。 HWPはHarvested Wood Productsの略で、伐採木材製品のことです。気候変動に関わる国際交渉の中で、木材製品の炭素固定効果について従来から議論がなされています。第17回気候変動枠組条約締結国会議（COP17）では、第2約束期間で、各国が住宅等に使用されている木材に貯蔵されている炭素量の変化を、各国の温室効果ガス吸収量または排出量として計上できるとされました。木材製品による炭素貯蔵量の増加が地球温暖化防止への効果を有することを、国際ルールが評価したことになります。

事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減

環境報告

オフィス部門のCO_2排出量削減

住友林業グループのオフィス部門における2016年度のCO_2排出量は32,660t-CO_2、2020年度までのCSR中期計画での基準年度（2013年度）比で7.8%削減（前年度比1.4%削減）となりました。

国内グループ会社の全事業所では低燃費車の導入を進めており、2016年度に更新した社有車433台のうち、393台を低燃費車としました（低燃費車の導入比率91%）。合わせて、業務上車輌を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。これらの努力により、ガソリン使用によるCO_2排出量を前年度比3.3%削減しました。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電気使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、エコドライブの推進を実施して社員の意識向上を図るなど、CO_2排出量の削減を進めていきます。

大宮カタクラ展示場（埼玉）に2012年4月に設置された太陽光パネル発電

CSR中期計画

2020年度までに自社オフィス部門（対象：国内外連結会社）でのCO_2総排出量を2013年度比7%削減する。

2016年度は、オフィス部門におけるCO_2排出量が32,660t-CO_2となり、7.8%削減となりました。来年度目標に向けて、ガソリン由来のCO_2排出量削減の取り組みとして、住宅事業本部で実施している安全運転研修にあわせてエコドライブのカリキュラムも入れています。

オフィス部門のCO_2排出量（t-CO_2）

年度	2013年度（基準年度）	2015年度（実績）	2016年度（実績）	2016年度（目標）	2017年度（目標）	2020年度（目標）
CO_2総排出量	35,440 t-CO_2	33,130 t-CO_2	32,660 t-CO_2	33,746 t-CO_2	32,887 t-CO_2	32,959 t-CO_2
2013年度比増減率	-	6.5%減	7.8%減	4.8%減	7.2%減	7.0%減

▶ CSR中期計画

非オフィス部門のCO_2排出量削減

住友林業グループでは、国内非オフィス部門として住友林業クレスト株式会社、スミリン農産工業株式会社の製造工場と筑波研究所、首都圏資源化センター、株式会社フィルケア、河之北開発株式会社、ジャパンバイオエナジー株式会社と、海外非オフィス部門としてRPI、ASTI、KTI、Alpine、VECO、NPILの海外製造工場とSRP、OBT、CanyonCreekで、各社で目標を設定して削減に取り組んでいます。

CSR中期計画

CO_2排出量については、各社で目標を設定（2015～2020年度平均原単位年1%以上削減）して取り組む。

2016年度は、国内の対象部門として、製造工場などの生産効率、作業能率の向上を図り削減が進んでいます。海外の対象部門では、電気の利用（購入）方法の変更や新規事業に伴う設備増設などの影響を受けている工場については、施策を立てCO_2削減に取り組んでいます。

主な非オフィス部門のCO_2排出量削減実績と目標（原単位）

会社名	2015年度（実績）	2016年度（目標）	2016年度（実績）	2017年度（目標）
住友林業クレスト	26.1%削減	9.5%削減	4.5%削減	1.7%削減
スミリン農産工業	18.6%削減	2.7%増加	54.6%増加	16.9%削減
リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	53.1%増加	18.3%削減	15.8%増加	10.1%削減
アスト・インドネシア（ASTI）	7.3%増加	0.9%増加	16.0%増加	8.5%削減
クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）	5.9%増加	1.9%削減	3.1%増加	0.9%削減
アルパインMDF・インダストリーズ（Alpine）	5.5%増加	4.6%増加	10.6%削減	3.3%増加
ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	5.2%削減	0.4%削減	0.7%削減	2.7%増加
ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	5.7%削減	2.2%増加	5.4%削減	7.4%削減

※ 増減は前年度と比較して算出

▶ CSR中期計画

輸送に伴うCO_2排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主※1は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレストは国への報告が義務付けられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※2以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※3を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレストでも前年度比でエネルギー消費原単位を減らすように目標設定しています。

2016年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で83.9%、住友林業クレストは96.9%でした。

今後はさらに、積載効率向上や陸送から海上輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力してCO_2排出量削減に取り組んでいきます。また、国内

輸送や海外輸送など、サプライチェーン全体にわたるCO_2排出量の把握を進めていきます。

※1 省エネ法上の「荷主」とは、自らの事業に伴う貨物を継続して輸送業者に輸送させる者のことです
※2 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）
※3 住友林業は取扱量、住友林業クレストは売上高による原単位で実績を管理しています

輸送に伴うエネルギー使用量・CO_2排出量・エネルギー消費原単位（2016年度実績）

	エネルギー使用量（原油換算）	CO_2排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	3,327kL	8,906t-CO_2	0.00164kL/m^3（前年度比83.9%）
住友林業クレスト	2,135kL	5,670t-CO_2	0.0000595kL/千円（前年度比96.9%）

■ 効率的な配送システムの構築

住友林業は、複数メーカーから集める「住友林業の家」の資材を、いったん全国28カ所の中継センターに集め、混載して配送するシステムにより、輸送過程で排出されるCO_2排出量の削減を図っています。物流事業のホームエコ・ロジスティクス株式会社では、住友林業グループの住宅事業を中心に物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っています。2017年3月期には倉庫内作業の効率化・在庫管理の合理化提案を主眼としたコンサルティング業務を建材納材店6社より受託しました。2017年3月現在、物流業務の受託先は40社を超えています。今後は住宅着工棟数減少による荷量不足が予想されるため、複数の企業による共同配送にも積極的に取り組んでいきます。

GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※1の数値を把握しています。住友林業グループでは、近年の再生可能エネルギー需要増加を鑑み、2011年にバイオマス発電事業に参入、2016年12月には連結子会社である紋別バイオマス発電所が営業運転を開始しました。この発電所では、未利用木材を主燃料とする一方で、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として石炭を利用しています。そのため、住友林業グループの2016年度のスコープ1・2のCO_2総排出量は、前年比72.4%増の336,017t-CO_2となりました（前年度からの継続事業で比較すると、前年比1.0%増の196,963t-CO_2です）。

また、事業別でみると、海外工場が44.9%、国内工場・発電事業が43.7%を占めています。スコープ3については、2013年度に算定を始め、2015年度に算定対象を大きく広げました。今後は、SBT※2による目標設定を検討し、一層の温室効果ガスの削減に努めてまいります。

※1 GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求めています
スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。 例）社有車のガソリン使用に伴うCO_2排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。 例）オフィスの電力使用に伴うCO_2排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。 例）販売した製品の使用時のCO_2排出量
※2 Science Based Targets。世界の平均気温の上昇を「2℃未満」に抑えるために、企業に対して、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるもの

スコープ1・2のCO2排出量推移

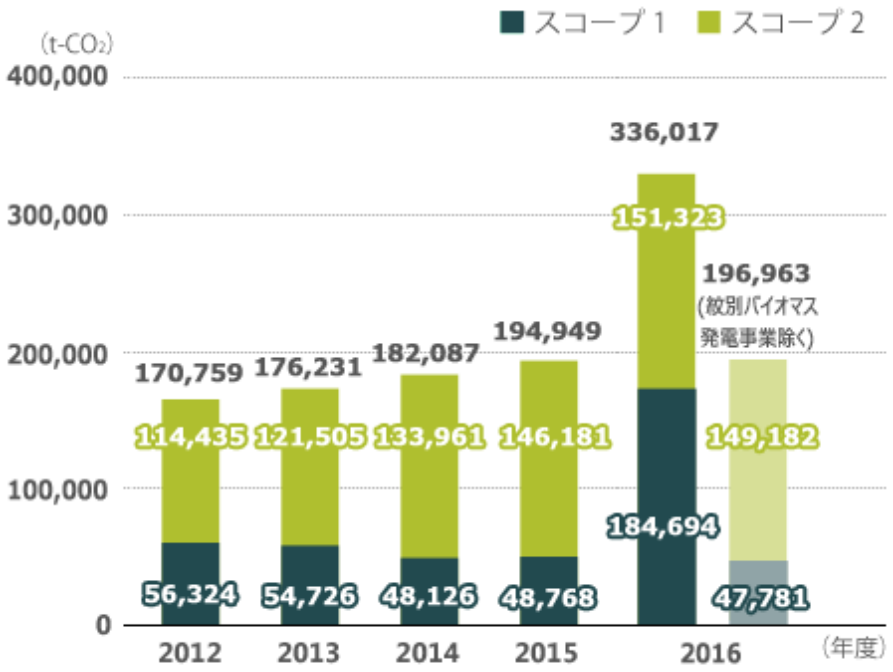

スコープ1・2の事業別内訳（2016年度）

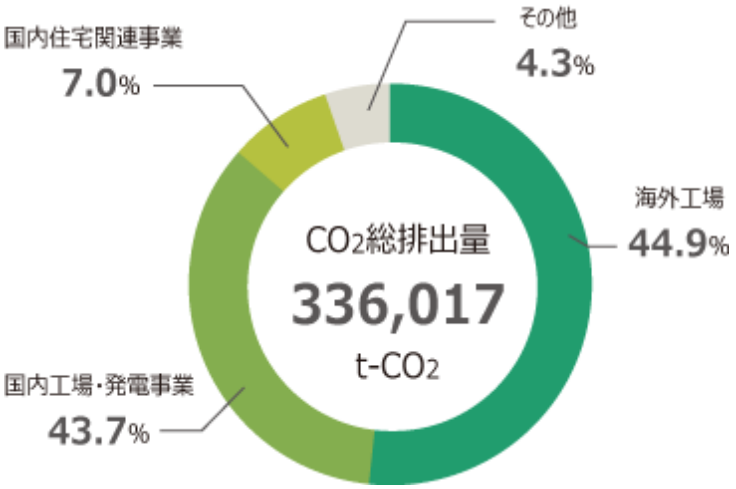

2016年度スコープ1・2のCO2排出内訳

	国内外オフィス	国内非オフィス	海外非オフィス	合計
スコープ1	2.0万t-CO2	14.0万t-CO2	2.5万t-CO2	18.5万t-CO2
スコープ2	1.3万t-CO2	1.1万t-CO2	12.8万t-CO2	15.1万t-CO2
合計	3.3万t-CO2	15.1万t-CO2	15.3万t-CO2	33.6万t-CO2

スコープ3のカテゴリ別排出量（3カ年）

(t-CO_2)

カテゴリ	当社算定対象	2014年度	2015年度	2016年度
1 購入した製品・サービス	戸建住宅の施工時（外部委託分）と木材建材事業で購入（＝仕入れ）した商品の上流の排出	―	1,187,600	1,227,877
2 資本財	購入した設備等の上流の排出	―	42,323	61,411
3 スコープ1・2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	購入した燃料・電力・熱量・水の上流および購入した燃料の輸送の排出	―	4,393	8,518※2
4 輸送、配送（上流）	伐採現場からの木材の輸送、木材建材事業の仕入れにおける輸送、建材製造事業における各工場への原料の輸送と製品の販売先への輸送、および木材建材事業における輸入製品の海上輸送の排出	11,604 住友林業単体と建材製造事業グループ会社を算定	264,736 2014年度分に海上輸送分を算定に追加	268,114
5 事業から出る廃棄物	廃棄物の処理とその輸送時の排出	―	10,839	9,682
6 出張	従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出	―	1,393	1,429
7 雇用者の通勤	従業員の通勤に伴う排出	―	1,476	3,122※3
8 リース資産（上流）	（上流のリース資産（オフィスビル、重機、車輌、設備等）の使用時の排出はスコープ1および2に計上）	―	―	―
9 輸送、配送（下流）	木材建材事業において販売した製品の輸送時の排出（置き場渡し分）	―	11,717	6,781※2
10 販売した製品の加工	販売した原木の合板への加工時および販売した製材品のプレカット加工時の排出	―	51,733	50,410
11 販売した製品の使用	販売した戸建住宅の居住時（60年間）の排出	2,163,805	2,015,591	2,054,110

(t-CO_2)

カテゴリ	当社算定対象	2014年度	2015年度	2016年度
12 販売した製品の廃棄	販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出	53,416 （解体＋廃棄（埋立・焼却・リサイクル）を算定	48,435	42,279
13 リース資産（下流）	（リース先は住友林業グループ内のみであり、当社グループのスコープ1および2に計上）	―	―	―
14 フランチャイズ	（対象外）	―	―	―
15 投資	投資先の排出（当社持株比率分）	―	94,671	91,279

※1 上記は、いずれも国内事業が対象です。カテゴリ4・11・12以外は、2015年度分より開示しています。一部は、環境省が公表するデータベースなどを利用した数値です。今後、可能なものは実測するなど、より精度を高めていきます
※2 2016年度より、推定輸送距離を以下のように変更しました。市内：50kmを20kmへ見直し、県内：100kmは変更なし、県間：500kmを300kmへ見直し
※3 2015年度までは鉄道・バスの通勤を算出、2016年度より自動車通勤分を追加しました

2016年度企業活動に伴う温室効果ガスの総排出量

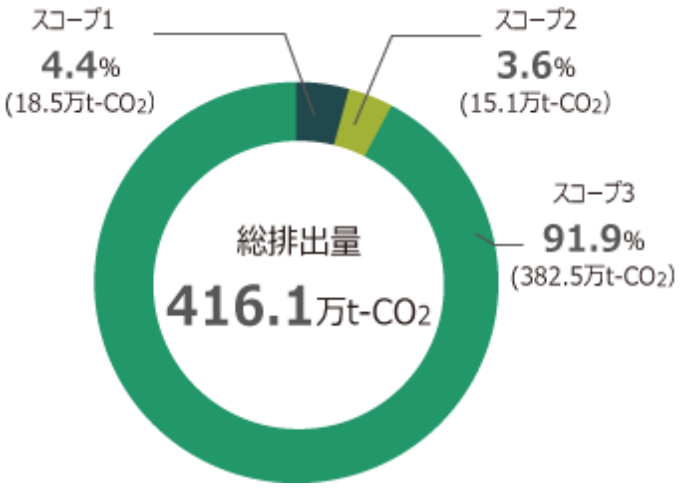

スコープ1・2・3の排出量推移

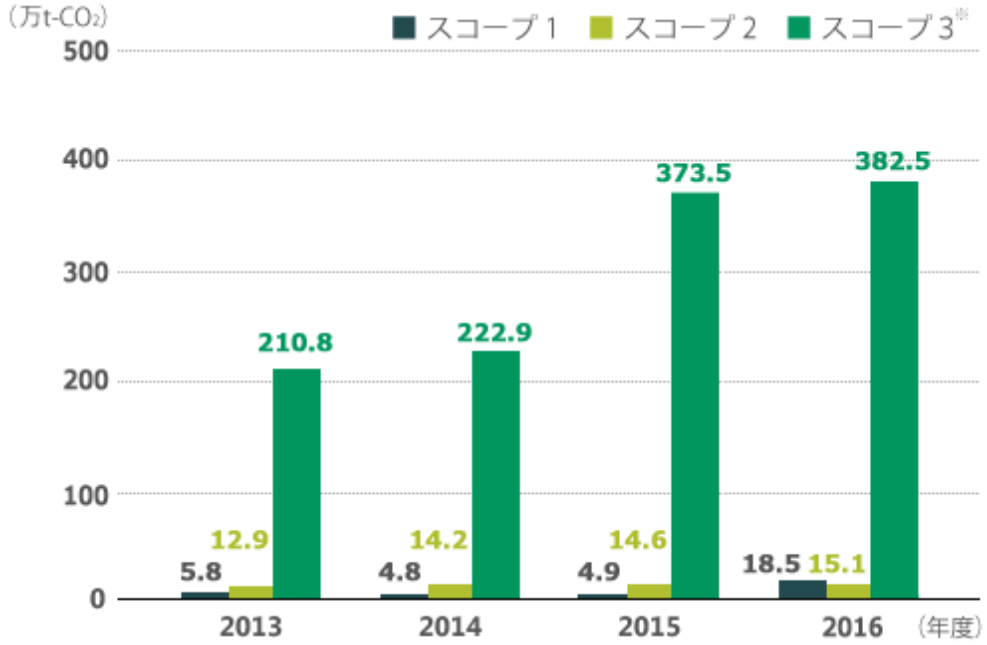

※2015年度より、スコープ3の算定範囲を従来の3カテゴリから15カテゴリに拡大しています

- CO_2排出量集計の範囲と方法について
- （第三者保証マーク）について

CO_2排出量集計の範囲と方法について

環境報告

CO_2排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載するCO_2排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっています。

なお、スコープ別の対象組織範囲および算定範囲は下記のとおりです。

・スコープ1・2

- 国内外の関係会社を含めたグループ全社

・スコープ3

- 国内の関係会社を含めたグループ会社

▶ 対象会社一覧

スコープ1のCO_2排出量

国内および海外におけるCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数および炭素排出係数を用いて算出しています。

スコープ2のCO_2排出量

国内における購入電力の使用に伴うCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された各年度の電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。

購入熱の使用に伴うCO_2排出量は、地球温暖化対策推進法に規定されたCO_2排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2016年度のCO_2排出量は、国ごとに下記のCO_2排出係数を用いて算出しています。

- オーストラリア：0.735kgCO_2/kWh
- アメリカ：0.486kgCO_2/kWh
- 中国：0.680kgCO_2/kWh
- インドネシア：0.736kgCO_2/kWh
- ベトナム：0.355kgCO_2/kWh

- ニュージーランド：0.131kgCO_2/kWh
- シンガポール：0.441kgCO_2/kWh
- マレーシア：0.666kgCO_2/kWh
- タイ：0.531kgCO_2/kWh

スコープ3の算定について

■カテゴリ1　購入した製品・サービス

（木造戸建住宅の施工時　外部委託分）

Σ（住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー別CO_2排出係数）×当年度完工棟数のうち外部委託分

（木材建材事業の調達）

Σ（販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

■カテゴリ2　資本財

Σ（国内グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

■カテゴリ3　スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

（調達）

Σ（エネルギー・水使用量×エネルギー別排出原単位）

（小売店からの輸送）※ 工場などの事業場での使用分が対象

Σ（エネルギー使用量（重量換算）×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO_2排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

■カテゴリ4　輸送、配送（上流）

（国内輸送）

荷主分の輸送に係るCO_2排出量（省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く）

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む

（海上輸送）

Σ（輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位）

■カテゴリ5　事業から出る廃棄物

Σ（廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）

■カテゴリ6　出張

国内グループの従業員人数×出張時の排出原単位

■カテゴリ7　雇用者の通勤

（交通手段：電車・バス）

国内グループの従業員人数×通勤時の排出原単位

※ 通勤時の排出原単位：国内グループの過去3年間(2013、2014、2015年)の通勤時排出量から算出

（交通手段：自動車）

交通費支給額÷当年度平均ガソリン単価×ガソリン燃焼時の排出原単位

※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む

■カテゴリ9　輸送、配送（下流）

（販売した合板・繊維板等の置き場渡し）

Σ（販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO_2排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

■カテゴリ10　販売した製品の加工

（合板加工・プレカット加工）

Σ（原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

■カテゴリ11　販売した製品の使用

（居住時のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー別CO_2排出係数）×居住年数×当年度構法別・地域別完工棟数

※ リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1および2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除く

※ 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて算出

■カテゴリ12　販売した製品の廃棄

（解体時のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料別CO_2排出係数）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
当社モデルハウス解体時の燃料使用量について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに推計

（廃棄時（輸送含む）のCO_2排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量を、2010年度当社標準プラン（床面積147m^2）の建物重量相当に換算して算出

■カテゴリ15　投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）
※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減

環境報告

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

日本における家庭部門のCO_2排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあります。政府は、2013年10月に住宅・建築物の省エネルギー基準を改正※1し、2015年4月1日より完全施行しました。また、2020年までに新築住宅・建築物について、段階的に省エネルギー基準への適合が義務化されます。

このような背景を受け、国内で年間約8,000棟の戸建注文住宅を提供している住友林業では、高断熱性能を備え、再生可能な資源である木と先進技術を共存させた「Green Smart（グリーンスマート）」を2014年にリリースし、“暮らしの環境”と“地球環境”を大切にする住まいを提供してきました。

当社は従来より、再生可能な自然資源であり、成長の過程でCO_2を吸収・蓄積する木を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。「グリーンスマート」は、こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS※2など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合しました。家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO_2排出量の削減を図っています。

また、2014年の政府によるエネルギー基本計画では、「2020年までに標準的な新築住宅でZEH（ゼロエネルギーハウス）の実現を目指す」という目標を掲げています。当社は2020年度のZEH普及目標を80%※3と掲げ、2016年度には32%※3を達成しました。さらに新築住宅においては2017年4月より、「グリーンスマート」で提唱している木の特性や自然の恵みを活かした家づくりに、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにするZEHの普及を推進しています。

ZEH普及目標（2020年）
80%※3

ZEH普及実績（2016年度）
32%※3

※1 改正によって断熱性や自然エネルギーの利用、省エネ機器の設置など、総合的な省エネ性能が評価されるようになりました
※2 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム
※3 ともにNearly ZEHを含み、北海道・沖縄を除いた受注ベースの値。北海道の2016年度実績・2020年度目標はそれぞれ0%、51%。なお、ZEHが「太陽光を含む一次エネルギー削減率が100%」であるのに対して、Nearly ZEHは「同75～100%」と定義している。

「グリーンスマート」の特長

- 天井、外壁、床下、窓などの断熱性能を向上
- もっとも熱のロスが大きい窓には、「アルゴンガス入りLow-E複層ガラス」を採用

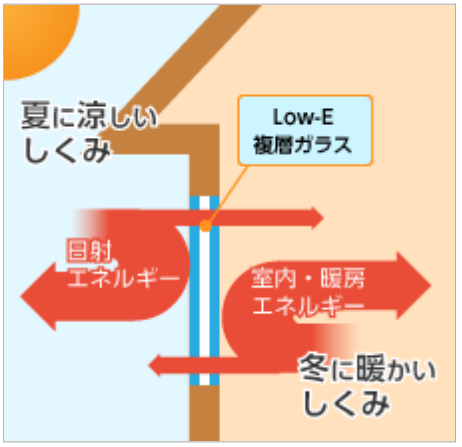

Low-Eガラスによる断熱イメージ

- ZEH仕様の住宅に「アルゴンガス入りLow-E複層ガラス」を使用した「高断熱アルミ樹脂複合サッシ」を採用（2017年4月より）

（1）構造躯体の断熱強化（床下の断熱強化）

（2）開口部の断熱強化（高断熱サッシ）

「高断熱アルミ樹脂複合サッシ」

木の家

- 材料の加工過程でCO_2排出量が少なく、鉄やコンクリートに比べて断熱性能が高い「木」を使用
- 自然がもたらす心地よさを活かした「涼温房」設計

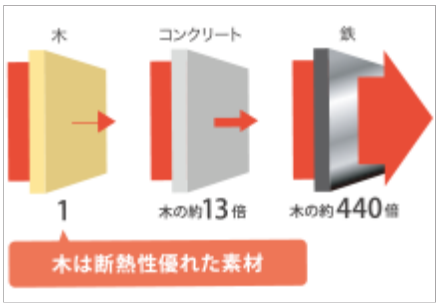

素材としての熱伝導比率

エネルギーを賢く活かす

- 太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）を設置
- エネルギー使用量を“見える化”するHEMSや、家庭用蓄電池も設置

HEMSの画面イメージ

- 「涼温房」の設計手法
- Green Smart

環境配慮機器の搭載率推移（受注ベース）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
太陽光発電システム	45%	51%	43%	35%	48%
エネファーム※1	41%	53%	51%	43%	34%
エコワン※2	—	—	—	—	16%
環境配慮機器搭載率※3	62%	72%	66%	58%	68%

※1 家庭用燃料電池
※2 電気・ガスのハイブリッド給湯・暖房システム
※3 2015年度までは太陽光発電システムもしくはエネファームの搭載率。2016年度は左記にエコワンも含む

■ 開放的な大空間とZEHを実現できる戸建住宅「The Forest BF」を発売開始

住友林業は2017年4月、当社独自のビッグフレーム構法（BF構法）をさらに進化させた「The Forest BF」を全国（沖縄を除く）で発売しました。自由度のある天井高と、特許取得の新技術の梁により、これまで以上に開放的な大空間で快適な居住性を提供します。また、地域の基準値を上回る断熱性能を持たせたほか、太陽光発電システムなどを組み合わせることで年間一次エネルギー消費量をゼロ以下にするZEHも実現できます。さらに、構造材を必要としない可変性のある間仕切り壁を採用することで、お子さまの独立や親御さまの同居などで間取りを変更する際にも廃棄物が少なくなる構造となっています。本商品は年間5,500棟の受注を目指します。

快適な居住性と高い環境性能を合わせもつ「The Forest BF」

- 選べる天井高と新技術で開放的な大空間を実現 戸建注文住宅「The Forest BF」新発売
- CSR活動ハイライト「低炭素社会実現への貢献」
- 「The Forest BF」ページ

■ 海外での省エネ住宅開発

オーストラリアのグループ会社のヘンリー社は、2010年4月に同等規模の従来住宅と比較して70%以上の省エネ効果が期待できるゼロ・エミッション・デモンストレーション・ハウスを同国で初めて提供しました。また2012年3月には、地域住民のふれあいの場としての活用に加え、環境住宅のコンセプトを伝えることを目的に、メルボルン南東部の宅地分譲地で地元自治体と協力してゼロ・エミッション・モデルのコミュニティープレイスを建築。この建物は、太陽光を活用した発電設備や温水器、6,000Lの雨水タンク、HEMSの他、二重サッシや断熱性に優れたコンクリートスラブおよび壁構造の採用により、8スターのエナジーレイティング※を実現しています。さらに、同年12月には一般顧客向けにエナジーレイティング9スターの住宅を完工しました。

ゼロ・エミッション・モデルの
コミュニティープレイス

オーストラリアでは、環境意識の高まりとともに省エネへのニーズが高まっており、同社ではその普及促進に取り組んでいます。

※ オーストラリアにおいて建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価するもので、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価要因となります。最高評価の10スターは、室内の快適な生活環境の維持に、全く冷暖房を必要としないレベルを、5スターは、建物が高い断熱性能を有していることを示すものの、最低限の冷暖房エネルギーは必要であることを意味します

省エネリフォームの提案

住友林業ホームテック株式会社では、省エネリフォームを推進しています。耐震・断熱など住まいの基本性能の向上と合わせて、省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、環境負荷低減を実現します。特に断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させるだけでなく、光熱費も抑えることができます。

断熱性能を高め、省エネ機器を使うことにより、暮らしの中で消費するエネルギーを減らし生涯光熱費を減らす新しい暮らし方を提案しています。

省エネリフォーム※の件数推移

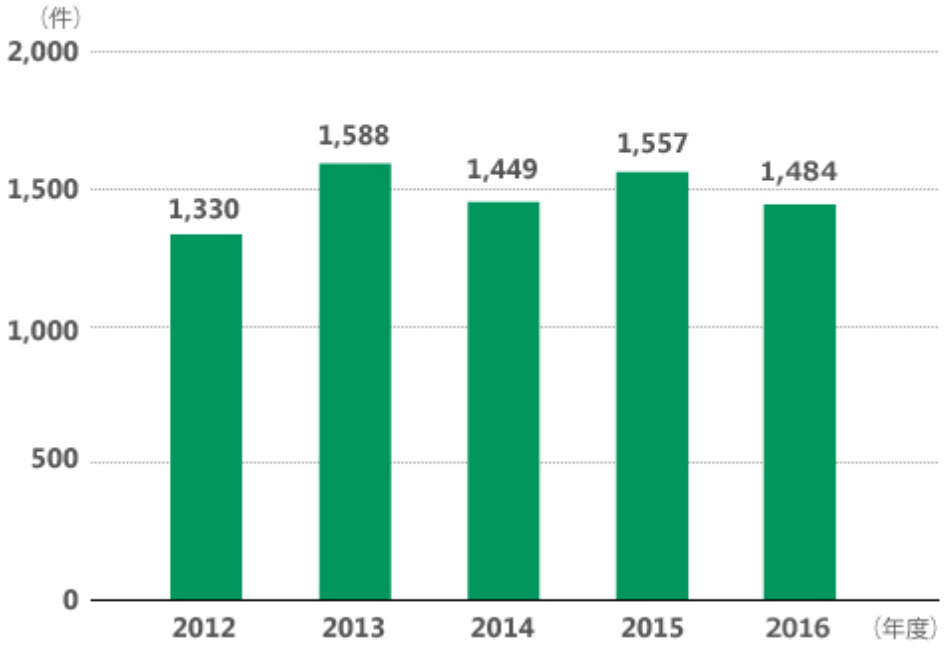

※ 受注金額800万円以上のリフォーム案件

「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の研究開発

住友林業は、太陽光発電システムなど環境配慮機器の利用によって、資材調達から建設、居住、改修、解体、廃棄まで住宅のライフサイクル全体で排出されるCO_2がマイナスとなる「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の開発に取り組んでいます。

2016年度からは、新たな取り組みとしてエネルギーの効率的な利用に関する研究に着手しました。太陽光発電システムにおいては、固定価格買い取り期間の終了や出力抑制などにより、これまでの売電ではなく自らの住戸内で有効的に活用する技術が求められてくることから、自家消費の高度化を目指した実験検証を行うため、研究所内の実験棟の改修をはじめ様々な家族や生活形態を想定したエネルギー消費モデルの作成などの準備を進めてきました。今後は実際の建物を用いた実験を進め、エネルギーの効率的な利用技術の開発を行っていきます。

▶ 事業活動に伴う環境負荷

「プロジェクトEARTH」によるCO_2のオフセット

「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から加工、輸送、建築施工までの工程で排出されるCO_2は、1棟あたり約6トンです。住友林業では、このCO_2を植林活動によってオフセット（相殺）する取り組み「プロジェクトEARTH」を実施しています。この取り組みでは2009年度から2016年度までに販売する全ての注文住宅・分譲住宅を対象としており、のべ2,400ヘクタールの土地に約480万本を植林し、植栽後10年間にわたって育林管理を行う計画です。また、植林の形態は、荒廃した土地の生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりと地域貢献を一体として行う地域協働型の「産業植林」の2つを組み合わせることとしています。

インドネシア東ジャワ州での活動の様子

■インドネシアの国立公園内での環境植林

インドネシアの東ジャワ州に位置するブロモ・トゥングル・スメル国立公園内において、2009年度から荒廃地への環境植林を実施しています。これまで、植林地内において、幅6メートル、総延長12キロメートルにおよぶ防火帯や消火設備の整備、パトロールなどを行ってきましたが、2014年10月～11月にかけて植林地外で火災が発生し、延焼によりそれまでに植林した約400ヘクタールが被害を受け、約半数の植林木が枯死する事態に至りました。

2016年には枯死した植林木については全て再植林を行い、この教訓を活かして現在は火災対策にも注力しています。

ブロモ・トゥングル・スメル国立公園内の環境植林地消火訓練

■インドネシア東ジャワ州での産業植林

東ジャワ州スメル山麓にあるルマジャン県とプロボリンゴ県を中心に、地域協働型の産業植林を2010年度から実施しています。ここでは成長した木を伐採して得られる収益の一部を地域住民の生活向上のために分配し、残りを再植林や育林などの費用に充てる持続可能な森づくりを推進しており、2016年度までの累計植林面積は約1,908ヘクタールとなりました。プロジェクト開始当初に植林した木の一部はすでに伐期を迎えており、伐採と再植林を進めています。また、当プロジェクトが支援するKBM－KTI植林協同組合の所有する山林206ヘクタールが、2017年1月4日にFSC－FM（森林管理協議会認定の森林）を取得しました。

スピットウラン村の伐採収穫の様子

今後に向けて

新築住宅においては、2020年度のZEH普及率80%達成に向けて、引き続き、地域や住環境にあった断熱や環境機器の性能アップやコストダウンを推進していきます。同様にリフォームにおいても、地球環境とお客様の快適な暮らしのために、省エネと創エネの普及に積極的に取り組んでいきます。また「LCCM住宅」の研究開発においては、これまで住宅での活用が進んでいない再生可能エネルギーの利用に関する取り組みとして、木質バイオマスエネルギーであるペレットなどの活用についても検討します。海外植林においては、2017年以降は環境植林地の維持管理を継続するとともに、地域協働型の産業植林を地域住民主体で運営するため、プロジェクトEARTH用の苗畑の整備に注力する予定です。

事業を通じた温室効果ガス削減貢献

環境報告

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などの未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材を燃焼することで放出されるCO_2は、木の成長過程で光合成により吸収された大気中のCO_2であるため、木のライフサイクルの中では、大気中のCO_2を増加させません（カーボンニュートラルという考え方）。このため当社グループでは、木材の有効活用とCO_2の排出抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する事業として、木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

すでに2011年2月より稼働している川崎バイオマス発電所（33MW）に加え、2016年12月に国産チップを主燃料とする木質バイオマス発電としては国内最大級の発電規模（50MW）を誇る紋別バイオマス発電所が、2017年4月には苫小牧バイオマス発電所（5.9MW）が営業運転を開始しました。さらに2018年4月営業運転開始予定の八戸バイオマス発電所（12.4MW）を含め、国内で4件の木質バイオマス発電事業を展開しています。

今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業を展開していきます。

紋別バイオマス発電所

住友林業グループの木質バイオマス発電事業

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
川崎バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資）	神奈川県川崎市	33MW	2011年2月	• 建築廃材を主燃料とするバイオマス発電設備としては国内最大規模 • 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、樹木の間伐材、剪定枝などを利用 • 都市型バイオマス発電所として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア
紋別バイオマス発電事業 （住友共同電力株式会社との共同出資）	北海道紋別市	50MW	2016年12月	• 主に発電所の半径75km圏内から調達する林地未利用材などを隣接する工場でチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻や補助燃料として石炭を利用
苫小牧バイオマス発電事業 （三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資）	北海道苫小牧市	5.9MW	2017年4月	• 燃料は全量北海道の林地未利用木材をチップ化し利用
八戸バイオマス発電事業 （住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資）	青森県八戸市	12.4MW	2018年4月（予定）	• 主に青森県三八・上北・下北地域の間伐材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などをチップ化し、燃料として利用 • 一部にパームヤシ殻も利用

■ ジャパンバイオエナジー株式会社が優良産廃処理業者に認定

木質燃料チップの製造・販売を行うジャパンバイオエナジー株式会社が、2016年5月に川崎市の優良産廃処理業者に認定されました。

優良産廃処理業者認定制度は、都道府県や政令市が優良な産廃処理業者を審査して認定する制度で、認定を受けるためには、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性などの基準に全て適合していることが必要となります。本制度の認定を受けることにより、産廃処理業許可の有効期限が5年から7年に延長となりました。

太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電規模3,429kWの太陽光発電施設を保有しています。

また、一部の太陽光パネル架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減と木材の利用用途拡大に配慮しています。

太陽光パネルと
環境にも配慮した木製架台

再生可能エネルギー発電量の推移

住友林業グループでは、木質バイオマス発電事業、太陽光発電事業のほか、自社での電力利用を前提とする住宅展示場の太陽光発電システムの設置により、再生可能エネルギー発電を進めています。2016年度の発電実績は、これら全てを合わせて2億166万kWhとなりました。

再生可能エネルギー発電量推移※1

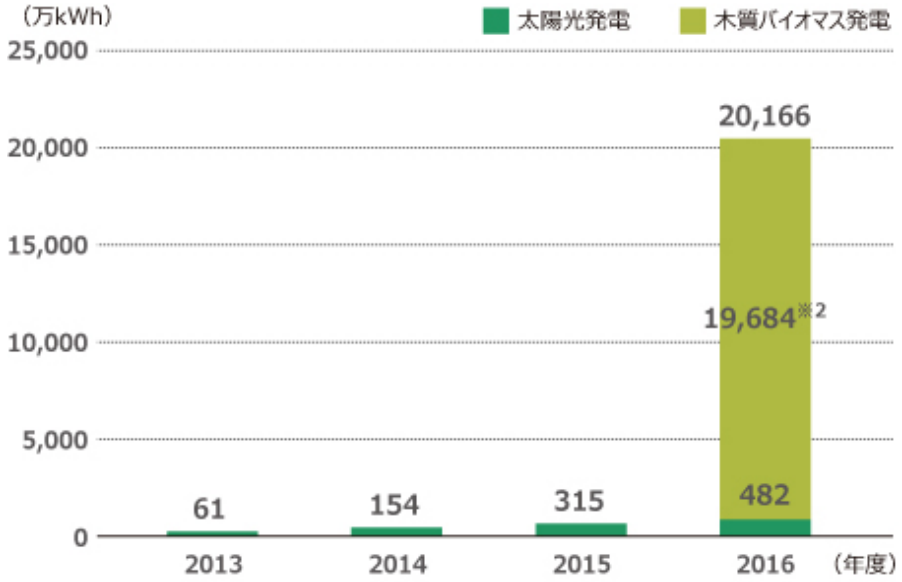

※1 2015年度実績までは太陽光発電のみの実績です
※2 木質バイオマス発電による発電量は当社連結子会社のみを対象とし、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として用いている石炭による発電量を含みます

森林管理・植林のノウハウを活かした温室効果ガス排出削減貢献

住友林業グループは、持続可能な森林管理や植林などのノウハウを活かし、温室効果ガス排出量の抑制や吸収に貢献する事業を行っています。国連で検討中の「REDD+※」や日本政府が導入を提案している「二国間オフセット・クレジット制度（JCM）」など、新しいシステムに対応する知見の集積をしていきます。

※ 森林の減少・劣化を防ぐことによって森林からの温室効果ガスの排出を削減する「REDD（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation）」という考え方に、持続的な森林管理や森林の炭素吸収強化、植林事業や森林保全などによる温室効果ガスの積極的な排出削減を加えた概念

▶ REDD+に関する活動の紹介（外部サイトへリンク）

■ベトナムでの森林再生と森を守るコーヒー栽培指導

環境省からの委託で公益財団法人地球環境センター（GEC）が実施している「二国間オフセットメカニズム実現可能性調査」について、住友林業は2013年、調査事業委託先として採択を受けました。以降、ベトナム北西部のディエンビエン省で焼畑によって荒廃した森林の保全・再生と地域住民の生計向上、その持続可能な森林から供給される木材を利用したバイオマス発電による温室効果ガス削減事業の実現可能性調査を実施してきました。

コーヒー栽培の技術指導のため、現地にデモ農場を設定

この地域は発電用ダムが点在するなど水源として重要なエリアである一方、ベトナムでもっとも貧しい地域の一つでもあります。このプロジェクトは、環境保全と地域の持続的発展へ貢献しています。2015年度は、より現金収入につながりやすい支援

として、コーヒーの栽培・加工技術の指導を開始しました。現地ではこれまでも小規模なコーヒー栽培が行われていましたが、栽培ノウハウ等が不十分で、高いレベルとはいえませんでした。今回の指導により農園の収穫量や品質の大幅な改善が見込まれます。

今後も日本政府やベトナム政府関連当局、JICA（独立行政法人国際協力機構）、アスクル株式会社と連携・協力しながら継続していきます。

ベトナムでの活動

■「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」への加盟

住友林業は、途上国の森林を保全し、気候変動対策や生物多様性保全、貧困削減など持続的な開発に貢献するために、2014年11月に独立行政法人国際協力機構（JICA）と独立行政法人森林総合研究所が設立した「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」に加盟しました。このプラットフォームはREDD+活動の推進を目的としており、今後、活動の輪を広げることで、官民協力のもと地球温暖化対策に貢献していきます。

気候変動への適応

■「災害対策要綱」の整備・運用

震災や気候変動に伴い増加する風水害に備え、住宅事業本部では「災害対策要綱」を整備し、住宅を引き渡したお客様などへの対策と行動指針を定め、迅速かつ的確な災害対策を講じるようにしています。

平時においては、関係する各部は災害対策事務局として自然災害に関する対応策等の取りまとめを行っています。また、各支店では、顧客管理台帳を整備するとともに、協力工務店と締結した「緊急時の協力に関する覚書」に基づき、緊急措置用資材(シート、土のう袋、ゴミ袋、ロープ等)の備蓄、管理や緊急連絡網の毎期初の見直しを行っています。

災害が発生、もしくは発生が想定される場合は、災害対策事務局は関係各部と連携して対応、対象地域の店部に災害本部を設置します。また、必要に応じて住宅事業本部内に住宅事業本部災害対策室を設置し、迅速な災害対応を行います。これらの体制により、災害の規模や状況に応じて、予防措置、緊急措置、復旧措置、及びその他の措置を円滑に行っていきます。

■防災力を高めた住宅の販売

2016年11月4日、震災や水害などの災害時にも安心・安全・快適性を追求する「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」を発売しました。住友林業独自の建物強度を誇る「ビッグフレーム構法」で建物の安全を確保し、充実した備蓄スペースと太陽光発電システム・壁掛型蓄電盤・雨水タンク等の設備により、万一ライフラインが遮断されても復旧までの一定期間生活を続けられる機能を備えました。ネットワークカメラ付きテレビドアホンは、ワイヤレスカメラで室内も確認することができ、災害時に外出先からも自宅の確認ができます。

今後に向けて

日本政府は2015年6月の「エネルギー・ミックス方針」において、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの比率を2030年までに22～24%程度に拡大することを目標としていることから、当社グループではエネルギー開発のノウハウをもつパートナー企業と協力を行いながら、さらなる再生可能エネルギー事業の拡大に取り組んでいく予定です。

また、当社の森林管理・植林のノウハウを活かして海外の森づくりのニーズに対応したコンサルタント業務を継続することで、地球環境や世界の森林を守り、温室効果ガスの削減に貢献していきます。

廃棄物の削減・リサイクルと適正処理

環境報告

国内事業におけるゼロエミッション達成のための取り組み

住友林業グループは、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2014年度を目標年度とした環境経営中期計画では、ゼロエミッションについて、「国内製造工場ならびに新築現場から発生するすべての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない（リサイクル率98%以上）」ことと定義してきました。

この定義に従い、国内製造工場（住友林業クレスト株式会社とスミリン農産工業株式会社）では2009年度にゼロエミッションを達成しました。住宅の外構緑化を含む新築現場では、2012年度に、首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。

2015年度からは、2020年度を目標年度とした「住友林業グループCSR中期計画」に則り、引き続き新築現場におけるゼロエミッションの達成を目指すとともに、リフォーム現場や住宅関連資材の販売など新築現場以外のリサイクル率向上を目指しています。リサイクルのためには、徹底した素材ごとの分別が必要です。すべての現場で正しい処理方法を認識し、徹底していくことで、全体のリサイクル率向上を図り、新築現場では2020年度のリサイクル率98%達成を目指します。

今後も、新築現場および新築現場以外において、廃棄物の発生内容やリサイクル状況を分析し、環境に配慮した商品の開発や合理的な設計手法、生産現場での分別徹底などにより、ゼロエミッションの達成を目指します。

■ 新築現場でのリサイクル率向上への取り組み

住友林業の新築現場では、発生する産業廃棄物のリサイクルへの取り組みとして、現場での分別を徹底して実施しています。首都圏エリアにおいては2012年に、産業廃棄物処理の広域認定を環境省から取得、「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。また、その他のエリアにおいても資材運搬の帰り便を利用した廃棄物の回収などに取り組んでいます。

新築現場のリサイクル率（住宅事業本部、緑化、木化事業部、HE）

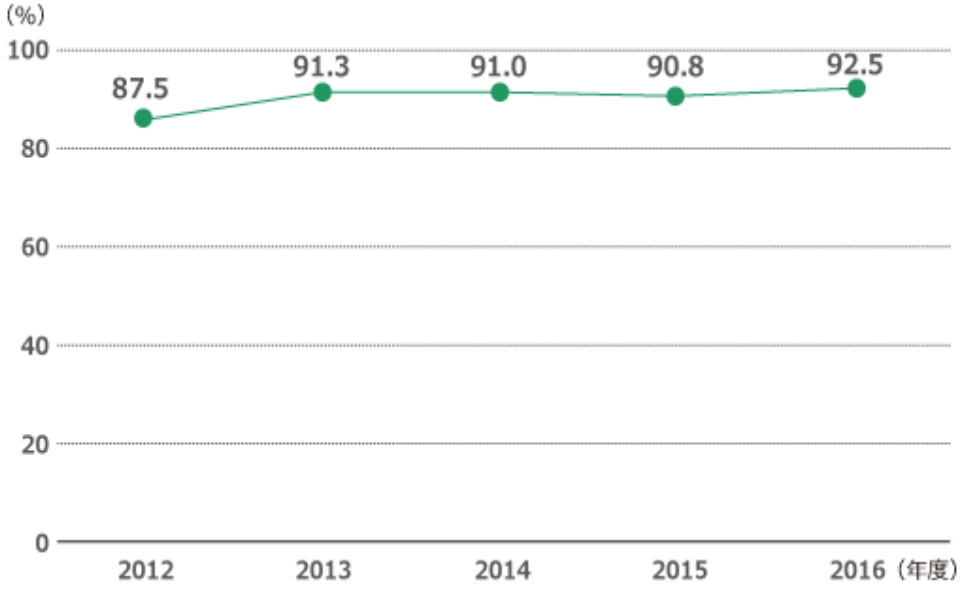

新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2016年度）

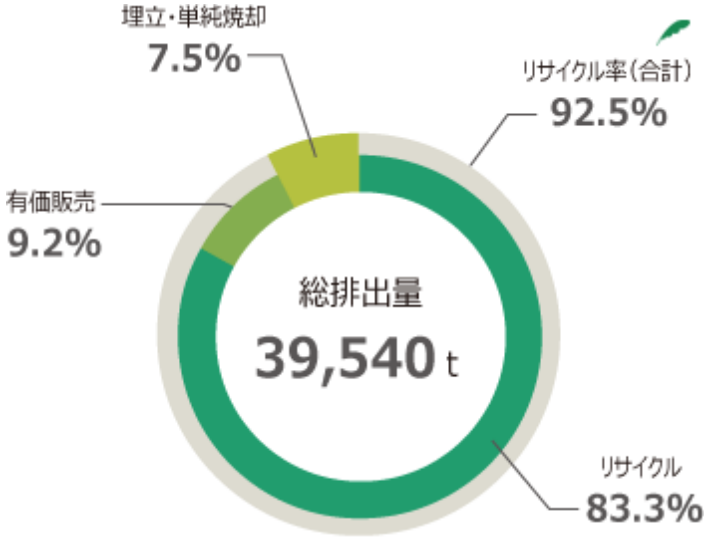

▸ （第三者保証マーク）について

■ 新築現場における廃棄物発生量削減への取り組み

新築住宅の工事現場において、廃棄物は必ず発生します。住友林業グループは、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基本としながら、2016年度は特に廃棄物の削減活動に取り組みました。

住友林業は2014年7月、住宅の新築現場で発生する廃棄物排出量削減のため商品開発、資材、物流、生産、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキンググループ」を発足させ、毎月ミーティングを開催、具体的施策を立案、実行に移してきました。

住宅の新築現場で発生する廃棄物には、さまざまなものがあります。その多様な廃棄物を廃棄物削減ワーキンググループで分析した結果、梱包材（ダンボール）、木くず、廃石膏ボードの3種が全体の3分の2を占めることがわかり、この3種の削減に重点的に取り組んでいます。その結果、2016年度は、開口部の周辺の施工方法を鋼板補強に変えることにより、石膏ボードの端材の発生量の大幅な削減ができました。

また、廃棄物処理費用について、住宅規模に応じて負担する従来のしくみから実際の廃棄物排出量に応じて1棟ごとに負担するしくみに切り替え、廃棄物排出量とコストを結びつけることや、廃棄物排出データをフィードバックすることで、現場の意識改革を図っています。

住友林業グループ「CSR中期計画」では、2020年度までに新築現場から発生する産業廃棄物の量を2013年度比30%削減することを目標に掲げています。2016年度は、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量を2013年度比で8.8%削減しました。

新築現場から発生する産業廃棄物の削減率

	削減率
2013年度（基準年度）	–
2015年度	▲2.5%
2016年度	▲8.8%
2020年度（目標年度）	▲30%

新築戸建住宅の廃棄物等排出量の内訳（2016年度）

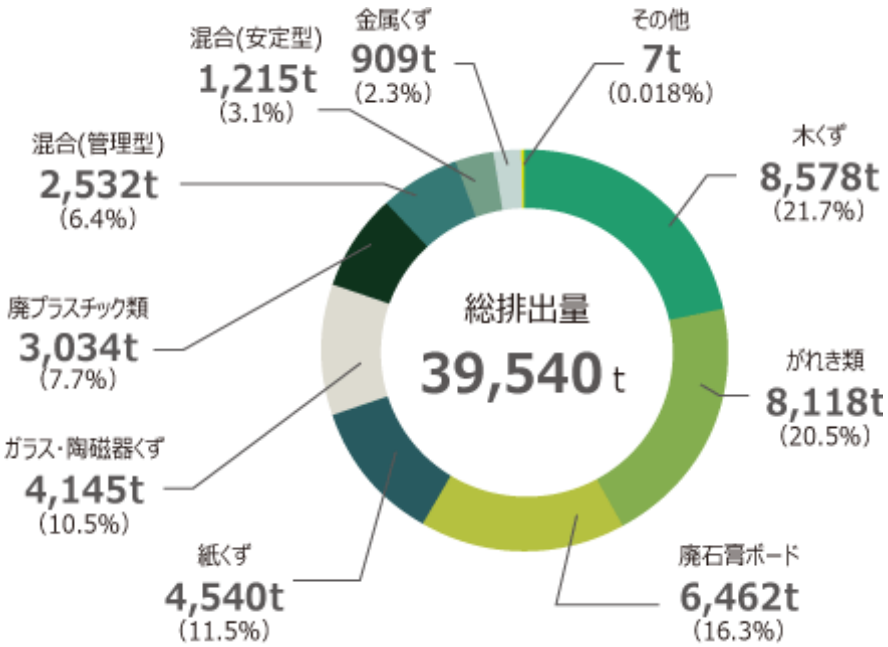

■「首都圏資源化センター」の稼働

住友林業は2010年12月に産業廃棄物処理の広域認定※を環境省から取得したことで、新築現場まで資材を運んだトラックの帰り便を活用して廃棄物を収集し、広域認定で登録した回収拠点である中継センターに集約することが可能になりました。

当社はこの制度を活用し、高度な分別ができる「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立しました。2012年度より関東1都6県全域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）を対象に運用してきましたが、2016年度は広域認定を活用して首都圏以外の18道府県26支店に廃棄物回収の取り組みを拡大しています。

同センターの設置によって、廃棄物に関するデータの収集・分析が可能となりました。商品別・仕様別・施工店別の各発生量などのデータを商品開発、資材、設計、生産、物流などの各部門へ提供することで、廃棄物排出量の削減につなげています。

首都圏資源化センター

※ 廃棄物処理法上の特例制度。メーカーがリサイクルを目的に広域で廃棄物を回収する場合、収集運搬業の許可が不要になります

資材配送・産業廃棄物回収フロー

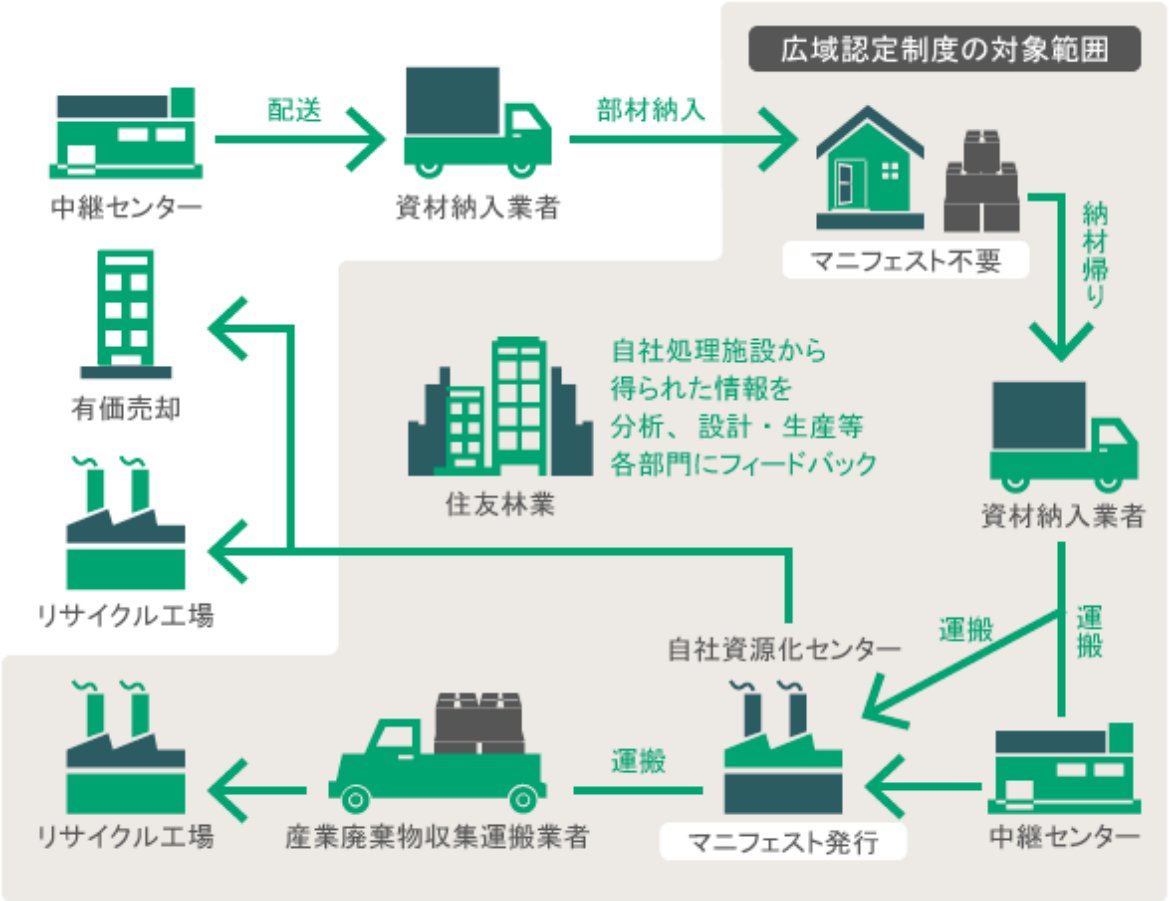

■ 建築工程管理システムによる廃棄物管理の強化

住友林業は、携帯電話を使って廃棄物の現場での排出と処理場への搬入状況を確認できるシステムを構築しています。システムで収集する画像と、廃棄物処理事業者から電子マニフェストに基づいて提出される解体廃棄物の品目・数量を照合することで、解体廃棄物の管理体制を強化しています。

このシステムは、2013年度中にほぼすべての解体業者へ導入を完了しており、現場から排出された廃棄物が、適正に処理場に持ち込まれていることを確認しています。

■ 国内建材製造工場での取り組み

住友林業クレスト株式会社では、各工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2016年度も全工場でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

国内建材製造工場でのリサイクル率

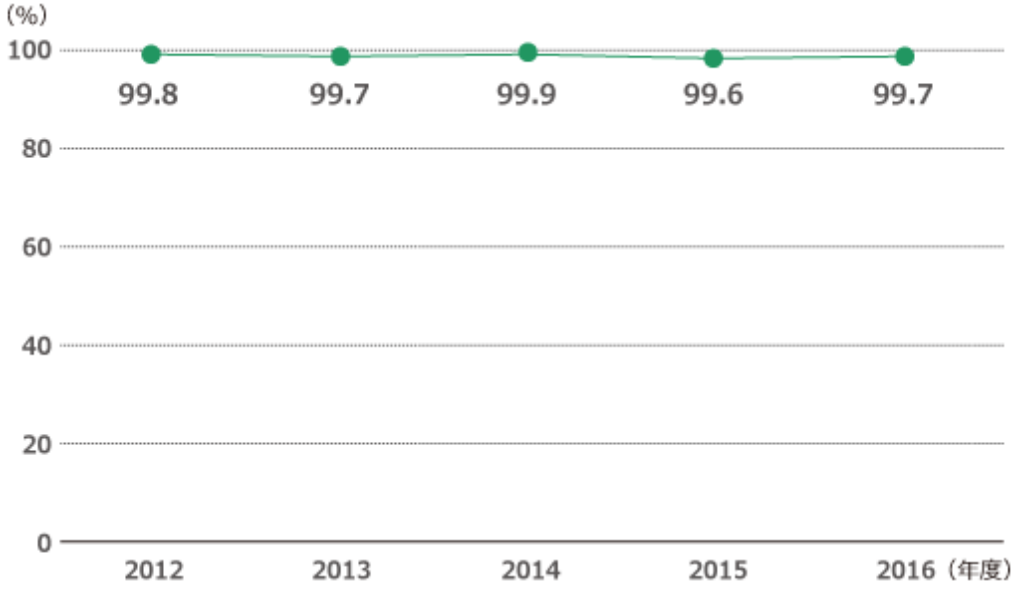

国内建材製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2016年度）

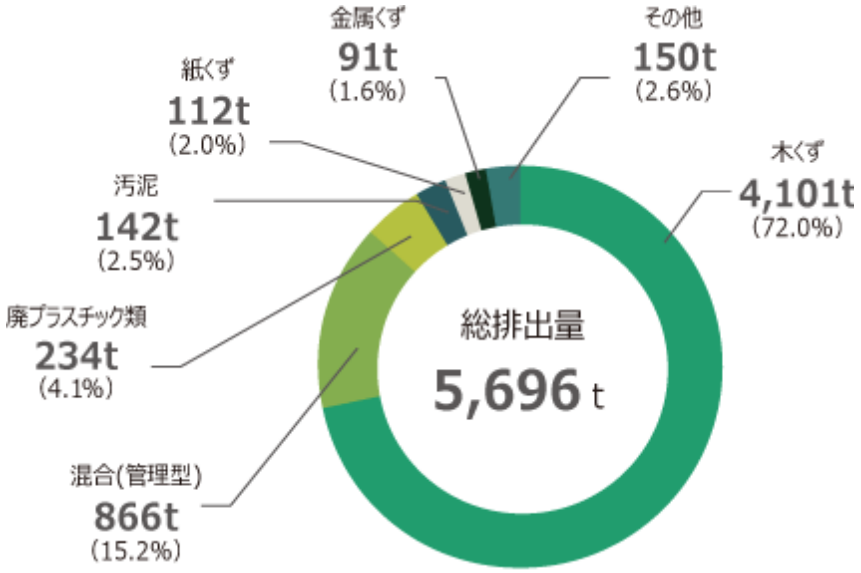

■ 新築現場・国内建材製造工場以外での取り組み

リフォーム現場や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても、無駄な廃棄物の発生をなくすため、各部署ごとに取り組みを実施しています。リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することにより、発生量の削減に取り組んでいます。2016年度のリサイクル率は76.2%でした。

新築現場・国内建材製造工場以外からの廃棄物等排出量の内訳（2016年度）

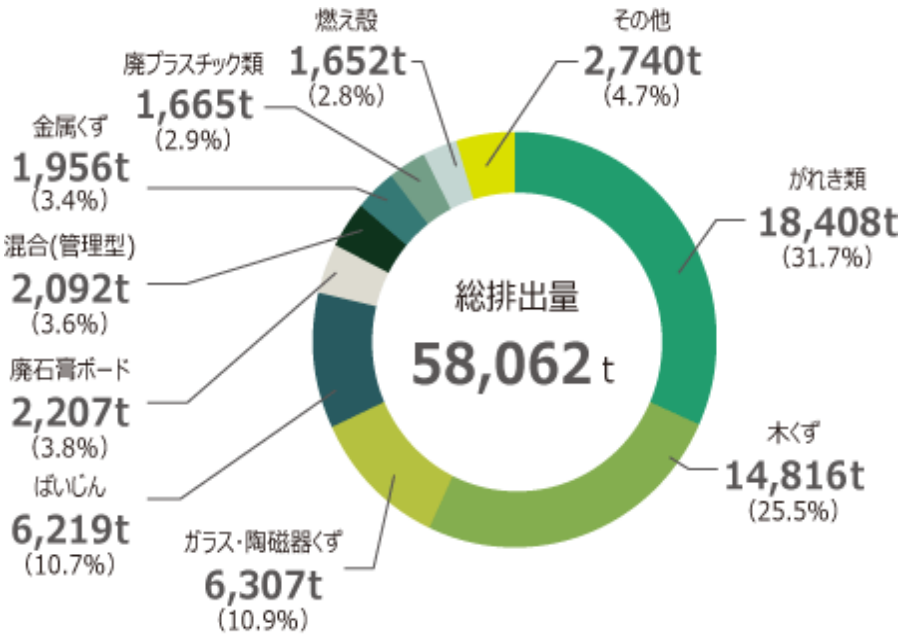

■ リフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクル

住友林業ホームテック株式会社は、2014年度より自社のリフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクルを開始しました。マテリアルリサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、住友林業クレスト株式会社の工場で壁面・玄関収納などに加工されます。これらの内装材は、リフォーム現場で利用されています。

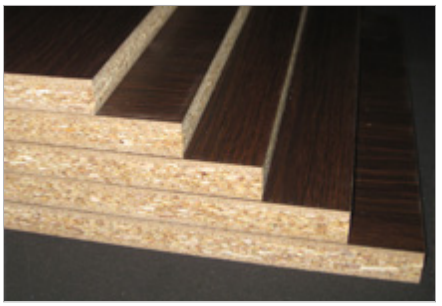

住友林業ホームテックのリフォーム現場で発生した木くずを利用したパーティクルボード

海外製造工場のゼロエミッションに向けた取り組み

海外主要製造会社6社※では、各国の法令を遵守するとともに、住友林業グループのゼロエミッションの定義に準じて取り組みを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシアでは合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2016年度は、アルパイン・MDF・インダストリーズ、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボードの3社でゼロエミッションを達成しました。アスト・インドネシアは前年度に比較して有価販売量を約50%以上増やすなどして、今後のゼロエミッション達成を目指しています。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
オーストラリア：アルパイン・MDF・インダストリーズ
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

海外製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2016年度）

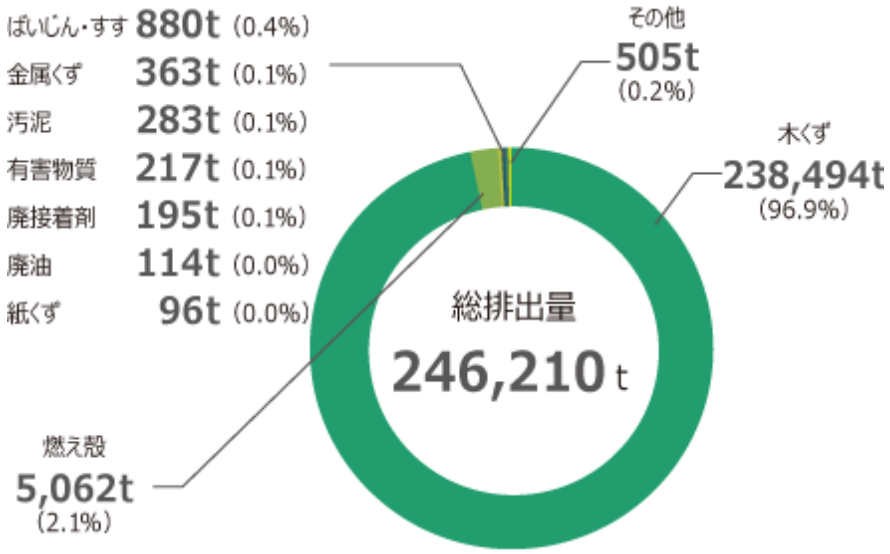

解体系廃棄物の適正処理

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2016年度は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去徹底などにより、リサイクル率100%を達成しました。今後はリサイクル率のさらなる向上を目指して、瓦、ガラス、陶磁器類、石膏ボード、その他混合物のリサイクルルートの開拓などを行いながら適正処理に努めます。

解体廃棄物の排出量と内訳（2016年度）

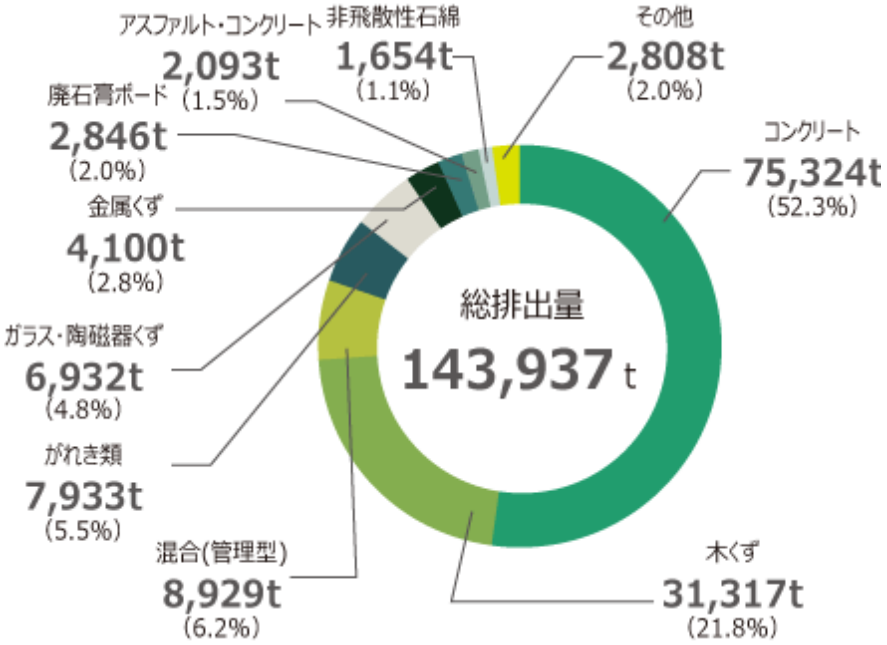

■ 新築施工店および解体業者への教育

解体業者は産業廃棄物について、着工前から解体完了まで、マニュアルに沿って施工記録写真や書類を本部に報告しています。本部ではその報告書の厳密なチェックを行い、不備があれば重点管理支店として月次で開催の施工店会議の場で新築施工店などを交えて産廃教育と確認テストの実施を行い、力量の確認を行っています。

チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

2016年度の木材チップ取り扱いについては、バイオマス発電所向け燃料用チップの需要が増えたことで全体的に需要と供給がタイトな状況でした。製材工場由来は製紙原料の需給バランスが崩れ前年度減の結果となりました。一方、燃料用途（解体系由来）のチップはタイトなマーケットの中で新規仕入先の開拓・既存仕入先でのシェアアップを通じて取り扱い量は増加しました。

2017年度は、製紙やパーティクルボード向けの原料用途については2016年度の取り扱い量を維持するとともに、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取り扱い量のさらなる拡大を目指します。

木材チップ取扱量

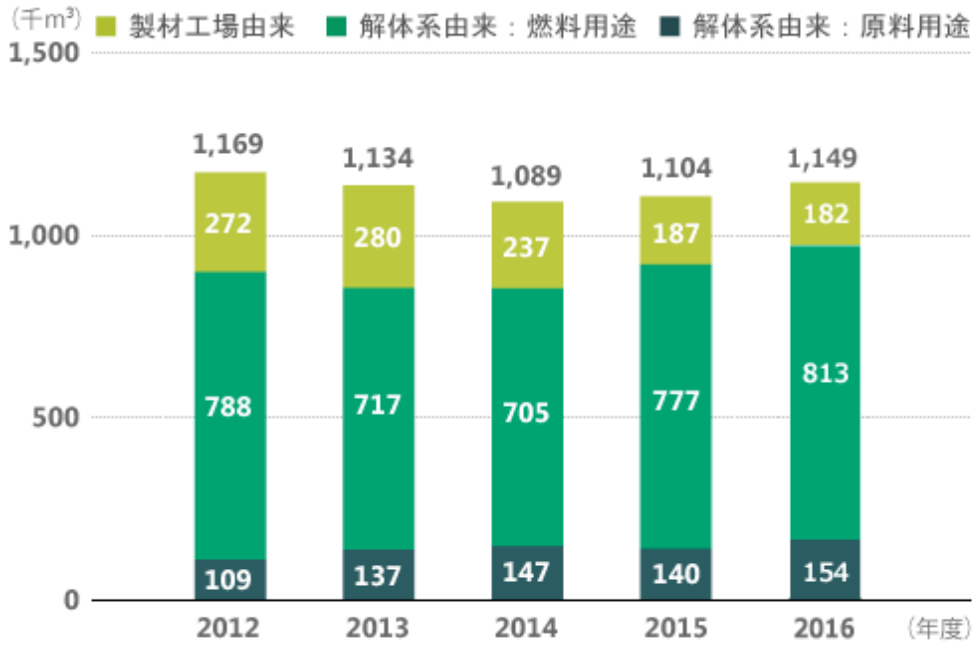

浄水場で発生する使用済み活性炭の有効利用

東京都水道局では、オゾン処理と生物活性炭処理を併用する「高度浄水処理」を採用しており、有機物低減や消臭の過程で活性炭を使用しています。

スミリン農産工業株式会社は、その使用済み活性炭を有効利用して開発した農園芸用の培養土や緑化用の土壌改良資材を販売しています。それらは、植物への生育促進効果があることが東京都との共同研究を通じて明らかになっており、この研究成果について東京都と共同で特許を出願しています。

2016年度における使用済み活性炭の利用量は、前年度比0.5%減の1,877m³となりました。2017年度は、使用済み活性炭を利用する製品の「たね培土」や「軽易土」の販売が上向くと予想しており、2016年度比59.8%増の3,000m³の見込みです。

使用済み活性炭とそれを使った農園芸用商品

持続可能な森林経営

環境報告

森林の適正な管理

森林には、水の貯蓄・浄化、洪水や土砂崩れの防止、地球温暖化につながるCO_2の吸収・固定、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。

森林管理と木材利用

育林～適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積46,444ヘクタールの社有林を、海外で総面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2016年度末における当社グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,254万t-CO_2（前年度比+14万t-CO_2）、海外の植林地のカーボンストックは783万t-CO_2（同+477t-CO_2）となっています。

※ 森林がCO_2を吸収し、炭素として蓄積する量。森林の蓄積量に対して樹種ごとに設定されている容積密度や炭素含有率等の各種係数を掛け合わせた計算式を利用して算出される。また、当該期に大規模に購入した山林がある場合は、過去1年間の蓄積量の増加が把握できないため除外している。なお、国内では、天然木、植林木を対象とするが、海外では植林木のみを対象とする

国内外の山林におけるカーボンストック

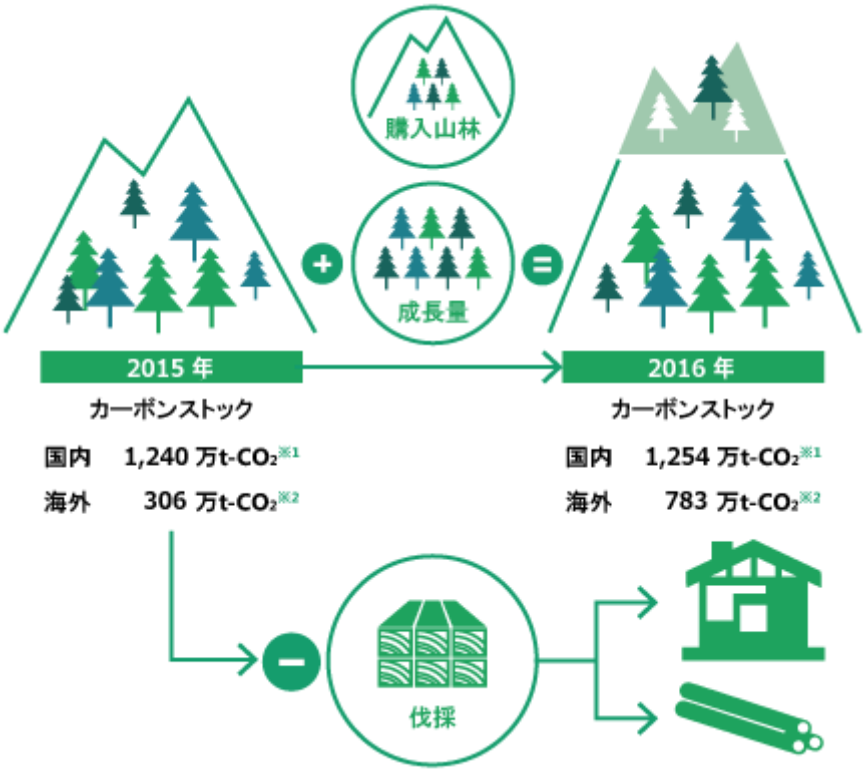

※1 国内は、当該年度期末におけるカーボンストック
※2 海外は、当該年期末におけるカーボンストック

伐採～計画的な伐採により、木材製品を供給

住友林業グループが所有または管理する森林では長期的な伐採計画のもと、2016年度は、国内で58,362m³、海外で1,161,680m³の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具など様々な製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。

木は製品となってもCO2を炭素として保持し続けるため、木材製品を使うこと、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。

2016年度の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック※は国内で22.8万t-CO2になりました。

住友林業グループは、住宅事業や木化事業を推進することによって、都市でもカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

2016年度の国内の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック

※ 2015年度までは、新築戸建住宅1棟あたりのCO2固定量×完工棟数で算出。今年度は、新築戸建住宅・賃貸住宅・木化事業で使用した実際の木材使用量を樹種別に分け、各々の比重を元に炭素含有量を算出し、CO2固定量を計算した

利用～役目を終えても再利用でき、CO_2を増やさない

木造建築物や木材製品は、解体されたり製品として役目を終えた後も、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収したCO_2を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出されるCO_2は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO_2を増加させません。

植林～次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

2016年度は国内で119ヘクタール、海外で8,280ヘクタールの植林を実施しました。新たに植林された木々は、成長する過程でCO_2を吸収し、炭素を固定していきます。

国内における森林経営

環境報告

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積46,444ヘクタール（国土面積の約900分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。

当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得し生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。森林認証の取得後に新たに購入した山林についても順次認証審査を受け、認証率は100%となっています。

施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。

社有林の分布・面積（2017年3月末現在）

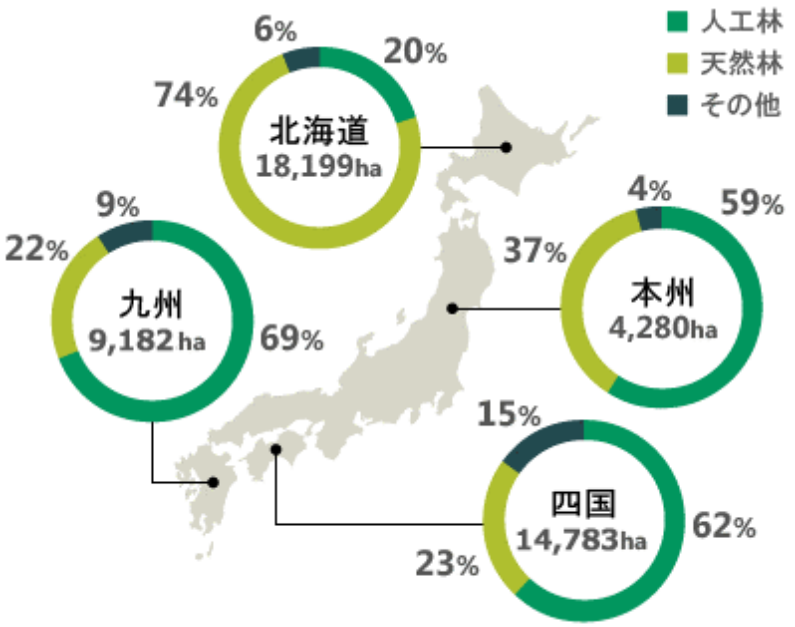

社有林 総面積46,444ha（国土の約900分の1）

※1 「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査されます。2016年6月に国際的な認証制度であるPEFC※3森林認証制度との相互認証が認められたため、社会的認知度が高まっています

※2 当社社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を経営している河之北開発株式会社への賃貸地は除きます

※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes。各国・地域で作成された認証基準を国際的に共通するものとして相互承認する国際的NGO。2017年3月現在、49カ国の森林認証制度がPEFCに加盟し、うち39カ国の森林認証制度が相互認証されています

高性能林業機械の導入による効率的な木材生産の推進

■ 紋別バイオマス発電所向け林地未利用材の効率的な搬出

紋別山林事業所では、2015年に小回りの利く北欧製のハーベスタ、フォワーダを導入し、これまで伐採･搬出が困難であった切捨間伐材(未利用材)を紋別バイオマス発電所向けの燃料材として納入する取り組みを開始しました。

また、狭い林内における走行性能が高い林業機械を選定することにより、オペレータは伐採・搬出作業をすべて機械に乗ったまま可能となり、安全性の向上、林業労働災害の撲滅にも役立つ取り組みであると考えています。

北欧製ハーベスタ※1

北欧製フォワーダ※2

※1 ハーベスタ：従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、測尺玉切り※3の各作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械
※2 フォワーダ：玉切り※3された木材を荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械
※3 玉切り：原木を一定の長さにカットすること

新たな林業の可能性の模索

■ 早生樹林業の取り組み

住友林業では、近年注目が高まっている早生樹林業への取り組みを始めました。早生樹とは、スギ、ヒノキと比較して成長が早く短い伐期で収穫が可能な樹木のことで、コウヨウザン、センダン、ヤナギ、シラカバなどがあります。

日向山林事業所では、熊本県に所在する人吉社有林において、コウヨウザンの試験植栽を実施しています。成長量の調査などを通じて、下刈回数の低減や獣害等に対する抵抗性等をモニタリングし、新たな植栽樹種としての可能性を検討していきます。

また、紋別山林事業所では、バイオマス発電用燃料チップとしての利用を念頭においたヤナギの台木植栽試験を開始しました。山林と比較して地形条件が良い遊休農地で植栽、育成する

コウヨウザン

ことにより、伐採、育林等のコストの低減を目指すとともに、
需要増が見込まれるバイオマス発電用燃料としての利用可能性
を検証していきます。

■ 森林ICTプラットフォームの自治体導入支援

国内林業においては、森林資源情報の整備が十分でない地域も多い中、先進的な地域においては、航空測量による森林資源量解析や、森林資源データ・システムの整備が進められています。そのような状況の中、当社はASロカス株式会社と共同で森林林業クラウドシステム「森林ICTプラットフォーム」を構築しました。「森林ICTプラットフォーム」は、高度な森林資源情報や、森林・林業に関わるさまざまな機能を搭載できる総合的なシステムであり、2013年度から全国の市町村・林業事業体を対象に提供しています。地域の特性に応じた森林・林業に関わる多様なデータや機能を搭載し、導入地域ごとに最適なカスタマイズを行い、提供していることが大きな特徴で、2016年度末までに11の自治体を支援しました。

2016年度に導入した高知県佐川町においては、航空測量による森林資源の解析を実施し、町全域のスギ・ヒノキの樹木1本1本について、樹高や胸高直径などの情報をデータ化することで現地調査に相当するデータがシステム上で利活用可能となるなど、林業実務を効率化する機能が実現されています。今後も「森林ICTプラットフォーム」が全国に広がることで、国内林業のさらなる発展に貢献することが期待されています。

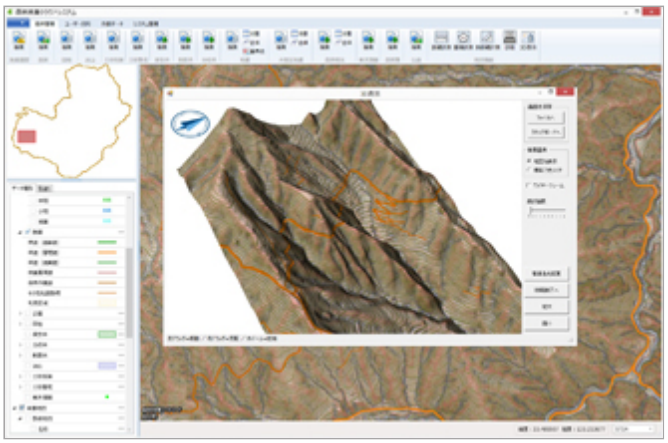
システム画面（地形情報）

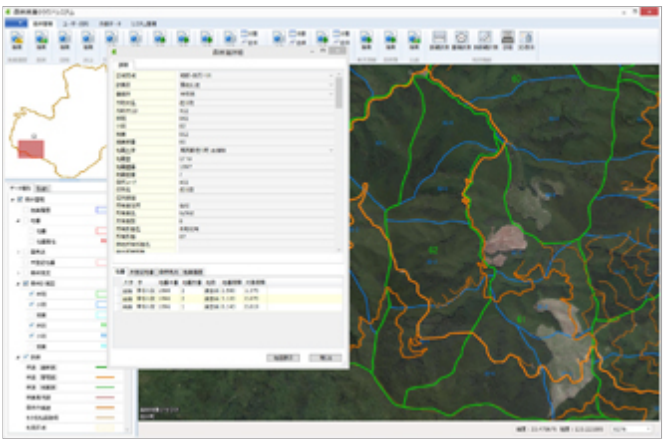
システム画面（森林資源情報）

今後に向けて

住友林業では、更なる高性能林業機械の導入による林業作業の効率化やICT技術等の活用による森林・林業の様々な可能性の追求を継続し、林業業界のトップランナーとして林業の活性化を推進します。

また、現状の社有林に加え、新たに山林を取得した場合にも、SGEC森林認証取得率100%を維持し、環境に配慮した森林経営を推進します。

海外における森林管理

環境報告

海外における森林管理

住友林業グループは、「産業植林」「環境植林」「社会林業」の3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指しています。

さらに、環境保全のための緑化を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指しています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

▶ 海外における植林面積一覧

■インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループと共同で、インドネシア環境林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可※」の発行を受けて2010年から大規模な植林事業を展開しています。本事業の植林対象地は、違法な森林伐採や焼畑が繰り返され、さらなる森林の荒廃が危惧されているエリアです。このような土地では、劣化して生産性が低い森林は植林地として積極的に利用し、一方で保護価値の高い森林は責任を持って保全し、また、事業を通じて地域住民に経済的な基盤を提供することで更なる森林の劣化を防ぐことが重要と考えています。

本植林事業では、土壌や水分の条件などの環境因子の違いを考慮し、立地ごとに適した多樹種を植林することを目指します。また、第三者による最新の知見に基づいた調査とモニタリングを実施し、継続的に施業の改善を行っています。人手のかかる植林、育林、伐採作業は、雇用を生み出す点で地域社会に大きく貢献しています。

※ インドネシア政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可。60～100年間の植林事業が可能となります

アラス・クスマグループとの植林プロジェクト

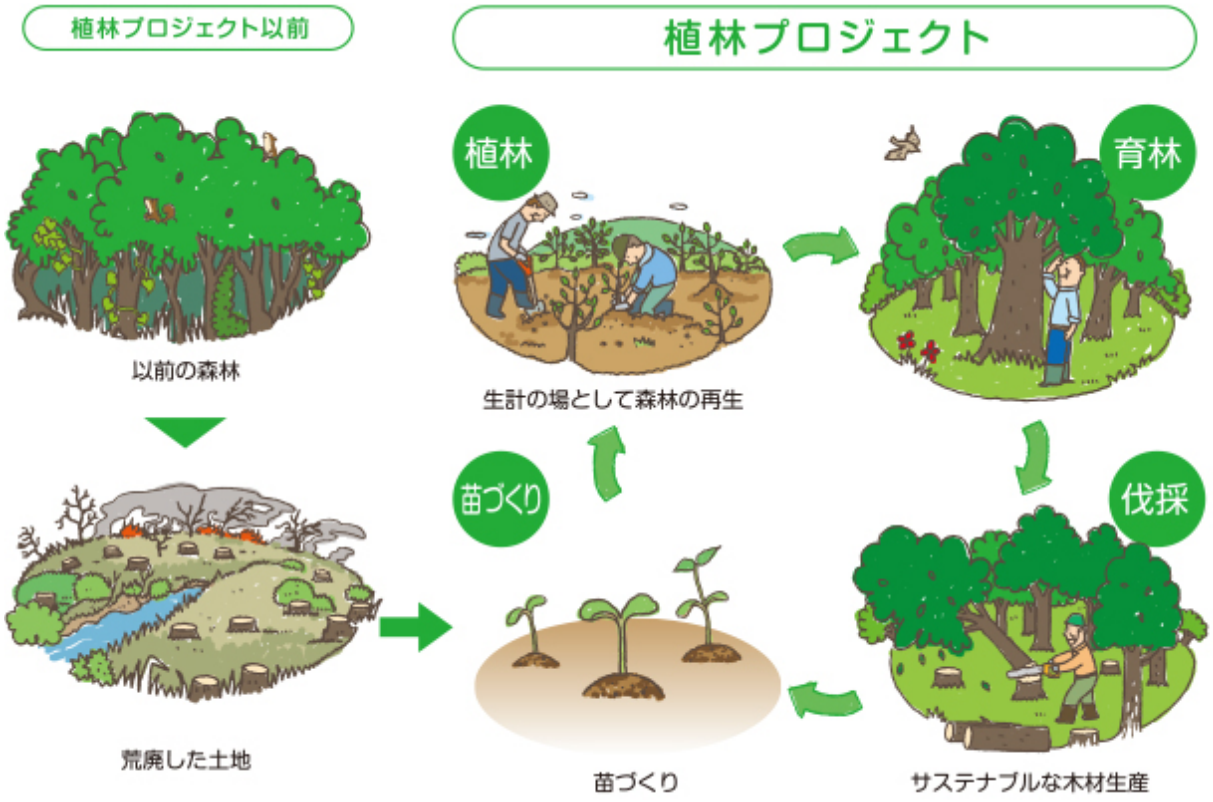

2012年	・世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査した。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映された。
2013年	・ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催。 ・インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得。
2015年	・植林木の伐採開始に先立ち、ステークホルダーを招き、公聴会を開催した。事業内容や推進する環境社会への配慮について理解を深める場とし、また、森林火災予防へのステークホルダーの積極的な協力を求めた。出席者からはポジティブな発言が相次ぎ、得られたコメントは事業計画策定の検討材料とした。
2016年	・本事業を泥炭地における植林事業のモデルケースとするため、インドネシア環境林業省の持続的森林経営総局とモデル事業化のMOU（基本合意書）を締結。期間は5年間。環境林業省と合同のタスクフォースチームを組織し、活動項目についての承認を得た。 ・泥炭復興庁長官が現地を訪問し、泥炭管理技術を視察した。データに裏付けされた地下水位コントロール技術や最新の取り組みを高く評価され、長官自らがインドネシアにおける良き事例となると公の場で紹介した。

※ 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅の恐れがある希少な動植物の生息地であることや、水源の確保、土壌侵食抑制など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の生活や文化に関係の深い土地であることなど、森林の持つ多面的な価値をひとつひとつ客観的に抽出する方法です。

■ 泥炭湿地林の保全

従来、泥炭湿地※での植林は、多くの排水路をつくることで土地を乾燥させ、植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると消火が難しく、大規模な森林火災にもつながってきました。火災を防ぐためには土を常に湿った状態にしておく必要がありますが、そのためには適切な水位管理によって地下水位を年中一定に保つことが大変重要です。そこで植林計画の立案にあたっては、精緻な測量や調査を行い、その結果にもとづいて、（１）水辺林や希少価値の高い保護すべき森林、保護ゾーンと植林ゾーンとの間には（２）緩衝帯を設定のうえ、（３）植林ゾーンを最終的に決定しています。植林ゾーンでは、丸太搬出、水位調整、防火帯としての機能を持つ水路を造成し、一方で水路と河川を直結させないことで河川の影響を受けずに泥炭湿地の水位を常に一定に保つことが可能となりました。地下水位を一定に保つことで森林火災を防ぎ、また、泥炭の分解を最小限にとどめ、温室効果ガスの放出を抑えています。

※ 泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られています。当プロジェクトでは、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っています。

海外での森づくりコンサルタント事業

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域での荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

今後は、地元政府や関係機関と連携した既存プロジェクトの価値向上や、森づくり・農業生産を通じた地域経済に貢献する持続的なプロジェクト、REDD+をはじめとする新たなしくみの提案などを推進していく計画です。

■ 三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業（環境植林・社会林業）

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）の荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

農業指導プログラムでのトウガラシ栽培

第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。第2期の活動として2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していくしくみづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業指導プログラムや、地元関係者とともに保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援してきました。第3期の活動として2016年4月からは「保護林内の木の少ない場所での追加植林」と「保護林周辺での地域住民による社会植林」を支援しています。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者も訪問しています。

■ 環境プログラム無償資金協力　インドネシア「森林保全計画」に係る技術支援（住民参加型植林）コンサルタント業務（環境植林・社会林業）

一般財団法人日本国際協力システムは2015年から5年間、インドネシアのマヌペウ　タナダル　ライワンギ　ワンガメティ国立公園（東ヌサ　トゥンガラ州）、ブロモ　トゥンガル スメル国立公園（東ジャワ州）、グヌン チルメイ国立公園（西ジャワ州）で住民参加型植林に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルタントを行なっています。2015、2016年度は植林を実施、2017年度からは草刈りによるメンテナンス、パトロールや住民環境教育による防火対策を実施しています。この事業では各地の地域住民と共に植林活動をする事により、引き渡し後も住民による森林管理が継続される事を目標としています。

マヌペウ国立公園で、苗木を苗畑から植林地に運び出している作業

▶ 責任ある木材調達

▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

今後に向けて

住友林業はこれまでの経験・技術・ノウハウをグローバルに展開して、環境や社会と共生できる森林管理を実践しています。今後も各国の行政・学術機関と連携を深めながら、高精度な施業計画管理システムに基づき、植林地の価値を最大化することを目指します。

生物多様性保全に関する方針と目標

環境報告

生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に「環境方針※」を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

2015年7月には、「環境理念※」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合しました。これにより、生物多様性への取り組みも「住友林業グループ環境方針」で統一された方針のもと、運用しています。

※ 住友林業グループでは1994年に「環境理念」を、2000年に「環境方針」を策定しました

▶ 住友林業グループ環境方針
▶ 環境マネジメント体制

生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、今後の取り組みの指針としています。

住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

■グループ共通目標

1 （森林の持続可能性の追求）
木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。

・再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。

・森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
・木材の有効利用と循環利用を進めます。

2 （森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）
健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

■個別目標

3 （森林）
生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。

・生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
・国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
・国内社有林は森林認証100%を維持します。
・国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。
・海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4 （商品）
森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。

5 （建設）
自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。

6 （設計）
建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。

7 （緑化）
周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。

8 （工場）
汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。

9 （広報）
お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。

10 （研究）
生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。

11 （社会貢献）
歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

生物多様性保全への社内体制

住友林業グループにおける生物多様性保全に向けた取り組みは、環境マネジメント体制に則り、住友林業の代表取締役社長を責任者に、CSR推進担当執行役員およびCSR推進室長が、住友林業グループ各社の活動を統括しています。

▶ 環境マネジメント体制

保護地域などに関するコミットメント

住友林業は、木材資源を生産、確保するため、国内外で多くの山林を所有・管理しています。これらの山林は、世界遺産エリアに指定された地域はありません。また、世界自然遺産に指定されたエリアでの施業は今後も行いません。国土が狭い日本の国立公園は、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。住友林業の社有林も、一部、国立公園に含まれるエリアがありますが、その他の保安林等に指定されている地域とともに、法令を遵守した施業を行っています。

住友林業グループでは、国内に46,444ヘクタールの社有林を、海外に約23万ヘクタールの森林を管理しています。これらの管理山林を「環境林」「経済林」などに区分し、国内外とも、「環境林」「保護林」においては原則的に施業を行わない自然保護エリアとしています。特に、インドネシアの関係会社ワナ・スブル・レスタリ（以下、WSL）の事業地では、世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）」を指定しています。これらの保全エリアは事業地の20%を超え 、生物多様性条約の愛知目標が目指す陸域の17%を保護地域とする目標よりも大きな割合となっています。

ステークホルダーによる取り組みの評価

WSLでは、HCVFを指定する過程でIFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。この調査結果に基づき、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）との意見交換を行いました。今後も、必要に応じてこうした意見交換会を開催する予定です。

また、都市の緑化事業においては、発注いただいたお客様に「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に働きかけ、第三者による評価をいただいています。

関連イニシアチブの支持や団体との協働

住友林業は、生物多様性保全に積極的に取り組む団体等に多数参加しています。

一般社団法人日本経済団体連合会加盟企業から構成される「経団連自然保護協議会」では、住友林業の社長が副会長を務めるほか、事務局員として社員を出向させ、さらに運営を担う企画部会に委員を派遣しています。また、生物多様性への取り組みに熱心な企業が参加する「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」にも参加し、複数の分科会で企業の生物多様性への取り組みのあり方を共同研究しています。

愛知目標を達成するための国内プロジェクト「にじゅうまるプロジェクト」には、「住友林業グループ生物多様性長期目標」「生物多様性に配慮した住友林業社有林施業」「住友林業富士山『まなびの森』プロジェクト」の3つのプロジェクトを2016年6月に登録しています。この3つのプロジェクトは、多様な主体との連携を図っていること、取り組み自体が企業の特徴を活かした影響力が大きい内容であること、愛知目標との関係性を整理しており関連業界への波及効果が期待できることなどが評価されて、2017年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業（第10弾）として一括して認定されました。

さらに、住友林業緑化株式会社では、環境緑化事業で手がけた物件について、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に行っています。なお、この公益財団法人都市緑化機構の会長を住友林業の会長が務めています。

▶ 住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の連携事業に認定

今後に向けて

今後についても、従来通り、2020年に向けた「住友林業グループ生物多様性長期目標」に沿った取り組みを着実に推進することを基本にします。また、住友林業グループの事業全体が生物多様性や自然資本に与える影響を定量化して測定することを検討していきます。

国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

環境報告

国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。

これらの方針のもと、樹木の生長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査にも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. 生態系の多様性

自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。

2. 種の多様性

天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。

3. 遺伝的多様性

遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

■「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員および請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。2016年度は、三重の山林に分布する種を新たにリストに加えるため、「住友林業レッドデータブック（大阪事業所　三重事業区編）」の新規作成を行いました。

住友林業レッドデータブック

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。

■鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしています。生物多様性に関連する基礎資料作成、および森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、兵庫・三重など（本州）の4地域を毎年1地域ずつ4年サイクルで調査し、各地域のデータを蓄積しています。

2016年度は新居浜の社有林において、(1)哺乳類調査、(2)猛禽類の定点調査、(3)猛禽類(クマタカ)の生育ポテンシャルマップ作成鳥類調査、定点写真撮影などのモニタリング調査を実施しました。 今回の調査では、クマタカは確認できませんでしたが、クマタカの営巣適地林と狩場適地がモザイク状に分布し、社有林内にはクマタカの成育に良好な環境が実現されていることが確認できました。

これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

	管理面積(ha)	確認された鳥獣類 （単位：種）									
			2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
四国社有林	14,783	哺乳類	14				11				10
		鳥類	31				34				24
九州社有林	9,182	哺乳類		11				12			
		鳥類		33				29			
北海道社有林	18,199	哺乳類			10				9		
		鳥類			38				40		
本州社有林 ※2013年岡山、兵庫、三重取得 ※2015年和歌山追加取得	4,280	哺乳類				12				(和)10 (兵)6	
		鳥類				25				(和)29 (兵)21	
全体	46,444										

※2015年は和歌山、兵庫の2地区にて実施

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンジカ

2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンザル

海外植林地における生物多様性保全

世界第3位の熱帯林を有するインドネシアでは、森林火災や違法伐採、焼畑耕作などによって、毎年約70万ヘクタールの森林が減少しているといわれています。このインドネシアの西カリマンタンで大規模産業植林を行っている住友林業グループでは、生物多様性に配慮した適切なゾーニングに基づき、土地に適した手法で植林を実施し管理しています。

2012年度は、植林事業地内に設定している保護区の選定・管理手法を客観的に見直すため、第三者機関である世界銀行系列の国際金融公社（IFC）とアドバイザリー契約を結び、2013年度には、植林事業地内における保護価値の高い森林エリア（HCVF：High Conservation Value Forest）の特定を行いました。この結果は、今後の事業計画に反映されます。また、2013年度、インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理認証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得しました。2016年度には、インドネシア環境林業省の持続的経営森林経営総局とモデル事業化のMOU（基本合意書）を締結しました。

▶ 海外における森林管理

今後に向けて

国内社有林においては、希少種の把握や保全に対する意識啓発を進めるとともに、哺乳類や特定種のモニタリング調査の実施等を通じ、生物多様性の保全と両立する山林経営の確立に取り組んでいきます。

海外で管理する森林においては、IFCとのアドバイザリー契約を毎年更新しながらインドネシア事業地の生物多様性アセスメントを実施することで、客観性を担保しながら保全活動に取り組んでいきます。

事業・サービスを通じた生物多様性保全

環境報告

緑化事業を通じた生物多様性保全「ハーモニックプランツ®」

住友林業緑化株式会社では、わが国の生物多様性を守るため、生態系や遺伝子系統に対する影響などを踏まえ植栽計画地に応じた緑化植物を選択しています。このような生物多様性に配慮した緑化植物を「ハーモニックプランツ®」と名付け、すべての緑化事業に適用しています。

樹木には、日本に古くから自生している植物（自生植物）と、外国から入ってきた植物（移入植物）、そして園芸植物（栽培品種）があります。移入植物の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪ったり、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物※）もあります。

植栽計画においては、保全レベルを考慮した4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に分け、これに応じて植物種を選択します。例えば、住宅の庭づくりを行う「街区エリア」では、「栽培品種を含む自生植物」を主体に「侵略性のない移入植物」からも緑化植物をバランスよく選択することで「彩り」を演出しています。さらに地域の生態系への悪影響が明らかな侵略植物を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物および生態系被害防止外来種

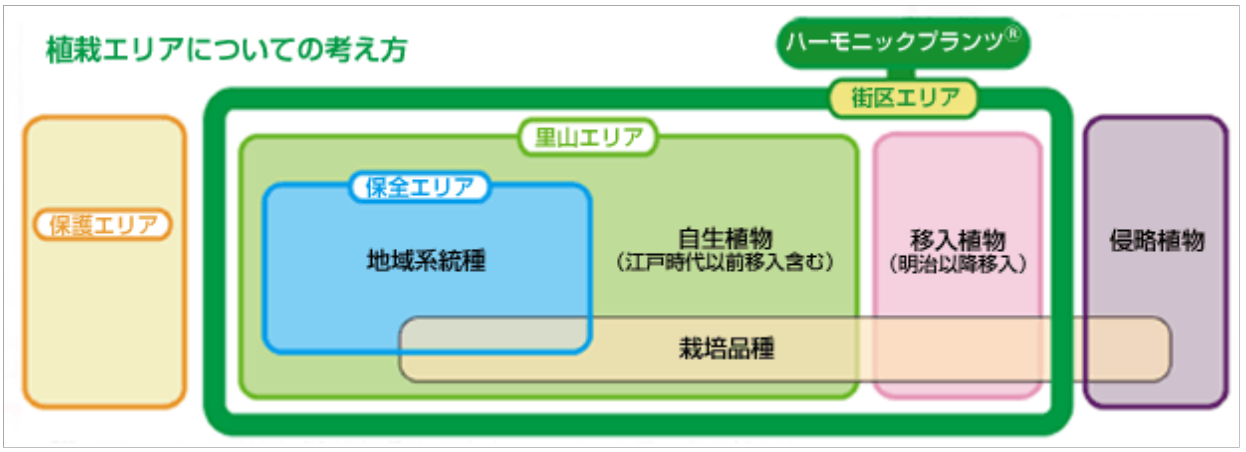

■「ハーモニックプランツ®」の普及・定着に向けて

住友林業緑化は、住友林業の戸建注文住宅や分譲住宅に、生物多様性に配慮した植栽を採用しています。2014年10月から住友林業とともに発売開始した総合的な庭提案「住友林業の庭」を主体に住まいと庭の一体設計を提案しており、植栽については「ハーモニックプランツ®」をもとに、生物多様性に配慮した計画の案内に努めています。

2016年度には、完工した832棟の分譲住宅の外構植栽工事すべてで「ハーモニックプランツ®」による植栽を行いました。また、同年度にオープンした住友林業の住宅展示場全17カ所でも「ハーモニックプランツ®」による植栽工事を実施するなど、お客様への植栽提案に活用するとともに、社員の意識啓発を図っています。

なお、「ハーモニックプランツ®」のうち、自生種の植栽本数についてはCSR中期計画で目標を設定しており、2016年度は住友林業の戸建注文住宅や分譲住宅に30,614本植栽しました。

▶「住友林業の庭」

▶CSR中期計画

▶（第三者保証マーク）について

生物多様性に関するコンサルティング事業

■社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の取得支援

「環境の時代」に求められる“緑地”への幅広いニーズに応えるためには、都市緑化、生物調査リスク管理など、緑地資産を取り巻く専門分野の知見が必要となります。住友林業緑化では、住友林業、株式会社インターリスク総研、株式会社地域環境計画とともに、「エコアセット™・コンソーシアム」というコンサルタントチームを組織し、コンサルタント業務を通じて、企業所有の緑地環境を活用した“社会貢献緑地”の普及に取り組んできました。

「エコアセット™・コンソーシアム」が緑地保全計画のコンサルタントを行っている「トヨタの森」では、その取り組みが高く評価され、2015年10月、「第3回みどりの社会貢献賞」を受賞しました。「みどりの社会貢献賞」とは、公益財団法人都市緑化機構が主催し、緑地の一般開放や生物多様性保全活動等が評価されるもので、緑地による社会貢献評価としては最高の賞のひとつです。

■株式会社明電舎沼津事業所　生物多様性プロジェクト

住友林業緑化では、「エコアセット™ ・コンソーシアム」に参画している企業と共同で、明電舎沼津事業所の既存緑地を活用した生物多様性取り組みを支援しています。明電舎沼津事業所は、富士山、駿河湾、柿田川湧水群など、豊かな自然に囲まれた沼津の地に、昭和36年に開業した、明電舎グループの基幹生産拠点。北は富士山から連なる丘陵地の自然、南は駿河湾の海浜の自然の影響を、それぞれ受け、多様な生態系上のポテンシャルを有しています。

「エコアセット™ ・コンソーシアム」では、既存緑地を活用した自然ふれあいプログラムを提案。2016年度には社員参加の生物多様性活動を2回実施しました。

富士山を望む立地

敷地内で確認されたハグロトンボ
（水質の良い清流に生息）

「生物多様性活動」社員およびその家族、
2日間で80名が参加

いきものマップを作成し社員参加の
モニタリングも実施

今後に向けて

今後も、「ハーモニックプランツ®」の普及促進を通じてわが国の生物多様性を守るとともに、コンサルティング事業を通じて社会貢献緑地の普及を図っていきます。また、「身近な生きものを知り、触れ合うアクティビティ」などを通じて、自然と共生する事業所づくりを提案していきます。

有害化学物質の管理

環境報告

化学物質の管理

■ 国内工場の化学物質管理

住友林業グループでは、国内は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に従って、対象となる住友林業クレスト株式会社の3工場（鹿島工場・新居浜工場・伊万里工場）それぞれについて、有害化学物質を管理しています。

国内工場の化学物質管理表（2016年度）

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量(kg/年)	排出量(kg/年)				移動量（kg/年）		製品への転換
					大気 ※VOC規制対象	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
住友林業クレスト	鹿島工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	13,703	9,600	0	0	0	0	4,100	2
		448	メチレンビス（4,1-フェニレン）＝ジイソシアネート	1,179	0	0	0	0	0	70	0
	小計			**14,882**	**9,600**	**0**	**0**	**0**	**0**	**4,170**	**2**
	新居浜工場	186	塩化メチレン（ジクロロメタン）	4,550	2,800	0	0	0	0	1,700	0.5
	小計			**4,550**	**2,800**	**0**	**0**	**0**	**0**	**1,700**	**0.5**
	伊万里工場	4	アクリル酸及び水溶性塩	11,347	0	0	0	0	0	0	11,327

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量(kg/年)	排出量(kg/年)				移動量（kg/年）		製品への転換
					大気 ※VOC規制対象	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
		7	アクリル酸ノルマル-ブチル	12,372	0	0	0	0	0	35	12,335
		84	グリオキサール	2,240	0	0	0	0	0	4.3	2,156
		134	酢酸ビニル	2,166,429	2,400	96	0	0	0	46	2,195,175
		349	フェノール	56,160	0	1	0	0	0	18	56,141
		395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	3,451	0	0	0	0	0	8.6	3,435
		407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までの及び混合物に限る）	2,328	0	12	0	0	0	6.4	2,269
		411	ホルムアルデヒド	158,286	49	0	0	0	0	290	166,591
		415	メタクリル酸	1,386	0	0	0	0	0	0	1,429
		448	メチレンビス（4,1－フェニレン）＝ジイソシアネート	9,688	0	0	0	0	0	45	9,643
	小計			**2,423,687**	**2,449**	**109**	**0**	**0**	**0**	**453.3**	**2,460,501**

対象会社	対象部署	物質番号	化学物質の名称	取扱量(kg/年)	排出量(kg/年)				移動量（kg/年）		製品への転換
					大気 ※VOC規制対象	水域	土壌	埋立処分	下水道	当該事業所外	
	合計			2,443,119	14,849	109	0	0	0	6,323.3	2,460,504

（第三者保証マーク）について

■ 海外工場の化学物質管理

海外の工場においては、各国の化学物質管理規制に従って、下表の通り、接着剤や塗料などに含まれる化学物質を管理しています。

海外工場の化学物質管理表（2016年度）

対象会社	国	化学物質の名称等	取扱量（t/年）	排出量（t/年）		移動量（t/年）
				大気 ※ＶＯＣ規制対象	水域その他	製品への転換
KTI	インドネシア	MA、UA他接着剤等	15,867	–	–	10,859
ASTI	インドネシア	スチレン、キシレン、溶剤	23	–	–	6
RPI	インドネシア	イソシアネート、ホルムアルデヒド	658	–	–	400
NPIL	ニュージーランド	ホルムアルデヒド	371	–	–	371
VECO	ベトナム	イソシアネート、ホルムアルデヒド他	403	0	146	257
CCC	アメリカ合衆国	MEK、アルコール類他	193	165	–	28
		合計	17,515	165	146	11,920

大気汚染物質の管理

■ 国内工場の大気汚染物質管理

大気については「大気汚染防止法」および地域条例に則り、対象となる住友林業クレスト株式会社の各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、スミリン農産工業株式会社の新城工場、紋別バイオマス発電株式会社それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばい塵の大気中への排出濃度検査を定期的に実施しています。

国内工場の大気汚染物質管理表（2016年度）

対象会社	対象部署	測定物質	排出量(kg/年)	（基準値）		測定濃度	大気への排出量（mg-TEQ）
				単位			
住友林業クレスト	鹿島工場	ダイオキシン	–	ng-TEQ/m³	5	3.3	89
	静岡工場	ダイオキシン	–	ng-TEQ/m³	5	0.5	2

対象会社	対象部署	測定物質	排出量(kg/年)	（基準値）		測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
				単位			
住友林業クレスト	新居浜工場	SOx（硫黄酸化物）	852	K値	3.5	＜ 0.01	2,303
		NOx(窒素酸化物)	272	ppm	350	45.4	2,303
		ばいじん	284	g/Nm³	0.3	0.115	2,303
	伊万里工場	SOx（硫黄酸化物）	2,033	K値	17.5	-	-
スミリン農産工業	新城工場	SOx（硫黄酸化物）	28	K値	17.5	1.53	11,400
		NOx(窒素酸化物)	225	ppm	200	50	11,400
		ばいじん	42	g/Nm³	0.2	＜ 0.005	11,400

対象会社	対象部署	測定物質	排出量(kg/年)	（基準値）		測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
				単位			
紋別バイオマス発電所		SOx（硫黄酸化物）	84,559	ppm	700	55.8	181,750
		NOx(窒素酸化物)	109,149	ppm	250	100.8	181,750
		ばいじん	209	g/Nm³	0.1	＜ 0.005	181,750

■ 海外工場の大気汚染物質管理

海外の工場においては、各国および地域の規制に従って、インドネシアとベトナムではNOx、SOx、ばい塵の排出濃度測定を、アメリカ合衆国では、VOCの排出量の測定を実施しています。

海外工場の大気汚染物質管理表（2016年度）

対象会社	国	測定物質	（基準値）		測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
			単位			
KTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	22,600	1,495.0	–
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	262	1.6	–
		NOx(窒素酸化物)	μg/Nm³	92.5	23.0	–
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	42	0.1	–
		NH_3（アンモニア）	μg/Nm³	1,360	50.3	–
		O_3(オゾン)	μg/Nm³	200	3.1	–
		ばいじん	mg/Nm³	0.26	0.18	–
RPI	インドネシア	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	800	検出されず	–
		NOx(窒素酸化物)	mg/Nm³	1,000	116	–
		ばいじん	mg/Nm³	350	295.5	–

対象会社	国	測定物質	（基準値）		測定濃度	乾きガス流量（Nm³/h）
			単位			
ASTI	インドネシア	CO（一酸化炭素）	μg/Nm³	15,000	2,289.0	–
		SOx（硫黄酸化物）	μg/Nm³	632	8.1	–
		NOx(窒素酸化物)	μg/Nm³	316	5.2	–
		H_2S（硫化水素）	μg/Nm³	0.02	0.001	–
		NH_3（アンモニア）	ppm	2.0	0.054	–
VECO	ベトナム	SOx（硫黄酸化物）	mg/Nm³	500	8.12	–
		NOx(窒素酸化物)	mg/Nm³	850	464.88	–
		ばいじん	mg/Nm³	200	71.88	–

水質汚染物質の管理

■ 国内の水質汚染物質管理

水質については「水質汚濁防止法」に則り、対象となる筑波研究所および住友林業クレスト株式会社全工場(鹿島工場・静岡工場・新居浜工場・伊万里工場)それぞれについて、定期的に排水の水質濃度検査を実施しています。

国内工場の水質物質管理表（2016年度）

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
住友林業	筑波研究所	pH	–	5～9	7.3
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	＜600	14.0
		SS（浮遊物質量）	mg/L	＜600	25.0

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
		ノルマルヘキサン抽出物含有量／鉱油類	mg/L	＜5	＜1
		ノルマルヘキサン抽出物含有量／動植物油脂	mg/L	＜30	＜1
		沃素消費量	mg/L	＜220	＜5
		フェノール類	mg/L	＜5	＜0.025
		銅含有量	mg/L	＜3	＜0.02
		亜鉛含有量	mg/L	＜2	0.03
		溶解性鉄含有量	mg/L	＜10	0.08
		溶解性マンガン含有量	mg/L	＜10	＜0.02
		シアン化合物	mg/L	＜1	＜0.1
		六価クロム化合物	mg/L	＜0.5	＜0.005
		ベンゼン	mg/L	＜0.1	＜0.001
		ホウ素およびその化合物	mg/L	＜10	0.03
		フッ素およびその化合物	mg/L	＜8	＜0.17
住友林業クレスト	鹿島工場	pH	–	5.8～8.6	10.8
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	–	3.0
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	10.0	6.6
		SS（浮遊物質量）	mg/L	10.0	6.0
	静岡工場	pH	–	5.8～8.6	7.2
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	＜ 160	8.4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	–	–
		SS（浮遊物質量）	mg/L	＜ 200	6.6
	新居浜工場	pH	–	5.8～8.6	7.2

対象会社	対象部署	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	–	–
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	160	7.0
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200.0	44.7
	伊万里工場	pH	–	5.8～8.6	7.7
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	–	–
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	70	31.3
		SS（浮遊物質量）	mg/L	70.0	8.1

■ 海外の水質汚染物質管理

海外の工場においては、各国の排水水質規制に従って、水質汚染物質の濃度検査を実施しています。

海外工場の水質物質管理表（2016年度）

対象会社	国	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
KTI	インドネシア	pH	–	6～9	7.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75.0	4.2
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125.0	10.3
		TSS（浮遊物質量）	mg/L	50.0	5.3
		NH3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4.0	0.0
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0.3	0.0
RPI	インドネシア	pH	–	6～9	8.6
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	75	4.4
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	125	12.4
		NH3-N（アンモニア濃度）	mg/L	4	0.2
		Fenol（フェノール濃度）	mg/L	0	<0.001
ASTI	インドネシア	pH	–	6～9	7.0
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	50.0	16.0
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	100.0	34.6
		溶解性鉄含有量	mg/L	5	0.0043
		溶解性マンガン含有量	mg/L	2	<0.0059
		銅含有量	mg/L	2	0.0094
		亜鉛含有量	mg/L	5	0.0062
		六価クロム化合物	mg/L	0.1	0.0001

対象会社	国	検査項目	（基準値）		測定濃度
			単位		
		クロム化合物	mg/L	0.5	0.0322
		カドミウム化合物	mg/L	0.05	<0.0013
		鉛化合物	mg/L	0.1	0.0659
		硫化水素化合物	mg/L	0.05	0.0058
		硝酸塩化合物	mg/L	20	0.4537
		亜硝酸塩化合物	mg/L	1	0.0062
VECO	ベトナム	pH	–	5～9	7.4
		BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/L	100	60.3
		COD（化学的酸素要求量）	mg/L	300	138.4
		SS（浮遊物質量）	mg/L	200	24.1
NPIL	ニュージーランド	pH	–	6～9	適合
		BOD（生物化学的酸素要求量）	kg/日	2,350	適合
		COD（化学的酸素要求量）	kg/日	6,400	適合
		SS（浮遊物質量）	kg/日	650	適合

アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。

一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

使用済みの高圧コンデンサなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に則り適切に管理し、処理を進めています。

住友林業クレストでは、2016年度は、工場閉鎖に伴う設備の撤去などにより、2015年度に引き続き9,955kgのPCBを処理しました。2016年度末現在、225台を保管、44台は使用しています。また、筑波研究所および河之北開発株式会社においても現在使用中の設備が5台あり、計274台が管理中となっています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理状況※1

対象会社	対象施設	2015年度 処理量(kg)※1	2016年度 処理量(kg)※1
住友林業クレスト株式会社	伊万里工場	1,637	1,385
	(旧)名古屋工場※2	1,720	0
	(旧)九州工場※2	3,695	8,570
	小計	**7,052**	**9,955**

※1 上記処理量(kg)は、処分届の数量で、保管容器込みの重量を記載している
※2 (旧)名古屋工場、(旧)九州工場は、2015年6月末に閉鎖しました

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の管理状況※1

対象会社	対象施設	2017年度以降 処理予定(台数)	管理状況
住友林業	筑波研究所	4	コンデンサー使用中
住友林業クレスト	(旧)名古屋工場※2	225	蛍光灯安定器保管中
		44	変電機器使用中
河之北開発	コース管理棟	1	受電盤使用中
	小計	**274**	

※1 上記記載の機器は、現在使用中もしくは保管中の機器であり、処理検討中のもの
※2 上記(旧)名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖しました

フロン排出量の管理

筑波研究所などの試験設備や関係会社の空調・保冷庫などの冷媒として使用されているフロン類ガスについては、2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」に則り、下表のようにフロン排出量を定期検査時のフロン充填量で管理しています。

フロン排出量管理状況

対象会社	対象施設	2016年度 フロン充填量(kg)	換算値 (kgCO_2)
住友林業	筑波研究所 （試験設備等）	28.6	52,299
株式会社フィルケア	デイフォレスト東山田	1.0	–
株式会社フィルケア	グランフォレスト氷川台	0.3	–
河之北開発	レストラン	11.0	–
ジャパンバイオエナジー	事務所	3.0	–
合計		**43.8**	**52,299**

※ フロン排出量は、定期点検時のフロン充填量(kg)で管理している

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000カ所～2,000カ所が閉鎖される見込みです。

ガソリンスタンド跡地に施工されたシバ

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、JXTGエネルギー株式会社（当時：JX日鉱日石エネルギー株式会社）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。これまで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち3件で浄化が完了しました。

なお、2013年「環境対策に係る模範的取組表彰（大臣表彰）」を受賞するとともに、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められたほか、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。

水資源の有効利用

環境報告

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

住友林業グループでは、国内外の製造会社に加え、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点で水の使用量や水源も把握しています。国内製造会社では、主に住宅の内装材などの木材加工品を製造しているため、水使用量は多くありませんが、可能な限り水資源を有効利用するため、各工場で節水に取り組んでいます。当社グループで水使用量が比較的多い住友林業クレスト株式会社（接着剤製造）、河之北開発株式会社（ゴルフ場運営）、株式会社フィルケア（介護施設運営）では、毎年、水使用量の削減目標値を掲げて取り組んでいます。

これらにより、2016年度途中から稼働しているバイオマス発電事業などの影響を除く、国内の当社グループ全体の2017年度の水使用量削減目標値は、1.19%削減になっています。

また、住友林業では、2015年度、当社の住宅の施工現場の水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m²あたり約0.0887m³であることがわかりました。

住友林業グループ会社の水使用量推移※1

	国内オフィス部門他（単位：m³）			国内工場・発電事業部門（単位：m³）			海外工場	合計
	2014年度	2015年度	2016年度	2014年度	2015年度	2016年度	2016年度	2016年度
上水道	64,064	170,117	80,052	22,492	17,612	114,028	581,263	775,343
地下水	2,970	3,438	0※2	201	124	0※2	168,007	168,007
工業用水	109,500※2	120,306※2	131,206	173,468	166,444	717,998	215,065	1,064,269
合計	176,534	293,861	211,258	196,161	184,180	832,026	964,335	2,007,619

※1 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※2 2015年度までは、水源を地下水とする水道局から購入した水などについて地下水で計上していた。2016年度から、一般的開示に基づき、水道局から購入した水などについてはすべて上水道に計上した

（第三者保証マーク）について

■ 住友林業クレストの取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレストの伊万里工場（旧九州第二工場）では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなど、水使用量削減のため主に3つの施策を推進しています。

排水のCOD測定

■ 住友林業クレスト伊万里工場の節水施策

1. 設備洗浄水の一部を回収し、原材料水として再利用する。
2. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。
3. COD※測定による水質管理を実施し、必要最低限の水で排水処理を行う。

※ 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標のひとつ

■ 関連イニシアチブへの参画

水に関連するイニシアチブには参画していませんが、2017年度、住友林業グループ宛に初めて、「CDPウォーター」の質問書が届いたことから、これに回答し、より詳しい水関連リスクへの取り組み内容等を公表する予定です。

今後に向けて

住友林業グループは、水ストレスの高い地域を含む国においても事業を展開しており、当該地域における水使用量の削減を検討する予定です。また、現在、集計に含めていない製造事業以外の海外関係会社の水使用量の集計を検討する予定です。

環境会計

環境報告

2016年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

（注） 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含んでいます

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額（百万円）
事業エリア内コスト	地球環境保全コスト※1	持続可能な森林の育成	656
		環境ビジネス（海外コンサルティング、REDD＋関連事業など）	96
		カーボンオフセットの実施	62
	資源循環コスト※2	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	6,116
		廃木材チップの流通事業運営	265
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	315
上・下流コスト※3		グリーン購入	37
管理活動コスト※4		環境管理活動の運営･推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など）	158
		環境負荷の監視	1
		環境情報の開示および運用（CSRレポート、環境関連広告、環境関連展示など）	19
研究開発コスト※5		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	783
社会活動コスト※6		「まなびの森」管理・運営	19

コストの分類	主な取り組みの内容	費用額（百万円）
	「フォレスターハウス」管理・運営	8
	その他社会貢献活動	2
	経団連自然保護基金への寄付	2
合計		8,538

※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費、カーボンオフセット実施のための海外植林費用を算出
※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出
※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出
※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費および審査費用、環境関連広告、環境関連展示、CSRレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出
※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出
※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費および経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

▶ 経団連自然保護協議会

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算）	1,149千m³
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量	18千トン
上・下流コストに対する効果	グリーン購入率	71.0%
管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者	316名
研究開発コストに対する効果	～花の色が白色から桃色に変化する、新品種の可能性～ 御神木“北野桜”の組織培養による苗木増殖に成功 昨年の紅和魂梅に続き、貴重木の保護に取り組む	-
	ジャパンバイオエナジー株式会社 川崎市より優良産廃処理業者に認定	-

効果の分類	効果の内容	効果
	～林業活性化による地方創生を目指し～ 福岡県糸島市の「森林・林業マスタープラン」作成開始	-
	純木質耐火集成材の新規大臣認定を4社で取得 ～「FRウッド®」の部材仕様を合理化し、大幅なコストダウンを実現～	-
	～国産材を主燃料とした発電施設として日本最大級の発電規模５０MWバイオマス発電～ 紋別バイオマス発電所　営業運転開始	-
	～菅原道真公ゆかり　平成の飛梅（とびうめ）プロジェクト～ 北野天満宮の御神木「紅和魂梅（べにわこんばい）」の培養苗が里帰り DNA分析により接ぎ木の可能性も	-
社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数	274名
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数	794名
	「フォレスターハウス」来場者数	2,765名
	KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得	-
	住友林業グループCSRレポート2016 第20回環境コミュニケーション大賞で「審査委員会特別優秀賞」を受賞	-
	住友林業の富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト 文科省から審査委員会奨励賞	-
	住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」の連携事業に認定	-

グループ主要製造会社の環境データ

環境報告

国内グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい国内製造会社および発電事業所について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

住友林業クレスト

項目（単位）		鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
エネルギー投入量（GJ）		29,242	25,156	23,416	15,035	92,849
原材料投入量（t）		9,451	33,935	4,445	12,513	60,344
水資源使用量（m^3）						
	上水	4,725	5,773	93	93	10,684
	主な水源地	湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園）	地下水-大井川流域	–	貯水池	–
	工業用水	–	–	6,482	193,540	200,022
	主な水源地	–	–	地下水（新居浜市水道局）	河川-有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区）	–
温室効果ガス排出量（t-CO_2）						
	二酸化炭素（CO_2）	1,446	1,264	1,642	900	5,252
	メタン（CH_4）※	–	5	5	–	10
	一酸化二窒素（N_2O）※	–	0.5	0.4	–	1
廃棄物排出量（t）		2,166	2,097	903	291	5,457

項目（単位）	鹿島工場	静岡工場	新居浜工場	伊万里工場	小計
排水量（m³）					
下水道	3,603	0	6,575	0	10,178
海域	0	0	0	0	0
河川	0	5,773	0	0	5,773
湖沼	0	0	0	178,335	178,335
大気への排出量（kg）					
硫黄酸化物（SOx）	–	–	852	2,033	2,885
窒素酸化物（NOx）	–	–	272	–	272
ばいじん	–	–	284	–	284

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

スミリン農産工業

項目（単位）	飛島工場	新城工場	小計
エネルギー投入量（GJ）	2,576	5,516	8,092
原材料投入量（ｔ）	15,779	5,986	21,765
水資源使用量（m³）			
上水	487	402	889
主な水源地	河川-木曽川流域（保護地域該当なし）	河川-豊川系統の県水	–
工業用水	–	–	–
主な水源地	–	井戸水	–
温室効果ガス排出量（t-CO_2）			
二酸化炭素（CO_2）	153	350	503
メタン（CH_4）※	–	–	–
一酸化二窒素（N_2O）※	–	–	–

項目（単位）		飛島工場	新城工場	小計
廃棄物排出量（t）		42	23	65
排水量（m³）				
	下水道	0	0	0
	海域	487	0	487
	河川	0	402	402
	湖沼	0	0	0
大気への排出量（kg）				
	硫黄酸化物（SOx）	–	28	28
	窒素酸化物（NOx）	–	225	225
	ばいじん	–	42	42

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

発電事業所

項目（単位）		ジャパンバイオエナジー	オホーツクバイオエナジー	紋別バイオマス発電	小計
エネルギー投入量（GJ）		9,022	10,409	2,929,929	2,949,360
原材料投入量（ｔ）		54,168	86,666	0	140,834
水資源使用量（m³）					
	上水	5,136	269	393	5,798
	主な水源地	相模湖、相模川水系、宮ヶ瀬ダム	渚滑川水系	渚滑川水系	–
	工業用水	–	–	517,976	517,976
	主な水源地	–	–	–	–
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
	二酸化炭素（CO_2）	207	709	90,343	91,259
	メタン（CH_4）※	–	–	2,668	2,668

項目（単位）		ジャパンバイオエナジー	オホーツクバイオエナジー	紋別バイオマス発電	小計
	一酸化二窒素（N_2O）※	–	–	46,043	46,043
廃棄物排出量（t）		502	0	8,229	8,731
排水量（m^3）					
	下水道	0	208	218,852	219,060
	海域	514	0	0	514
	河川	0	0	0	0
	湖沼	0	0	0	0
大気への排出量（kg）					
	硫黄酸化物（SO_x）	–	–	84,559	84,559
	窒素酸化物（NO_x）	–	–	109,149	109,149
	ばいじん	–	–	209	209

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

国内全工場合計

項目（単位）		合計
エネルギー投入量（GJ）		3,050,301
原材料投入量（ｔ）		222,943
水資源使用量（m^3）		
	上水	17,371
	主な水源地	–
	工業用水	717,998
	主な水源地	–
温室効果ガス排出量（t-CO_2）		
	二酸化炭素（CO_2）	97,014

項目（単位）		合計
	メタン（CH_4）※	2,678
	一酸化二窒素（N_2O）※	46,044
廃棄物排出量（t）		14,253
排水量（m^3）		
	下水道	229,238
	海域	1,001
	河川	6,175
	湖沼	178,335
大気への排出量（kg）		
	硫黄酸化物（SO_x）	87,472
	窒素酸化物（NO_x）	109,646
	ばいじん	535

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

海外製造会社 1/2

項目（単位）		リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）	アルパインMDF・インダストリーズ（ALPINE MDF）	アスト・インドネシア（ASTI）	クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）
エネルギー投入量（GJ）		288,473	544,717	85,978	703,693
原材料投入量（t）		166,080	234,323	93,399	555,636
水資源使用量（m³）					
	上水	0	128,793	31,374	0
	工業用水	0	0	7,530	207,535
	地下水	54,708	0	0	113,299
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
	二酸化炭素（CO_2）	20,112	39,996	6,321	49,619
	メタン（CH_4）※	471	1,388	0	386
	一酸化二窒素（N_2O）※	44	130	0	36
廃棄物排出量（t）		21,476	52,238	3,237	35,179
排水量（m³）					
	下水道	0	47,996	0	0
	海域	0	0	0	125,665
	河川	53,472	0	31,374	0

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

海外製造会社 2/2

項目（単位）		ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）	ヴィナ・エコ・ボード（VECO）	キャニオンクリーク（CC）	合計
エネルギー投入量（GJ）		1,013,096	331,056	63,884	3,030,896
原材料投入量（t）		766,222	192,074	9,346	2,017,080
水資源使用量（m³）					
	上水	352,761	68,335	–	581,263
	工業用水	0	0	–	215,065
	地下水	0	0	–	168,007
温室効果ガス排出量（t-CO_2）					
	二酸化炭素（CO_2）	13,917	12,215	3,269	145,450
	メタン（CH_4）※	1,406	86	0	3,737
	一酸化二窒素（N_2O）※	131	8	0	349
廃棄物排出量（t）		111,664	22,416	–	246,210
排水量（m³）					
	下水道	338,814	14,338	–	401,198
	海域	0	0	–	125,665
	河川	0	0	–	84,846

※　メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

会社概要

住友林業の概要

会社名	住友林業株式会社
本社所在地	〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号　経団連会館
資本金	27,672百万円
設立	1948年（昭和23年）2月20日
創業	1691年（元禄4年）
従業員数	単体4,485名、連結17,802名（2017年3月31日現在）
営業種目	**■資源環境事業** 山林の経営、林業・環境関連の新規事業開発、バイオマス発電事業等環境エネルギー事業、海外における植林事業の管理、国内外の温室効果ガス排出削減に関するコンサルタント業務 **■木材建材事業** 木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等 **■海外事業** 海外における、木材・建材の製造・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・販売等 **■住宅事業** 戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、ＣＡＤ・敷地調査等 **■生活サービス事業** 有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等
社有林	46,444ヘクタール（2017年3月31日現在）

主要財務データ

連結売上高と営業・経常・当期純利益の推移

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上高（億円）	8,452	9,730	9,973	10,405	11,134
営業利益（億円）	253（3.0%）	334（3.4%）	340（3.4%）	301（2.9%）	540（4.8%）
経常利益（億円）	270（3.2%）	336（3.4%）	364（3.7%）	305（2.9%）	578（5.2%）
当期純利益（億円）	159（1.9%）	225（2.3%）	186（1.9%）	97（0.9%）	345（3.1%）

※ %は対売上高比率です

セグメント別連結売上高・売上高比率（2016年度）

	木材建材事業	住宅事業	海外事業	その他事業
売上高（億円）	4,244	4,663	2,479	230
売上高比率（%）	36.5%	40.1%	21.3%	2.0%

※1　%は対売上高比率です
　2　各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、各セグメントの売上高の合計は連結売上高（1兆1,134億円）とは一致しません

▶ 業績・財務情報（IR情報へリンク）

編集方針

編集方針

住友林業グループは、「CSRレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

2017年度版のウェブサイトは、「トップコミットメント」「CSR活動ハイライト」のほか、全体を「CSR経営」「経営体制」「社会性報告」「環境報告」の4パートに分け、CSRに関する考えや方針、具体的な活動を掲載しました。

当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひご意見をお寄せください。

- CSRレポート　アンケートページ

報告対象組織：
当社と連結子会社および一部持分法適用会社を報告対象としています。
※本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内･海外の連結子会社および一部持分法適用会社を含みます

- グループ会社一覧

発行時期：2017年7月　英語版：2017年9月

報告対象期間：
国内：2016年4月～2017年3月
※報告の一部に、2017年4月以降の活動と将来の見通しを含む
海外：2016年1月～2016年12月
※アルパイン・MDF・インダストリーズ（Alpine）社は、2017年3月末に全持ち株を売却し、当社連結対象会社ではなくなったため、2016年1月～2017年3月までの実績を報告しています

参考ガイドライン：
「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）、「ISO26000：2010　社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）、「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」（GRI）本報告書にはGRIサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されています。

報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。 また、CSRレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定および集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

社外からの評価／ガイドライン

社会的責任投資（SRI）指数

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境配慮や社会貢献度などを基準とした「社会的責任投資（Socially Responsible Investment）」への関心が高まっています。住友林業グループは、2017年7月時点で下記のSRI指数に組み入れられています。

■ FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定

■ モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）

モーニングスター株式会社と特定非営利活動法人パブリックリソースセンターが共同で開発した、日本企業を対象とした株価指数。国内上場企業約4,000社を対象に、社会性に優れた企業150社が選定される。2008年より継続選定

■ SNAMサステナブル運用

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（SNAM）によるESG評価。SOMPOリスクケアマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレックスの社会・ガバナンス調査を元に決定される。2013年度より継続選定

■ FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつで、FTSE社によるESG評価指数

■ MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつ。米MSCI社による時価総額上位500銘柄を選出した「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数

■ MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数のひとつ。「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、およびウェブサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCIおよび関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではありません。MSCI指数はMSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称とロゴは、MSCIおよび関係会社の商標もしくはサービスマークです。

2016年度の主な評価・表彰実績

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2016年7月	第10回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	住友林業の高遮音床「遮音60仕様」、木の間接照明による睡眠の質改善効果と疲労軽減効果、住友林業クレスト株式会社の住宅・内装建材「ただいま収納シリーズ」がキッズデザイン賞を受賞 KIDS DESIGN AWARD 2016 ▶ ニュースリリース	住友林業 住友林業クレスト
2016年9月	2016年度　グッドデザイン賞 公益財団法人日本デザイン振興会	木の持つ良さ、特長を活かす快適な空間設計、安心・安全の住まいの実現に通ずる技術提案など3件の取り組みが受賞 GOOD DESIGN AWARD 2016 ▶ ニュースリリース	住友林業 住友林業ホームテック
2016年10月	ウッドデザイン賞2016 ウッドデザイン賞運営事務局	企業と協働し開発した檜を素材とするキッズファニチャー、木のリラックス効果に関する研究など2件の取り組みが受賞 JAPAN WOOD DESIGN AWARD 2016 ▶ ニュースリリース	住友林業

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2016年10月	第54回技能五輪全国大会 中央職業能力開発協会	青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能五輪の建築大工職種部門で1名が銅賞、2名が敢闘賞を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業ホームエンジニアリング
2016年10月	CDP気候変動2016 CDP	「CDP気候変動2016」最高評価の「気候変動Ａリスト」企業に選定 ▶ ニュースリリース	住友林業
2017年1月	RobecoSAM Sustainability Award 2017 RobecoSAM	「持続可能性に優れた企業」に2008年より10年連続して選ばれるとともに、Home Building Industryのカテゴリーにおいて「Bronze Class（銅）」に2年連続選定 ▶ ニュースリリース	住友林業
2017年2月	第29回技能グランプリ 中央職業能力開発協会・一般社団法人 全国技能士会連合会	熟練技能者が日本一を競う大会で、技能職社員1名が建築大工部門で銅賞を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業ホームエンジニアリング
2017年2月	第20回環境コミュニケーション大賞 環境省・一般財団法人 地球・人間環境フォーラム	住友林業グループCSRレポート2016が環境報告書部門で「審査委員会特別優秀賞（第20回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞）」を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2017年2月	健康経営優良法人銘柄2017 経済産業省・日本健康会議	「健康経営優良法人2017」に選定 2017 健康経営優良法人 Health and productivity ホワイト500 ▶ ニュースリリース	住友林業
2017年3月	第3回健康科学ビジネスベストセレクションズ 健康科学ビジネス推進機構	「木の内装と間接照明を組み合わせた寝室環境による睡眠の質改善効果と疲労軽減効果」に関する研究が、研究開発・取り組み部門で入選 ▶ ニュースリリース	住友林業
2017年3月	紺綬褒章 日本国政府	官民協働の大学生や高校生の海外留学を支援する制度「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ　日本代表プログラム」への支援に対して受章 ▶ ニュースリリース	住友林業
2017年3月	青少年の体験活動推進企業表彰 文部科学省	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクトが「審査委員会奨励賞」を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業

GRIガイドライン対照表

本報告書にはGRIサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されています。

▶ GRIガイドライン対照表

第三者保証報告書

▶ 第三者保証報告書

GRIガイドラインとの対照表

GRIガイドラインと報告内容との対応関係

■ 一般標準開示項目

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
戦略および分析			
G4-1	a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。	6.2	▶ トップコミットメント
G4-2	a. 主要な影響、リスクと機会について説明する。 組織は、主要な影響、リスクと機会に関して、2つのセクションに簡潔に記述すべきである。	6.2	▶ トップコミットメント ▶ リスクマネジメント ▶ 環境リスクマネジメント ▶ IR関連資料
組織のプロフィール			
G4-3*	a. 組織の名称を報告する。		▶ 会社概要
G4-4*	a. 主要なブランド、製品およびサービスを報告する。		▶ 会社概要 ▶ 事業紹介 ▶ サービス一覧
G4-5*	a. 組織の本社の所在地を報告する。		▶ 会社概要

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-6*	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。		▶ グループ会社一覧
G4-7*	a. 組織の所有形態や法人格の形態を報告する。		▶ 会社概要
G4-8*	a. 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）を報告する。		▶ 会社概要 ▶ グループ会社一覧
G4-9*	a. 組織の規模（次の項目を含む）を報告する。 ・ 総従業員数 ・ 総事業所数 ・ 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） ・ 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） ・ 提供する製品、サービスの量		▶ 会社概要 ▶ 業績・財務情報

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-10*	a. 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。 b. 雇用の種類別、男女別の総正社員数を報告する。 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。 d. 地域別、男女別の総労働力を報告する。 e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否かを報告する。 f. 雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）があれば報告する。	6.4 6.4.3	▶ 社員関連データ
G4-11*	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5 6.3.10	▶ 社員とのコミュニケーション ▶ 社員関連データ
G4-12*	a. 組織のサプライチェーンを記述する。		▶ 責任ある木材調達
G4-13*	a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。 例えば、 ・ 所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・ 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） ・ サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）		▶ 会社概要 ▶ 業績・財務情報

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-14*	a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。	6.2	▶ リスクマネジメント ▶ 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 労働安全衛生 ▶ 有害化学物質の管理
G4-15*	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。	6.2	▶ 経営理念とCSR経営 ▶ 社会貢献活動の推進
G4-16*	a. （企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。 ・ ガバナンス組織において役職を有しているもの ・ プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・ 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・ 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの	6.2	▶ 社会貢献活動の推進
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-17*	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。	6.2	▶ 事業紹介 ▶ グループ会社一覧
G4-18*	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。 b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する		▶ CSR重要課題とCSR中期計画
G4-19*	a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。		▶ CSR重要課題とCSR中期計画

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-20＊	a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・ 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する ・ 当該側面が、組織内のすべての事業体（G4-17による）にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ・ 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する		▶ CSR重要課題とCSR中期計画
G4-21＊	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。 ・ 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する ・ 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する ・ 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する		▶ 編集方針

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-22*	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。		
G4-23*	a. スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。		▶ 編集方針
ステークホルダー・エンゲージメント			
G4-24*	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。	6.2	▶ ステークホルダーエンゲージメント
G4-25*	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。	6.2	
G4-26*	a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。	6.2	▶ ステークホルダーエンゲージメント
G4-27*	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。	6.2	▶ 社会性報告
報告書のプロフィール			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-28*	a. 提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）。		▶ 編集方針
G4-29*	a. 最新の発行済報告書の日付（該当する場合）。		▶ 編集方針
G4-30*	a. 報告サイクル（年次、隔年など）。		▶ 編集方針
G4-31*	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。		▶ アンケート
GRI内容索引			
G4-32*	a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。 b. 選択したオプションのGRI内容索引を報告する（以下の表を参照）。 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。（GRIでは外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない）。		本対照表
保証			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-33*	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。 c. 組織と保証の提供者の関係を報告する。 d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。	7.5.3	▶ 第三者保証報告書
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
G4-34*	a. 組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。		▶ コーポレートガバナンス ▶ 環境マネジメント体制
G4-35	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。		▶ コーポレートガバナンス ▶ 環境マネジメント体制 ▶ 社員とのコミュニケーション
G4-36	a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。		▶ コーポレートガバナンス ▶ 環境マネジメント体制

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-37	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。		▶ コーポレートガバナンス ▶ 情報開示とコミュニケーション ▶ 社員とのコミュニケーション
G4-38	a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成を、次の項目別に報告する。 ・ 執行権の有無 ・ 独立性 ・ ガバナンス組織における任期 ・ 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ ジェンダー ・ 発言権の低いグループのメンバー ・ 経済、環境、社会影響に関する能力 ・ ステークホルダーの代表		▶ コーポレートガバナンス
G4-39	a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由も報告する）。		▶ コーポレートガバナンス

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-40	a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準を、次の事項を含めて報告する。 ・ 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		▶ コーポレートガバナンス
G4-41	a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。 ・ 役員会メンバーの相互就任 ・ サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・ 支配株主の存在 ・ 関連当事者の情報		▶ コーポレートガバナンス ▶ コンプライアンス
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割			
G4-42	a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割を報告する。		▶ コーポレートガバナンス ▶ 環境マネジメント体制
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-43	a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。		▶ コーポレートガバナンス
G4-44	a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセスを報告する。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否かを報告する。 b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。		▶ コーポレートガバナンス
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
G4-45	a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。 b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否かを報告する。	6.2	▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 環境マネジメント体制

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-46	a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。		▶ リスクマネジメント
G4-47	a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度を報告する。	6.2	▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 事業活動に伴う環境負荷
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
G4-48	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職を報告する。		▶ 環境マネジメント体制
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			
G4-49	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。	6.2	▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ コンプライアンス ▶ 情報開示とコミュニケーション ▶ 社員とのコミュニケーション

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-50	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段を報告する。		▶ コンプライアンス
報酬とインセンティブ			
G4-51	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告する。 ・ 固定報酬と変動報酬 b. - パフォーマンス連動報酬 - 株式連動報酬 - 賞与 - 後配株式、権利確定株式 ・ 契約金、採用時インセンティブの支払い ・ 契約終了手当 ・ クローバック ・ 退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているかを報告する。	6.2	▶ コーポレートガバナンス
G4-52	a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告する。		

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-53	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果も記述する。	6.2	▶ コーポレートガバナンス ▶ 情報開示とコミュニケーション ▶ 社員とのコミュニケーション
G4-54	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率を報告する。		
G4-55	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率を報告する。		
倫理と誠実性			
G4-56*	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）を記述する。	4.4	▶ 経営理念とCSR経営
G4-57	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）を報告する。		▶ 知的財産管理 ▶ コンプライアンス
G4-58	a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）を報告する。		▶ 知的財産管理 ▶ コンプライアンス

＊ 中核指標

■ 特定項目

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
経済			
経済パフォーマンス			
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.7 6.8.9	▶ 株主への利益還元 ▶ 知的財産管理 ▶ 会社概要 ▶ 有価証券報告書・内部統制報告書
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5	▶ 環境リスクマネジメント ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7	▶ IR関連資料
G4-EC4	政府から受けた財務援助		
地域での存在感			
G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 6.3.10 6.4.3 6.4.4 6.8.1 6.8.2	
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.7	▶ 公平な雇用・処遇 ▶ 社員関連データ
間接的な経済影響			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 6.8.1 6.8.2 6.8.7 6.8.9	▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 社会貢献活動の推進 ▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	▶ リスクマネジメント ▶ 環境リスクマネジメント
調達慣行			
G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	6.4.3 6.6.6 6.8.1 6.8.2 6.8.7	
環境			
原材料			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN1	使用原材料の重量または量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷
G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
エネルギー			
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷
G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN5	エネルギー原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN6	エネルギー消費の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス作排出削減
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献
水			
G4-EN8	水源別の総取水量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 水資源の有効利用 ▶ グループ主要製造会社の環境データ

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ グループ主要製造会社の環境データ
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	6.5.1 6.5.2 6.5.4	
生物多様性			
G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 環境リスクマネジメント ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN13	保護または復元されている生息地	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	6.5.1 6.5.2 6.5.6	▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
大気への排出			
G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.5	▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 持続可能な森林経営
G4-EN20	オゾン層破壊物質（ODS)の排出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.5	

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN21	NOx、 SOx、およびその他の重大な大気排出	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▶ 有害化学物質の管理 ▶ グループ主要製造会社の環境データ
排水および廃棄物			
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	▶ 事業活動に伴う環境負荷
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	6.5 6.5.3	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
G4-EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、Ⅷに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.6	
製品およびサービス			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.5 6.7.5	▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別） a. リユースやリサイクルされる製品や梱包材の比率を、製品区分別に報告する。 b. この指標のデータの収集方法を報告する。	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.7.5	▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
コンプライアンス			
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	6.5.1 6.5.2 4.6	
輸送・移動			
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.6.6	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出の削減
環境全般			
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種類別）	6.5.1 6.5.2	▶ 社会貢献活動の推進 ▶ 環境会計
サプライヤーの環境評価			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	
G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	6.3.5 6.5.1 6.5.2 6.6.6 7.3.1	
環境に関する苦情処理制度			
G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	6.3.6 6.5.1 6.5.2	
社会			
労働慣行とディーセント・ワーク			
側面：雇用			
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.1 6.4.2 6.4.3	▶ 社員関連データ
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.1 6.4.2 6.4.4 6.8.7	
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.1 6.4.2 6.4.4	▶ 社員関連データ
側面：労使関係			
G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.5	
側面：労働安全衛生			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▶ 社員とのコミュニケーション
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8.8	▶ 労働安全衛生 ▶ 社員関連データ
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	▶ 労働安全衛生
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▶ 社員とのコミュニケーション
側面：研修および教育			
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▶ 社員関連データ
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.1 6.4.2 6.4.7 6.8.5	▶ 人財育成
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▶ 人財育成
側面：多様性と機会均等			
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 6.3.7 6.3.10 6.4.1	▶ コーポレートガバナンス ▶ 社員関連データ
側面：男女同一報酬			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）	6.3.7 6.3.10 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.4	
側面：サプライヤーの労働慣行評価			
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 a. 労働慣行基準クライテリアによりスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの比率を報告する。	6.3.5 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.6.6 7.3.1	
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	6.3.5 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.6.6 7.3.1	▶ 労働安全衛生
側面：労働慣行に関する苦情処理			
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 6.4.1 6.4.2	▶ コンプライアンス
人権			
側面：投資			
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.5 6.6.6	▶ 人権の尊重
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.5	▶ 人権の尊重
側面：非差別			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	
側面：結社の自由と団体交渉			
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.5 6.6.6	
側面：児童労働			
G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6 6.8.4	▶ 責任ある木材調達 ▶ 取引先とのコミュニケーション ▶ 人権の尊重
側面：強制労働			
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.10 6.6.6	▶ 持続可能な木材調達に関する方針と体制 ▶ 取引先とのコミュニケーション ▶ 人権の尊重
側面：保安慣行			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.5 6.6.6	
側面：先住民の権利			
G4-HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 6.8.3	
側面：人権評価			
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5	▶ 人権の尊重 ▶ 取引先とのコミュニケーション
側面：サプライヤーの人権評価			
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.6.6	▶ 取引先とのコミュニケーション
G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.6.6	▶ 責任ある木材調達 ▶ 人権の尊重
側面：人権に関する苦情処理制度			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6	▶ コンプライアンス
社会			
側面：地域コミュニティ			
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.8	▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 6.5.3 6.8	
側面：腐敗防止			
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▶ コンプライアンス
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.6	▶ コンプライアンス
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▶ コンプライアンス
側面：公共政策			
G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1 6.6.2 6.6.4	
側面：反競争的行為			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1 6.6.2 6.6.5 6.6.7	▶ コンプライアンス
側面：コンプライアンス			
G4-S08	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	4.6 6.6.1 6.6.2	
側面：サプライヤーの社会への影響評価			
G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	
G4-S10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	▶ 責任ある木材調達
側面：社会への影響に関する苦情処理制度			
G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 6.6.1 6.6.2 6.8.1 6.8.2	
製品責任			
側面：顧客の安全衛生			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	▶ 責任ある木材調達 ▶ 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 建材の安全・品質管理
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	
側面：製品およびサービスのラベリング			
G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	▶ 責任ある木材調達 ▶ 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 建材の安全・品質管理
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	6.7.1 6.7.2 6.7.6	▶ 住宅の安全・品質管理・ユニバーサルデザイン ▶ お客様とのコミュニケーション
側面：マーケティング・コミュニケーション			

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上		
G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3	▶ お客様とのコミュニケーション
側面：顧客プライバシー			
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1 6.7.2 6.7.7	▶ お客様とのコミュニケーション
側面：コンプライアンス			
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.6	

独立した第三者保証報告書

2017 年 8 月 23 日

住友林業株式会社
代表取締役 社長 市川 晃 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 7 号
代表取締役 斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した CSR レポート 2017（PDF 版）（以下、「CSR レポート」という。）に記載されている 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までを対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

環境省の環境報告ガイドライン 2012 年版及び Global Reporting Initiative のサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 4 版等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準（以下、「会社の定める基準」という。CSR レポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として CSR レポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- CSR レポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した紋別バイオマス発電株式会社における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、CSR レポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以 上